

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度における  
経済産業省令と異なる前納減額金の計算方法の適用に係る  
調査結果及び再発防止策について

平成29年7月10日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

## はじめに

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「当機構」という。）が運営する小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度（以下「両共済制度」という。）に係る前納減額金制度において、経済産業省が定めた小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則（以下、「両施行規則」という。）と異なる前納減額金の額の計算方法を適用していたことが判明しました。

本事案は、前納減額金の計算において、前納期間に1か月未満の端数がある場合、両施行規則では、14日以下は切り捨てることとされておりますが、実際の運用では、日数にかかわらず1か月分として切り上げて計算していたものです。

当機構は、中小企業庁からの指示を受け、本事案の原因究明に向けて、関係する役職員及び関連資料に対する調査を実施するとともに、外部専門家の助言も得て、再発防止策を策定致しました。

本事案により、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。当機構は、役職員一丸となって、再発の防止に努めて参ります。

## (目 次)

I. 調査内容及びその結果	
1. 事実関係	5
(1) 制度概要	5
(2) 事案発覚の経緯	5
(3) 事案の概要	6
(4) 当該事案における影響	10
(5) 共済部門の体制	11
①組織の変遷	11
②現行の組織体制	11
③法令改正における共済部門の対応	11
(6) コンプライアンス体制	12
(7) 制度改正に伴う事務システム改修	12
(8) 共済業務の特性	12
2. 調査の実施体制	14
3. 調査内容について	14
(1) 調査目的	14
(2) 調査期間	14
(3) 調査内容	14
①関連資料の探索	16
②当機構役職員に対するアンケート調査	18
③当機構役職員に対するヒアリング調査	20
④内部監査に関する調査	22
⑤類似事案に関する調査	22
4. 調査結果について	22
(1) 関連資料の探索結果	22
①「小規模企業共済制度の手引き」	22
②「中小企業倒産防止共済法施行規則の要望事項」メモ	23
③「共済制度の概要」	24
④平成4年度の中小企業倒産防止共済加入者総合管理システム（共済管理システム）基本設計書	24
⑤外部向けの各種説明資料	25
⑥コンタクトセンターにおける問合わせ記録の探索	25
⑦システム開発会社への関連資料探索	26
(2) 当機構役職員に対するアンケート調査	26
①第一次アンケート（平成29年2月28日実施）	26
②第二次アンケート（平成29年3月29日実施）	27

(3) 当機構役職員に対するヒアリング調査	28
(4) 内部監査に関する調査	34
(5) 類似事案に関する調査	36
II. 原因分析	36
1. 本事案が発生した原因	36
2. 本事案が長年にわたり継続してきた原因	38
III. 再発防止策	40
1. 役職員の意識改革	40
2. 責任体制の明確化と牽制機能の強化	41
3. 監査機能の強化	42
(別添) 監事所見	43
(別紙1) 共済事業推進部(事業再生関連部署を除く。)の組織の変遷	44
(別紙2) 共済部門の現行体制図	47
(別紙3) 法令・システム改正時などでの対応について	48
(別紙4) コンプライアンス体制	49
(別紙5) 両共済制度におけるこれまでの制度改正・事務システム改修	50
(別紙6) アンケート・ヒアリングの実施者数等について	51
(別紙7) 小規模企業共済制度の手引	52
(別紙8) 中小企業倒産防止共済法施行規則の要望事項	60
(別紙9) 共済制度の概要	70
(別紙10) 中小企業倒産防止共済加入者総合管理システム基本設計書	82
(別紙11) 前納減額金に関する議論がされた経緯や検討体制が記述された書類について	85
(別紙12) 第1次アンケート結果	88
(別紙13) 第2次アンケート結果	89
(別紙14) 前身法人時代を含む元職員(共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む)へのヒアリング	90
(別紙15) ヒアリングについて	93
(別紙16) 年次印刷物の記載内容の変遷	96
(別紙17) 小規模企業共済制度の改善検討事項参考資料	97

# I. 調査内容及びその結果

## 1. 事実関係

### (1) 制度概要

小規模企業共済制度は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止、承継等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的に創設され、昭和40年12月から施行された、所謂経営者の退職金制度である。原則毎月掛金を収納し、事業廃止等共済事由発生時に、積立てた金額とその運用益を事由ごとに政令で定められた共済金等として給付する仕組みである。

同共済制度においては、経営基盤が一般に脆弱な中小企業・小規模事業者が不況の際など掛金の滞納が重なって共済契約を解除せざるを得ない事態を回避するため、経営状況が良好なときにできるだけ前納しておくよう、前納奨励の観点から前納減額金制度が措置されている。共済契約者が掛金を前納したときは、前納した月数に応じて掛金が割り引かれ、その額が後日、当機構から支払われる。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与することを目的に創設され、昭和53年4月から施行された、所謂連鎖倒産を防止するための保険制度である。原則毎月掛金を収納し、契約者の取引先が倒産し売掛金債権等の回収が困難な事態が生じたときに、回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲で貸付を行う仕組みである。

前納減額金制度についても、小規模企業共済制度と同様に措置されている。

### (2) 事案発覚の経緯

平成28年12月27日に、会計検査院より『中小企業倒産防止共済における前納減額金の計算について』と題する質問状を受領した。内容が前納減額金算定方法における割引の起算点に関する質問であったことから、年末に回答を作成する過程で、数名の前納契約者データを確認するとともに、職員への業務処理確認をした結果、施行規則と運用の乖離の可能性を認識するに至った。平成29年1月4日に、担当役員まで報告すると

ともに、同共済制度の所管課である中小企業庁経営安定対策室に第1報として報告した。

また、小規模企業共済制度においては、類似制度であり、かつ中小企業倒産防止共済制度が創設される以前から運営していることから、その取り扱いについても調査したところ、中小企業倒産防止共済制度と同様の処理が行われていることを同年1月10日に確認、副理事長まで報告。11日に小規模企業共済制度の所管課である中小企業庁小規模企業振興課に報告し、12日に理事長まで報告した。

### (3) 事案の概要

本事案は、前納減額金の計算において、前納期間に1か月未満の端数がある場合、両施行規則(\*1)では、14日以下は切り捨てることとしているが、実際の運用では、日数にかかわらず1か月分として切り上げて計算していたものである。これにより、前納減額金を両施行規則で定められている金額よりも多くお支払いしていた。(\*2)

(\*1)

(法律)

小規模企業共済法(昭和四十年六月一日法律第百二号)

第十八条 機構は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、経済産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年十二月五日法律第八十四号)

第十五条 機構は、共済契約者が、その納付すべき月の前月末日以前にする掛金の納付(以下「掛金前納」という。)をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その掛金の額を減額することができる。

(施行規則)

小規模企業共済法施行規則(昭和四十年六月一日通商産業省令第五十号)

第二十条 法第十八条の規定により減額することができる額は、掛金月額の千分の〇・九に、その月前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。)を乗じて得た額とする。

中小企業倒産防止共済法施行規則(昭和五十三年三月十日通商産業省令第六号)

第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額の千分の五に、その月前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合

においては、十二月とする。) を乗じて得た額とする。

( \* 2 ) 施行規則どおりに計算した場合との差額を試算

【小規模企業共済】

(前提)

- ・掛金月額：7万円(最大)
- ・納付月数：12か月分(年払)
- ・納付日：月後半

( i ) 前納減額金の計算方法

前納が行われた場合、当月分から順次掛金に充当されることになり、各月分の前納期間に応じて前納減額金が給付される。

施行規則の規定では、例えば12月18日に12か月分の掛金を納付した場合、12月分は当月分なので前納減額金なし、1月分も前納期間が14日以下なので前納減額金なし、2月分については1か月分、3月分については2か月分、…11月分については10か月分の前納減額金が支払われることとなるが、現行運用は、1月分から前納減額金の対象としている。

なお、計算方法は、以下の算式のとおり前納分の月数を合計して施行規則で定める率を乗じて得ることとなっている。

(運用) 翌月分+翌々月分+ … +11か月後月分 = 1+2+3+ … +11 = 66か月

(規則) 翌月分+翌々月分+ … +11か月後月分 = 0+1+2+ … +10 = 55か月

前納減額金の計算

(運用) 前納減額金 = 7万円 × (0.9/1,000) × 66か月 ≒ 4,158円

(規則) 前納減額金 = 7万円 × (0.9/1,000) × 55か月 ≒ 3,465円

差額 693円

(例)掛金月額7万円の者が12月18日に11ヶ月分の掛金を口座振替により前納した場合の影響額

(現行の運用)

(円)

前納月数	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
12ヶ月												
11ヶ月												63
10ヶ月											63	63
9ヶ月									63	63	63	63
8ヶ月								63	63	63	63	63
7ヶ月							63	63	63	63	63	63
6ヶ月						63	63	63	63	63	63	63
5ヶ月					63	63	63	63	63	63	63	63
4ヶ月				63	63	63	63	63	63	63	63	63
3ヶ月			63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
2ヶ月		63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
1ヶ月	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
各月計	0	63	126	189	252	315	378	441	504	567	630	693
合計	0	63	189	378	630	945	1,323	1,764	2,268	2,835	3,465	4,158

前納減額金の合計額

$$=70,000(\text{円}) \times 0.9 \div 1,000 \times 66(\text{月})(1+2+3+\dots+9+10+11)$$

$$\approx 4,158(\text{円})$$

(規定どおりの運用)

(円)

前納月数	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
12か月												
11か月												63
10か月											63	63
9か月									63	63	63	63
8か月								63	63	63	63	63
7か月							63	63	63	63	63	63
6か月						63	63	63	63	63	63	63
5か月					63	63	63	63	63	63	63	63
4か月				63	63	63	63	63	63	63	63	63
3か月			63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
2か月		63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
1か月	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
各月計	0	0	63	126	189	252	315	378	441	504	567	630
合計	0	0	63	189	378	630	945	1,323	1,764	2,268	2,835	3,465

前納減額金の合計額

$$=70,000(\text{円}) \times 0.9 \div 1,000 \times 55(\text{月})(1+2+3+\dots+8+9+10)$$

$$\approx 3,465(\text{円})$$

【中小企業倒産防止共済】

(前提)

- ・ 掛金月額：20万円（最大）
- ・ 納付月数：12か月分（年払）
- ・ 納付日：月後半

(i) 前納減額金の計算方法

前納が行われた場合、当月分から順次掛金に充当されることになり、各月分の前納期間に応じて前納減額金が給付される。

施行規則の規定では、例えば12月27日に12か月分の掛金を納付した場合、1



2月分は当月分なので前納減額金なし、1月分も前納期間が14日以下なので前納減額金なし、2月分については1か月分、3月分については2か月分、…11月分については10か月分の前納減額金が支払われることとなるが、現行運用は、1月分から前納減額金の対象としている。

なお、計算方法は、以下の算式のとおり前納分の月数を合計して施行規則で定める率を乗じて得ることとなっている。

$$\text{(運用) 翌月分+翌々月分+...+11か月後月分} = 1+2+3+\dots+11 = 66 \text{ か月}$$

$$\text{(規則) 翌月分+翌々月分+...+11か月後月分} = 0+1+2+\dots+10 = 55 \text{ か月}$$

### 前納減額金の計算

$$\text{(運用) 前納減額金} = 20 \text{ 万円} \times (5/1,000) \times 66 \text{ か月} = 66,000 \text{ 円}$$

$$\text{(規則) 前納減額金} = 20 \text{ 万円} \times (5/1,000) \times 55 \text{ か月} = 55,000 \text{ 円}$$

差額 11,000 円

(現行の運用)

(円)

前納月数	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
12ヶ月												
11ヶ月												1,000
10ヶ月											1,000	1,000
9ヶ月										1,000	1,000	1,000
8ヶ月									1,000	1,000	1,000	1,000
7ヶ月								1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6ヶ月							1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5ヶ月						1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4ヶ月					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3ヶ月				1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2ヶ月			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1ヶ月		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
各月計	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
合計	0	1,000	3,000	6,000	10,000	15,000	21,000	28,000	36,000	45,000	55,000	66,000

前納減額金の合計額

$$= 200,000 \text{ (円)} \times 5 \div 1,000 \times 66 \text{ (月)} (1+2+3+\dots+9+10+11)$$

$$= 66,000 \text{ (円)}$$

## (規定どおりの運用)

(円)

前納月数	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
12ヶ月												
11ヶ月												
10ヶ月												1,000
9ヶ月											1,000	1,000
8ヶ月										1,000	1,000	1,000
7ヶ月									1,000	1,000	1,000	1,000
6ヶ月								1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5ヶ月							1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4ヶ月						1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3ヶ月					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2ヶ月				1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1ヶ月			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
各月計	0	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
合計	0	0	1,000	3,000	6,000	10,000	15,000	21,000	28,000	36,000	45,000	55,000

前納減額金の合計額

$$=200,000(\text{円}) \times 5 \div 1,000 \times 55(\text{月})(1+2+3+\dots+8+9+10)$$

$$=55,000(\text{円})$$

## (4) 当該事案における影響

両共済制度ともに、これまで1か月未満の日数にかかわらず1か月分として切り上げて計算していたため、掛金請求・収納に関して日数単位で管理する仕組みが無く、今回の事案に関する正確な影響額の算定は困難であるが、掛金納付方法の大宗が口座振替であること及び前納者の大宗が年払いを選択している実態に鑑み(\*1)、支払った前納減額金総額から影響額を推計(\*2)すると、直近決算値(平成28年度末)では、小規模企業共済制度では年額約1億円、中小企業倒産防止共済制度では年額約7億円が、両施行規則に定める金額以上に契約者に支払ったことになる。また、累計推定額については、制度発足から乖離していたと仮定した場合、小規模企業共済制度では約36億円、中小企業倒産防止共済制度では約31億円と推計される。

## (\*1) 掛金収納方法等の割合(平成28年度実績)

## 口座振替の割合

小規模企業共済制度：95.6%

中小企業倒産防止共済制度：99.0%

## 年払いの割合

小規模企業共済制度：96.0%

中小企業倒産防止共済制度：88.7%

## (\*2) 影響額の推計方法

制度発足から各年度の前納減額金決算額に、運用と規則の差分である11か月を影響額として推計した。

各年度の前納減額金決算額 × 11 か月 / 66 か月

11 か月の根拠

(運用) 翌月分+翌々月分+ … +11 か月後月分 = 1+2+3+ … +11 = 66 か月

(規則) 翌月分+翌々月分+ … +11 か月後月分 = 0+1+2+ … +10 = 55 か月

66 か月 - 55 か月 = 11 か月

## (5) 共済部門の体制

### ①組織の変遷

小規模企業共済制度は小規模企業共済事業団（特殊法人）が昭和40年12月から運営を開始し、中小企業倒産防止共済制度は昭和53年4月に同事業団から名称変更した中小企業共済事業団が運営を開始した。その後2度の特殊法人の統廃合を経て、平成16年7月以降は、当機構が両共済制度を引継ぎ、運営しているものである。（共済部門の組織の変遷については、別紙1に記載（P44参照）。）

### ②現行の組織体制

共済部門は、本部において、共済事業推進部、共済事業グループ、共済資金グループの、1部2グループで構成されている。

共済事業推進部は、共済事業の全体の企画、制度普及、共済相談室（外部委託による顧客・委託機関相談窓口。以下「コンタクトセンター」という。）の運営管理、共済システムの運用等を担当しており、共済事業グループでは、契約の締結や、契約変更などの管理等、前納減額金を含む掛金の入金管理、共済金給付の支給審査、掛金の範囲内で行う貸付などを担当しており、共済資金グループは、掛金・共済金等の出納、加入者資産の運用を担当している。

共済事業推進部は、組織上、共済事業グループ、共済資金グループの上位に位置しているが、各グループの独立性は高く、所掌業務については、部に準じた専決処理権限を有している。

全国9箇所の地域本部及び沖縄事務所においても、共済事業の担当職員を置いているが、共済制度の普及業務のみを行っている。

組織体制図については、別紙2のとおりとなっている。（P47参照）

### ③法令改正における共済部門での対応

両共済制度ともに、それぞれの根拠法において少なくとも5年ごとに見直しを行うことが定められているが、これに拘らず両共済制度を取り巻く外部環境の変化に応じ、根拠法令の改正が行われてきたところである。

ここ数回の法令改正に際しては、中小企業庁における研究会、審議会

運営と併せて、当機構においても制度見直し推進室を設置し、中小企業庁と密接に連携して審議会等に対応するとともに、改正内容のアウトラインが明確になった段階で、事務設計・システム開発（調達を含む）に着手している。（別紙3に記載（P48参照）。）

#### （6）コンプライアンス体制

当機構内におけるコンプライアンス違反への対応のための体制は別紙4（P49参照）のとおりであり、コンプライアンス担当理事（＝総務担当理事）を総括責任者として、総務部コンプライアンス統括室がその補佐を行うとともに通報窓口の事務を担当する形となっている。

役職員等及び退職者や取引業者等を含む全ての関係者からの通報は「法令・倫理ヘルプライン通報窓口」がこれを受け、その情報をコンプライアンス統括室を通して速やかにコンプライアンス担当理事に届け、必要に応じて理事長・副理事長並びに監事への報告を行うとともに、主務省への報告及び対外的な公表の必要性の検討を行うこととしている。

その他、監査統括室は理事長からの指示を受けて調査を行い、その結果を理事長に報告することとしている。

#### （7）制度改正に伴う事務システム改修

小規模企業共済制度は、昭和40年12月の創設以降、数度にわたり制度改正を実施してきている。主な改正項目は掛金上限額の引上げ、予定利率の引下げであるが、前納減額金計算プログラムにシステム改修が生じる可能性のある制度改正項目は、平成28年の掛金請求収納に関連する「申込金の廃止」である。

また、昭和61年に業務の大幅な見直し（事務改善）と併せて、システム全面再構築（システム改修）を実施した。

中小企業倒産防止共済制度は、昭和53年4月の創設以降、数度にわたり制度改正を実施してきている。主な改正項目は、掛金上限額の引上げ、共済金貸付限度額の引上げ、共済事由の拡大等であるが、前納減額金計算プログラムにシステム改修が生じる可能性のある制度改正項目は、平成23年の掛金請求収納に関連する「申込金の廃止」である。

また、平成8年に業務の大幅な見直し（事務改善）と併せて、システム全面再構築（システム改修）を実施した。（別紙5に記載（P50参照）。）

#### （8）共済業務の特性

当機構の共済事業グループが行う業務は、両共済制度の契約締結や契約管理、掛金管理などを行う「アンダーライティング」業務と、中小企業倒産防止共済制度で掛金の最大10倍を貸付ける「貸付・回収」業務に大

別され、前納減額金に係る業務は、「アンダーライティング」業務の一つとして実施されている。

アンダーライティング業務は下記の5つの業務で構成され、前納減額金に係る業務は、③に含まれる。

- ① 契約を引き受けるときの審査と契約の成立を行う「契約」
- ② 契約を管理する「保全」
- ③ 掛金の入金管理を行う「請求・収納」
- ④ 支払義務を履行する「給付」
- ⑤ 掛金の範囲内で貸付を行う「融資」、「一時貸付」

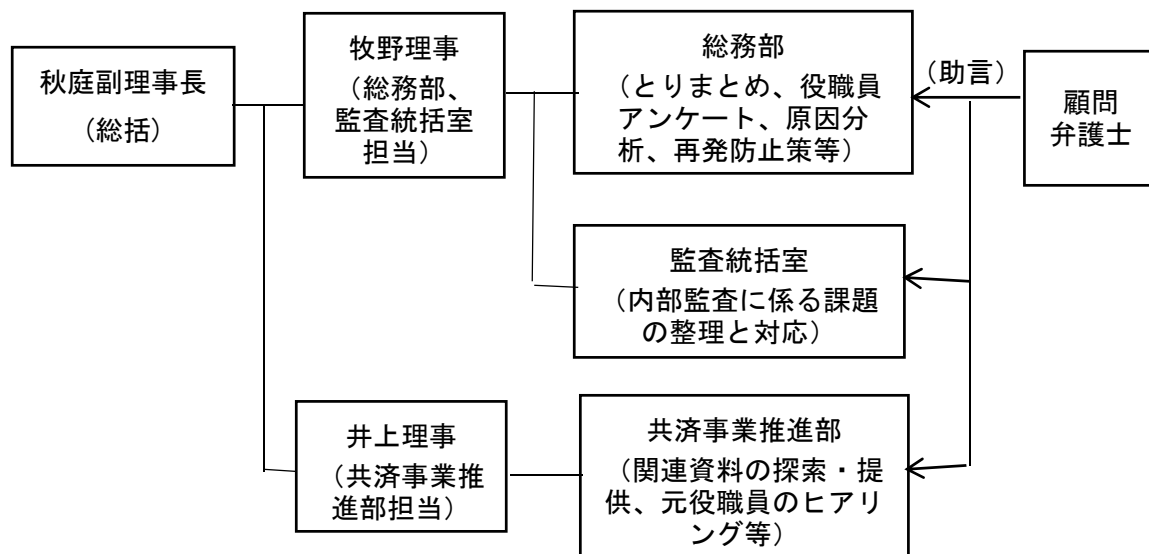
小規模企業共済は、小規模共済契約課が①②③、小規模共済給付課が④、小規模共済融資課が⑤を所掌し、中小企業倒産防止共済は、倒産防止共済契約課が①②③を所掌している（解約は貸付と清算が伴う場合があるので倒産防止共済貸付課が担当）。

小規模企業共済では約133万人、中小企業倒産防止共済では約43万人、計約176万人という多数の契約者との間での膨大な事務を、システムインフラに支えられ実施している。事務ミス削減等の安定した運用や生産性向上のためには、人手を介さず判断も伴わない形でシステムにおいて定型処理をする標準化・共通化の推進が必要であり、コストも含め更なる効率化が求められている。

前納減額金の業務フローは、前納掛金が該当月の掛金として収納される時にプログラムにおいて自動的に計算され、その計算結果を前納減額金として管理する。更に前納減額金が年度末時点で5千円以上になると払い出しをするという業務フローになっている。この様に、システムのアウトプットが正しいことを前提に事務処理が進む業務フローになっていることから、根拠となる法令への意識が及びにくいという特性がある。

## 2. 調査の実施体制

本事案の原因究明及び再発防止策の策定を行うため、秋庭副理事長を総括として、複数の弁護士の確認及び助言も得ながら、下記の体制で調査を実施した。理事長及び監事に対しては、進捗状況について、随時、報告を行った。



## 3. 調査内容について

### (1) 調査目的

本調査は、小規模企業共済事業団及び中小企業共済事業団から事業を承継した両共済制度の前納減額金制度について、両施行規則が定める計算方法と異なる運用が開始された原因に加え、長期間にわたり両施行規則が定める計算方法と異なる運用が継続されてきた原因を究明することにより、今後、同様の事態を生じさせないための再発防止策の策定につなげることを目的に実施した。

### (2) 調査期間

平成29年1月4日～6月16日

### (3) 調査内容

本事案の原因究明を行うため、下記の通り、①関連資料の探索、②アンケート調査、③ヒアリング調査、④内部監査に関する調査、⑤類似事案に関する調査を実施した。

それぞれの調査の位置づけは、以下の通りである。アンケート調査及びヒアリング調査の実施者数は別紙6に記載している（P51参照）。

#### 【初期調査】

本事案の原因を究明していくうえで、問題の全体像及び重点的に探るべき対象を把握するため、関連資料の探索と役職員に対するアンケート調査を先行的

に実施した。

関連資料の探索については、現在の運用が始まった経緯、その後の当機構内での議論の有無等を確認するため、共済事業関連の全ての文書及び電磁的記録、総務部が保管している役員会資料や内部監査、コンプライアンス関連資料等を探索した。

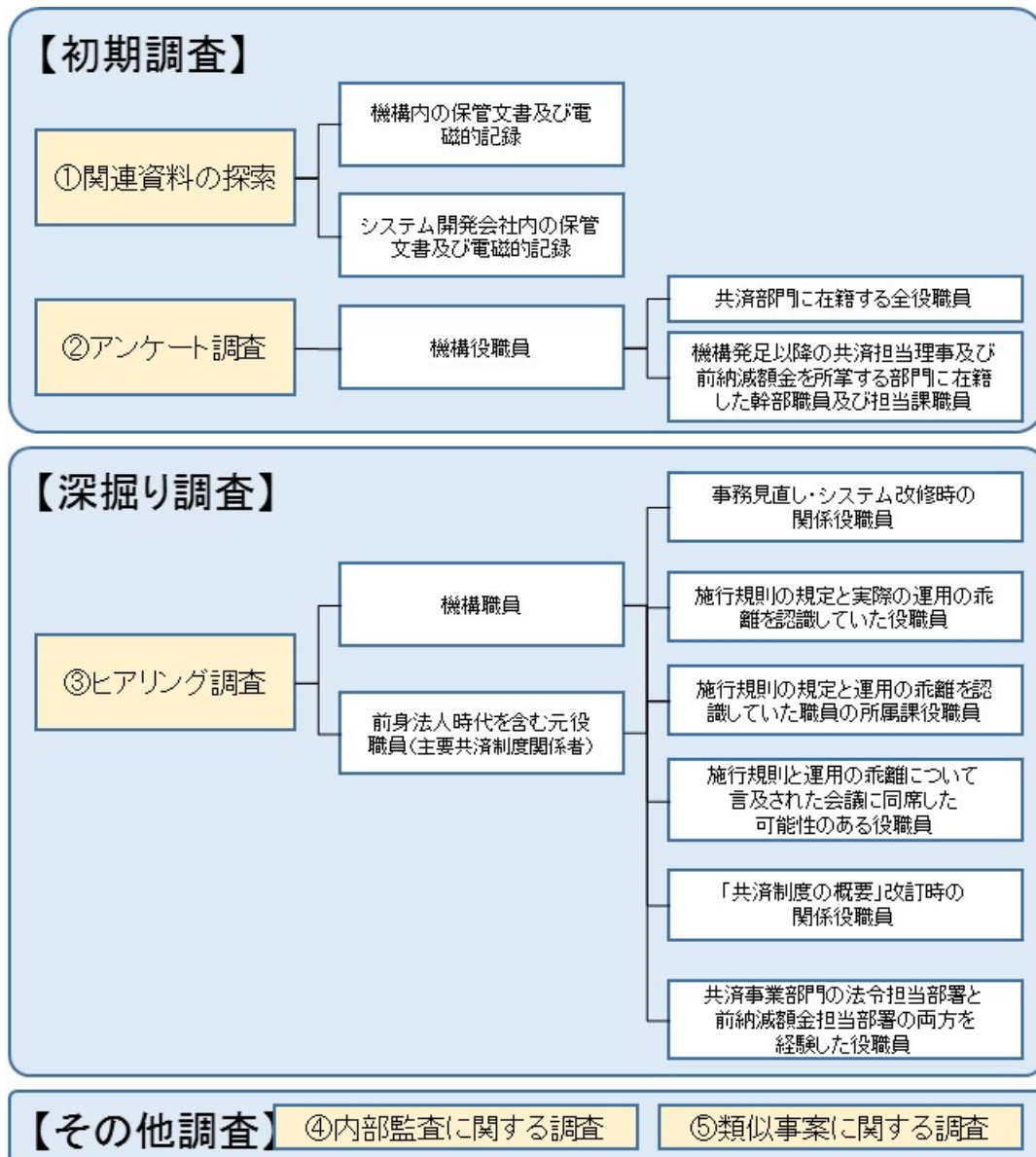
アンケート調査は、両施行規則の内容と実際の運用の認識状況及び両者の乖離を認識していた者の把握を主眼として、共済部門の現職の役職員全員に加え、前納減額金事務を所掌していた役職員については当機構発足時まで遡って、第1回は115名、第2回は114名の役職員に対し、2度にわたり実施した。

#### 【深掘り調査】

資料探索及びアンケート調査結果を踏まえ、両施行規則と運用の乖離についての認識者や認識する機会が相当程度あったものと考えられる者など、更に重点的に調査すべき対象を多面的に選定し、152名（重複分を除く）に対しヒアリングを実施した。

#### 【その他調査】

上記の他、内部統制の観点から、過去の内部監査において本事案を把握できなかった原因について担当部署からヒアリングするとともに、共済部門において本事案以外に法令と異なる運用が行われていないかどうかの確認を行った。



それぞれの調査内容の詳細については、以下の通りである。

① 関連資料の探索

A. 保管文書について

- ・対象部門：共済事業推進部、共済事業グループ、共済資金グループ、総務部
- ・対象期間：全期間（現存するものすべて）
- ・対象施設等：共済部門の書類が保管されていると想定される当機構本部事務所（執務室内及び倉庫（2F, 4F, 6F, 8F））、事務管理センター（東大和市）、外部倉庫業者（埼玉県小川町）、中小企業大学校東京校（東大和市）の全4箇所



- ・対象資料：ア) 両共済制度に係る法案成立・改正時資料及び事務・システム開発関連資料

中小企業大学校においては、リスト及び現地実訪にて、共済事業関連ファイルは存在しないことを確認した。

当機構本部執務室及び事務管理センターに保存されているファイル（約15,000冊程度）のうち、「前納」あるいは前納減額金に関連しそうな「制度改正」や「システム改修」などの保管されていた資料や、過去の「加入者のしおり」「加入者必携」など共済加入者への配布物、「制度の手引き」「Q&A」「事務取扱要領」等の委託機関向け資料、内部資料である「共済制度の概要」「制度の解説」等ファイル78冊について、実際にファイルの中身を確認した。

また、外部倉庫業者に保管している共済関連書類のダンボール箱数（約29,000箱程度）については、当該倉庫に実訪して、保管リストから、「前納」あるいは前納減額金に関連しそうな「制度改正」や「システム改修」に関するファイルがある可能性のある箱を選び、ファイルの中身を確認するとともに、26箱を取り寄せて調査した。

#### イ) 役員会資料

平成16年7月の当機構設立以降の全ての役員会において、本事案に係る議事がないことを、当機構本部事務所に保管されている役員会資料ファイルにて確認した。

#### ウ) 内部監査、コンプライアンス関連資料

監査部門及びコンプライアンス部門等には本事案に関する資料はないことを、当機構本部事務所に確認した。

## B. 電磁的記録について

- ・対象部門：共済事業推進部、共済事業グループ、共済資金グループ、総務部
- ・対象期間：電磁的記録（当機構WANサーバ（共済は共済WAN含む））は、前身の中小企業事業団のものを含めて平成10年度以降のものが保存されていたため、平成10年度以降の全ての記録を対象に実施した。
- ・調査手法：ア) 共済事業推進部、共済事業グループ、共済資金グループ  
当機構WAN、共済WAN上の上記部署の全ての共有フォルダに対し、「前納」とのand検索で「議事」、「メモ」、「法令」、「省令」、「施行規則」、「14日」、「切り上げ」、「切り捨て」、「相違」、「システム」をキーワードとして検索した。

## イ) 総務部

当機構 WAN、の総務部の全ての共有フォルダに対し、「共済」、「前納」をキーワードとして検索した。

## C. コンタクトセンターにおける問合せ記録の探索

両共済制度併せて約174万人の契約者からの問合せを中心に、契約を検討している方、委託機関からの問合せを含め、コンタクトセンターが受け付ける仕組みとなっている（平成27年度は約77万通、平成28年度は約70万通）ことから、問合せ内容を CRM システムで管理する等、コンタクトセンターが高度化された平成23年7月以降（それ以前のデータはシステム上保有していない。）の問合せ記録を探索した。

当該 CRM システムで保有する全ての問合せ記録（358万件、平成23年7月1日から平成29年6月16日保管分）について、「掛金」「前納」「省令」をキーワードとして検索した。その結果、「掛金」「前納」に関する小規模企業共済制度のお問い合わせ件数は約17.3万件、中小企業倒産防止共済制度のお問い合わせ件数は約29.4万件、計約47万件のお問合せを頂いている。そのうち「省令」というワードが記録された件数は2件該当した。

## D. システム開発会社への関連資料探索要請

小規模企業共済制度発足後、急増する事務処理への対応として昭和43年に電算処理を委託した業者及び現在のシステムベンダに対し、電算処理委託当時、昭和48年から昭和50年にかけて行った事業団電算内製化当時及び昭和60年の全面再構築当時並びに昭和53年の中小企業倒産防止共済制度発足当時及び平成7年の全面再構築当時等、当機構関係の書類の探索を、電磁ファイルも含め要請した。

## ② アンケート調査

### ・対象者の選定方法・考え方

両施行規則が定める計算方法と異なる運用が現在においても継続されている原因等を究明するため、現在の共済事業部門に在籍する全ての職員及び前納減額金を所掌していた元在籍職員に対し調査を実施した。

対象者については、

ア) 共済部門の現職員全員に対し両施行規則の内容及び運用の認識度を把握することにより、長期にわたり両施行規則と運用の相違が判明しなかった部門全体としての課題を分析するとともに、

イ) 特に、月数計算における切り上げ基準日に関する運用を認識し得

る部署である前納減額金を所掌している共済事業グループ小規模共済契約課と倒産防止共済契約課の職員及びその上司である幹部職員については、更に重点的に調査するため、当機構発足時まで遡って実施することとした。

- ・対象者 : A. 現職の共済事業担当理事並びに共済事業推進部、共済事業グループ及び共済資金グループの全職員（第一次アンケート、第二次アンケートとも76名）  
B. 上記に加え、当機構発足以降の共済事業の担当理事、共済事業グループの幹部職員（業務統括役、グループ長、審議役）及び前納減額金に係る事務を所掌している同グループ小規模共済契約課と倒産防止共済契約課の職員で、連絡先を把握できている職員（ヒアリング対象者の一部及び休職者を除く）（第一次アンケート39名、第二次アンケート38名）  
AとBの合計：第一次アンケート115名、第二次アンケート114名を対象

なお、第二次アンケートにて対象者数が1名減少している理由は、第一アンケートの実施後に退職した職員が1名いたためである。なお、退職後の連絡先を当機構では把握していない。

- ・調査手法：現役職員に対しては当機構 WAN 上のグループウェアのアンケートフォームへの入力、その他の役職員には質問票の郵送又は聞き取りにより、二度にわたりアンケート調査を実施。第二次アンケートを実施した理由は、これまでの運用にあたり加入者向けに加入者必携などを使い制度説明を行ってきたことから、加入者必携と施行規則との齟齬などについても職員が業務を行う中で気づいているかを確認する必要もあるのではないかと考え、第一次アンケートの集計前に追加的に実施したものである。それぞれのアンケート項目については、以下のとおりである。

（第一次アンケート）

- ・両施行規則の規定内容について
- ・上記規定内容と実際の運用の違いについて
- ・運用又は両施行規則の変更の必要性について
- ・運用変更の提案の有無について
- ・運用変更の提案結果について

（第二次アンケート）

- ・共済制度に係る加入者必携等について

- ・ 加入者必携等の算出例と両施行規則の規定内容の違いについて
- ・ 上記規定内容と実際の運用の違いについて
- ・ 前納減額金に係る問い合わせの有無について

加えて、アンケートの結果、両施行規則と運用の乖離を認識していたと回答した職員に対しては、追加ヒアリングも実施した。

③ ヒアリング調査（ヒアリング対象（リストアップ）者計 348名）

ヒアリング対象者の選定にあたっては、アンケート調査の対象となっていなかった当機構発足以前の元役職員まで対象を拡大し、資料探索及びアンケート調査結果を踏まえ、施行規則と運用の乖離についての認識職員や認識する機会が相当程度あったものと考えられる役職員などを選定した。具体的には、リストアップすると348名となり、在籍職員及び前身法人を含む元役職員のうち連絡がとれた実際のヒアリング実施者は延べ248名（重複を除くと152名）となった。別紙6に記載（P51参照。）

A. 事務改善・システム改修時の関係職員 82名

制度改正に伴う事務改善・システム改修が行われた各時期において、業務設計・要件定義が検討される期間の前半部に所属した職員のうち、事務・システム改修の検討に携わっていたことが想定される職員82名をリストアップ（掛金請求・収納に関連する法律改正、事務・システム改正時が乖離に気付く機会となり得ることから、各改正時期に前納減額金の事務（掛金請求・収納業務）担当課及び共済事業企画課に在籍した職員を対象）

ア) 昭和58年度～昭和59年度 小規模システム全面再構築期

共済推進部（部長、業務課、推進課、共済相談室）

管理第一部（部長、次長、共済契約課）

イ) 平成4年度～平成5年度 倒産防止システム全面再構築期

共済推進部（部長、次長、共済計画課、推進課、共済相談室）

倒産防止共済部（部長、次長、考査役、倒産防止審査課・共済管理課）

ウ) 平成21年度～平成22年度 中小企業倒産防止共済法の改正（申込金廃止等）時

経営安定再生部（部長、審議役、経営安定企画課）

共済事業グループ（グループ長、審議役、倒産防止共済契約課）

エ) 平成26年度～平成27年度 小規模企業共済法の改正（申込金廃止等）時

共済事業推進部（事業推進役、審議役、共済事業企画課）

共済事業グループ（グループ長、審議役、小規模共済契約課）

- B. 施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していた職員 4名  
アンケート結果により、施行規則と運用の乖離を認識していたと回答した職員
- C. 施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していた職員の所属課職員 33名  
アンケートにおいて、施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していたと回答した職員（4名）が、共済事業推進部及び前納減額金担当部署に所属していた際に同時期に在籍していた職員
- D. 施行規則の規定と実際の運用の乖離について言及された会議に出席した又はその可能性のある職員 14名  
施行規則と運用の乖離について言及された会議において、言及者本人及び会議において言及されたことを記憶している職員並びに参加が想定される役職であった職員（会議が特定できないことから、当時の役職に照らして会議への参加が想定される職員。）
- E. 「共済制度の概要」改訂時の関係職員（4.（1）③に詳述） 23名  
「共済制度の概要」資料において、施行規則の規定内容が削除されたとき、及び再度掲載されたときの、それぞれの起案職員及び決裁押印職員等の担当課職員
- F. 共済事業部門の法令担当部署と前納減額金担当部署の両方を経験した職員 48名  
共済事業部門において制度面を所掌している共済事業推進部共済事業企画課などの企画調整部署と、前納減額金を担当している共済事業グループの小規模共済契約課、倒産防止共済契約課などの前納減額金担当部署を両方経験した職員
- G. 前身法人時代を含む元役職員（共済制度関係職員、経済産業省からの出向職員含む） 144名  
中小企業事業団及び中小企業総合事業団の役職員については組織図に基づき、小規模企業共済事業団及び中小企業共済事業団の役職員については当時の組織図及び人事記録等が保存されていなかったため、OB名簿及びヒアリング過程での情報並びに同時期に在籍していた元職員の情報により、現共済事業推進部長、現共済事業グループ長、各課長職等責任者を中心に（当該

職位に拘らず制度創設、制度改正等、制度と事務を見直す契機となるタイミング（別紙４に記載。）等において、前納減額金の制度検討に關与する可能性の高いと考えられる元役職員を含む）１４４名をリストアップし、存命中で連絡先が把握できた元役職員に対し、両施行規則と異なる運用が行われていたことについての認識の有無等について電話ヒアリングを行った。

ヒアリングを実施した５５名には、制度創設、法律改正等、制度と事務を見直す契機となるタイミング（別紙４に記載（Ｐ４９参照）。）等において、前納減額金の制度検討に關与する可能性の高いと考えられる元役職員８名、昭和４７年の小規模企業共済制度における口座引き落とし開始時に關与したと思われる元役職員３名、平成元年、２年の「共済制度の概要」の記載内容に変化が見られた際の関係元役職員８名を含んでいる。（別紙１４に記載（Ｐ９０参照）。）

なお、当機構及び前身法人の共済部門に経済産業省から出向していた職員のうち、存命中で連絡先が把握できた元職員８名にもヒアリングを実施している。

#### ④ 内部監査に関する調査

- ・対象部門：監査統括室
- ・調査手法：本事案は、今回判明するまで、内部監査では把握に至らなかった。その理由について、内部監査を担当する監査統括室に対し、ヒアリングを実施した。

#### ⑤ 類似事案に関する調査

共済事業グループの各課においては、他にも法令との乖離に関する事務が行われていないかを調査する観点から、委託機関向けに提供している「事務取扱要領」、並びに契約締結後契約者に送付する「加入者のしおり及び約款」（小規模企業共済制度）及び「加入者必携」（中小企業倒産防止共済制度）を法令と突合確認し、その限りにおいて、前納減額金の処理以外には、法令との乖離がないことを確認した。

### 4. 調査結果について

#### （１）関連資料の探索結果

制度創設後の制度改正時資料、事務・システム開発関連資料及び職員・契約者・委託機関等向け印刷物、電磁的記録について、当機構内はもとより、システム開発会社も通じて探索した結果、以下の①～④の資料で、施行規則の規定とは異なる前納減額金の計算方法に関する記述が確認された。

- ① 「小規模企業共済制度の手引き」（別紙７に記載（Ｐ５２参照）。）

小規模事業共済事業団当時、事務委託を行っている外部機関向け資料として「小規模企業共済制度の手引き」という小冊子を作成していた。同冊子が毎年作成されていたのか、改訂が必要な年のみ作成されていたのかは不明であるが、現存する同冊子の前納減額金の手続きを説明している部分において、昭和42年度版（「小規模企業共済制度の手引」「指導者のための小規模企業共済制度の手引」）、昭和44年度版（「加入促進の手引 指導者用」）は、端数の日数の扱いについて施行規則の規定と同様の記載がされていた（納付日は2月10日で例示）が、昭和52年版（「小規模企業共済制度の手引」）では、それらの記載や例示部分が削除され、月単位での計算例のみに簡略化されていた。

本件については、削除された可能性のある期間（昭和45年～昭和52年度）に在籍していたと考えられる前法人の部長・企画課長経験者及び実務に精通していた者（10名）へのヒアリングによる調査を行った（調査結果は別紙14に記載（P90参照））。

② 「中小企業倒産防止共済法施行規則の要望事項」メモ（別紙8に記載（P60参照））

本資料は、中小企業倒産防止共済制度が創設される約3か月前の昭和53年1月20日付けであり、当時の小規模企業共済事業団が、運営を開始する中小企業倒産防止共済制度の前納減額金の実務と施行規則に乖離が生じかねないことを認識していたことを示す資料となるものである。小規模企業共済事業団の罫紙に「準備室」名で同規則案に対する修正提案が個別具体的に列挙されており、中小企業倒産防止共済法施行規則が公布される49日前に作成されていることから、当時の中小企業庁から提示された施行規則案に対して、同事業団「準備室」が制度を運営する立場から意見を述べる目的で作成されたものと推察される。

その提案事項のひとつとして、前納の場合の減額に関して、「1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月」という規定の削除を提案している。このことから、本メモの作成部署である同事業団「準備室」は、中小企業倒産防止共済制度の制度設計の段階において、前納減額金の計算は1か月未満の日数にかかわらず1か月分として切り上げる運用をすべきと考えていたことを示すものである。その理由として、既に構築作業が相当程度進んでいた中小企業倒産防止共済制度のシステムプログラムにおいて、前納金の期間計算が省令案と異なる内容であったことが考えられる。

実際には、本要望事項の当該部分は、同施行規則に反映されていないが、本メモが同事業団から中小企業庁に提示されたのかどうかや、これ以降、この点について同事業団又は後継法人と中小企業庁との間で議論されたかどうか

かを示す事実は、探索書類、アンケート及び前身法人時代に前納減額金の制度検討に関与する可能性の高いと考えられる者8名へのヒアリング結果から確認できなかった。

③ 「共済制度の概要」(別紙9に記載(P70参照)。)

小規模事業共済事業団当時から、共済事業の現況説明用資料として「共済制度の概要」という小冊子を作成し、毎年度、掲載データを更新している。

同冊子の「制度のあらまし」という項目の掛金の前納に係る部分においては、現存する「共済制度の概要」の中で最も古い昭和53年以降、「前月末日以前15日までに納付した場合には、前納した月数に応じて・・・支給される・・・(法第18条)」と記載されていたことが確認できるものの、中小企業倒産防止共済制度については平成元年から、小規模企業共済制度については平成2年から、それぞれ「前月末日以前15日までに」という文言が削除され、月単位の記載となっていた。その後、平成26年から、両共済制度とも「1月未満の端数があるときは、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とし・・・(法第18条、省令第20条)」という両施行規則の規定内容に則した記述が該当条項号とともに追加され現在に至っている。

本件については、削除時及び追加時に本資料の作成を担当していた職員(22名)へのヒアリングによる調査を行った。(調査結果は、別紙15の【「概要」の記載内容変更関係者】部分に記載(P93参照))

④ 平成4年度の中小企業倒産防止共済加入者総合管理システム(共済管理システム)基本設計書(別紙10に記載(P82参照)。)

本基本設計書において、前納減額金の算定に関する機能欄に、「前納翌月は、経過日数が14日以下の前納であるが、1月とみなす」と記載されていた。この記載について、当時、基本設計関連業務を担当していた者に確認したところ、以下の回答であった。

- ・ 本基本設計は、昭和53年の中小企業倒産防止共済制度創設以降、初めての大規模なシステム改修を平成4～7年度にかけて実施したもの。
- ・ このシステム改修では、掛金部分の改正はメインではなく、前納減額金の期間計算部分は改修対象ではなかった。そのため、この記載は、現状の機能を記載しただけのものと思われる。
- ・ この記載を含め、前納減額金の期間計算について当時議論された記憶もない。

また、当時は、中小企業事業団と中企庁との間で定期的に制度改正対応に関する連絡会議が開催されていたが、当時の議事録を確認したところ、前納減額金の期間計算に関する議論については記載されておらず、同設計書が、当時、施行規則と運用の乖離について検討されたことを示すものとは、確認



できなかった。

#### ⑤ 外部向けの各種説明資料

上記の他、前納減額金に関する議論がされた経緯や検討体制が記述された書類や、中小企業庁との間で制度検討が行われた際の書類も確認したが、いずれも前納減額金の計算方法に関する記載はなかった（別紙 11 に記載（P 85 参照））。

また、上記以外の下記印刷物についても、前納減額金の説明等が記載されていたが、前納減額金に関する記載内容は別紙 16（P 96 参照）のとおりであり、日付の概念が含まれない（月単位処理を示す）表現であり、原因分析に資する記載はなかった。

小規模企業共済：「しおり」「加入者のしおり及び約款」「業務マニュアル（Q & A 集）」「事務取扱要領」「解説本」  
中小企業倒産防止共済：「手引き」「しおり」「加入者必携」「業務マニュアル（Q & A 集）」「事務取扱要領」「解説本」

「加入者のしおり及び約款」「加入者必携」は、共済契約成立後全契約者に送付するものであり、約款・法令等契約の重要な事項とともに、共済金等の請求、共済金の貸付け、共済契約者貸付、掛金の納付方法、掛金月額の変更など各種の手続きを案内するものである（契約者対応時は両冊子を共通素材として対応することが多い）。

なお、両冊子前半の説明内容は、前納減額金の計算方法の例を示しているが、当該説明は月単位での計算方法のみであり、端数日の扱いについての記載がないものである。今回の調査で確認したところ、小規模企業共済制度では昭和 61 年から、中小企業倒産防止共済制度では平成 3 年から記載内容に大きな変化はなく、このため、少なくとも口座振替を前提とする共済契約者は、月単位で計算するという説明を受けていたものと推測される。（詳細は別紙 16 に記載。）

#### ⑥ コンタクトセンターにおける問合せ記録の探索

コンタクトセンターが高度化された平成 23 年 7 月から保有する CRM システム上の問合せ記録について、「掛金」「前納」「省令」をキーワードとして検索した。

「掛金」「前納」に関する小規模企業共済制度の問合せ件数は約 17.3 万件、中小企業倒産防止共済制度の問合せ件数は約 29.4 万件、計約 47 万件的問合せを頂いている。

このうち、端数日の計算に関する問合せで必ず記録されると想定する「省令」というワードが記載されていた問合せ記録は 2 件存在したが、前納後の

解約、減額の方法についての問合せであった。

コンタクトセンターが保有する回答例に、端数日の計算に関する回答例が無いことから、仮に本事案に関する問合せがあった場合は、コンタクトセンターから共済事業グループにエスカレーションされる仕組みになっているが、エスカレーションの内容を確認すると、届出期日後の前納申出に対するご要望等規定外事務への強いご意向や、増減額や未納処理等と重なる時期の口座引落金額の確認等がほとんどであり、本事案に関するものは無かった。

⑦ システム開発会社への関連資料探索

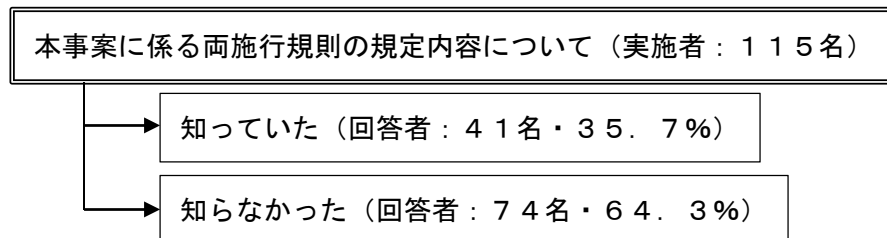
当初の電算処理委託業者及び現在のシステムベンダに対し、当機構関係の書類の探索を、電磁ファイルも含め要請した。

探索の結果、紙媒体の書類、電磁ファイルともに該当するものは無く、また当時の関係者へアプローチするも、当時の下請け先がどこであったかも不明な状況であり、流動性の高い業界ということもあり、社内でのヒアリングでも有意な回答は得られなかったとの回答があった。

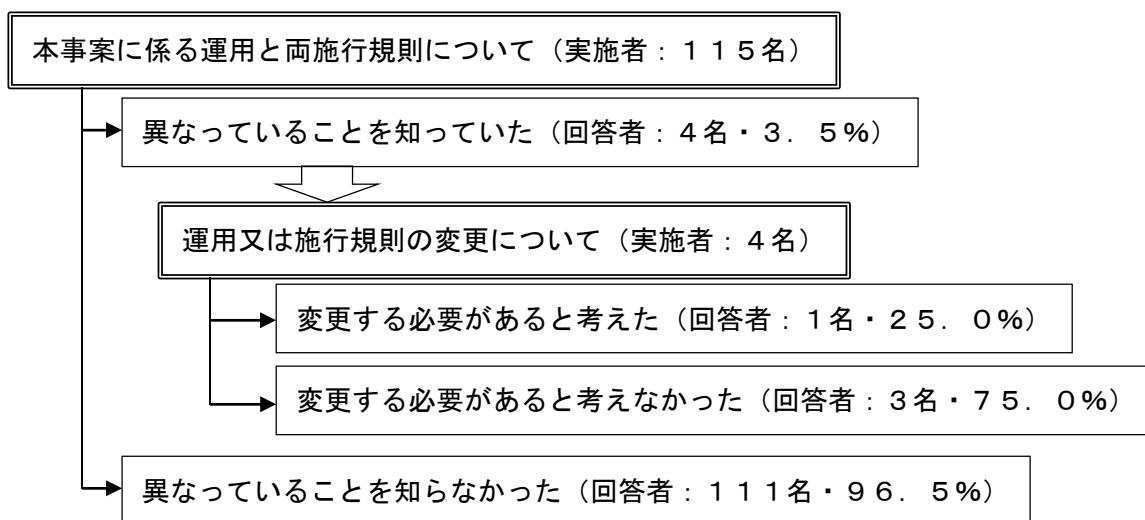
(2) 当機構役職員に対するアンケート調査

① 第一次アンケート（平成29年2月28日実施）（詳細は別紙12に記載（P88参照）。）

- ・実施者115名、回答者115名（回答率100%）
- ・本事案に係る両施行規則の規定内容を知っていたと回答した者は41名（回答者全体に占める割合は35.7%。以下同じ。）。



- ・運用が両施行規則の定める計算方法と異なっていることを認識していると回答した者は4名（3.5%）（長く共済業務に従事した者1名、平成22年度倒産防止共済制度改正時担当者2名、現倒産防止共済掛金担当者1名）
- ・そのうち、運用又は施行規則を変更する必要があると考えたと回答した者は、平成22年度倒産防止共済制度改正時の担当者1名（0.9%）



（変更する必要があると考えなかった者のコメント内容）  
 「運用は永年行われてきたものであるため、施行規則との関係は既に整理されているものと考えた。」  
 「（共済事業推進部共済事業）企画課側でコントロールしていると思い込んでいた。」  
 「法令は経産省及び中企庁が作成し、事業団は運営を考えれば良いと教えられた。法令の見直しは、経産省からの出向者が主に担当していた。」

・そのうち、運用又は施行規則を変更することを提案したと回答した者は、運用又は施行規則を変更する必要があると考えた者の1名（0.9%）

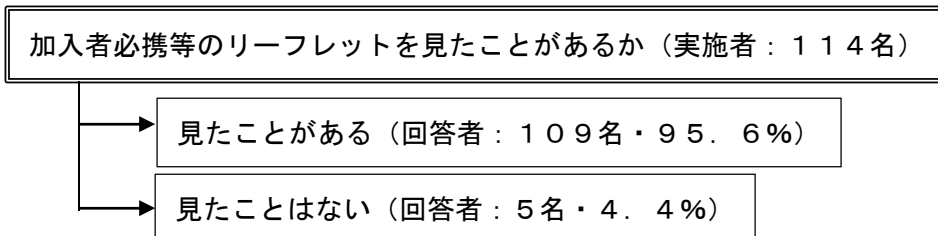
（提案者のコメント内容）  
 「平成22年度の倒産防止共済制度改正当時に前納減額金関係事務を担当。着任当時、上司より、法律・政令・施行規則の説明を受け、その内容を把握する一方、事務を執行する中で、省令と運用の違いに気づいた。平成22年度の倒産防止共済法の改正（申込金の廃止、掛金上限額の引き上げ）に伴う事務設計の見直しの際の部内打ち合わせのいずれかで、前納減額金に関する省令改正等も合わせて検討してはどうかと発言したが、強く問題提起したものではなく、議論にはならなかった記憶がある。申込金廃止という今までにない大規模な事務変更・システムの大規模改修対応が最重要課題であったのに対し、前納減額金に係る取扱いは、永年にわたり継続的に運用されてきた事項なので、中企庁と議論をすることは厳しいという判断だったのではないかと。なお、当時の資料やメモ、議事録は残しておらず、会議の日時や他の参加者が誰だったのかは覚えていない。」

② 第二次アンケート（平成29年3月29日実施）（詳細は別紙13に記載（P89参照）。）

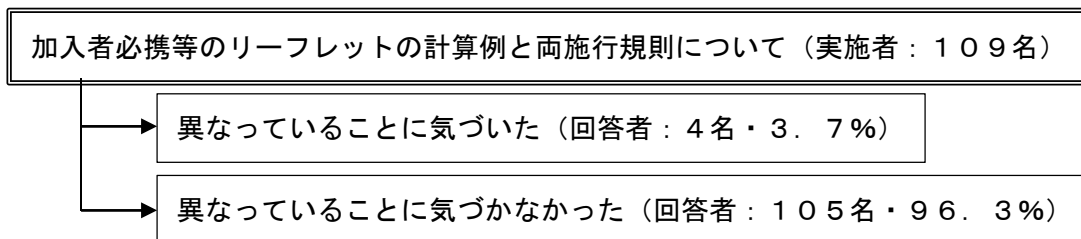
・実施者114名、回答者114名（回答率100%）（第一次アンケート

との差1名は、第一次アンケートと第二次アンケートとの間で退職した者。なお、退職後の連絡先を当機構では把握していない。）

- ・ 加入者必携等の共済契約者向けリーフレットを見たことがあると回答した者は108名(94.7%)



- ・ 上記リーフレットの計算例が両施行規則の規定と異なることを気づいていたと回答した者は、第一次アンケートでも両施行規則の定める計算方法と異なっていることを認識していると回答したと同じ者で4名(3.7%)。なお、



（気づいたときにとった対応についてのコメント内容）  
「法改正に伴う事務取扱及びシステム改修段階で問題提起した程度だった。」

- ・ 上記のうち、事務（システム）が切り上げ処理となっていたことを認識していたと回答した者は上記と同じ者の4名(3.5%)
- ・ 4名のうち、当機構内外から、当該算定方法について問い合わせを受けた者はなし。

### （3）ヒアリング調査

在籍する職員、及び前身法人の部長・企画課長経験者及び実務に精通していた者等を対象としたヒアリングを実施した。（ヒアリングの実施者数等は別紙6に記載（P51参照）。）

ヒアリングはアンケート結果を踏まえ、さらに詳細に確認するため、乖離が生じる可能性が高かった時期、乖離に気付いて修正する可能性が高かった時期に絞り、該当者を選定し実施した。またヒアリング結果から、他部署と比べ施行規則の内容を知る機会があったと考えられる共済事業推進部と、他部署と比べ前納減額金事務の運用を知る機会があったと考えられる共済事業グ

ループ前納減額金担当部署の両方を経験した者へのヒアリングも行った。  
その結果は以下の通りである。(結果の詳細については、別紙14、15に記載 (P90, 93参照)。)

調査対象：対象者に共通質問項目をヒアリングしたうえで、下記項目を該当者にヒアリング (対象 (のべ)：248名)

A 関連事務・システム改修時の関係職員 (対象 (のべ)：82名 該当：67名)

B 省令と運用の乖離を認識していた職員 (該当：3名)

C 省令と運用の乖離を認識していた職員の上司、同僚等 (該当：31名)

D 乖離が言及された会議に同席した可能性のある職員 (該当：14名)

E 平成元年、2年、26年の「制度の概要」改訂時の関係職員 (該当：22名)

F 共済事業の企画部門と前納減額金担当部署の両方を経験した職員 (該当：41名)

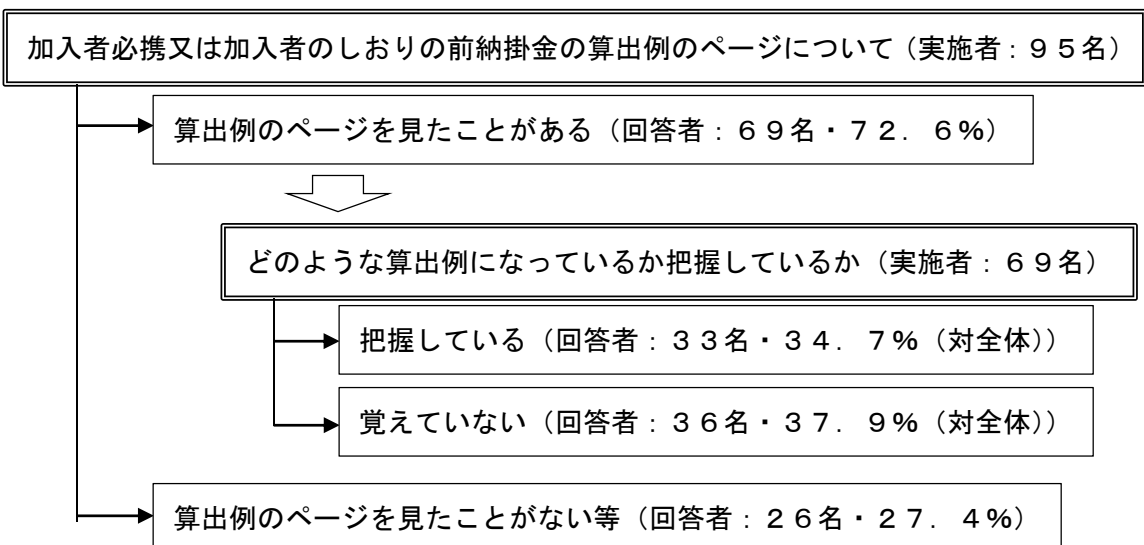
G 前身法人時代を含む元役職員 (共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む) (該当：55名)

調査実施期間：平成29年5月30日～6月16日

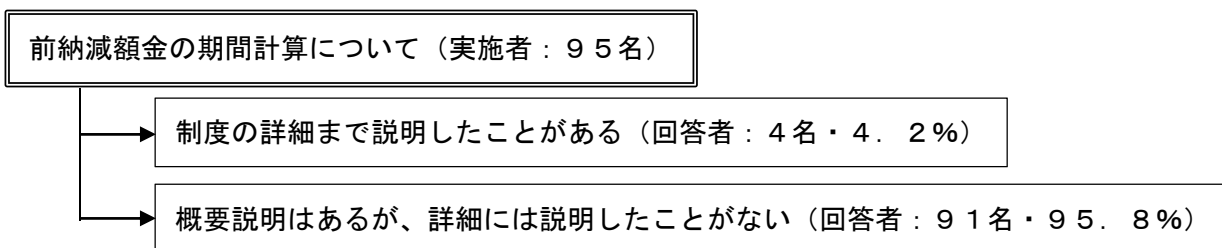
調査方法：共通項目及び調査対象別項目 (下記記載) に対するヒアリング調査

★追加ヒアリング対象者への共通質問事項 (対象者：97名。うち長期療養中2名のため、有意回答95名)

○加入者必携又は加入者のしおりで、前納掛金の算出例ページを見たことがあると回答した者は69名 (回答者の72.6%、以下同じ。) だが、記載内容も把握していると回答した者は33名 (34.7%)。



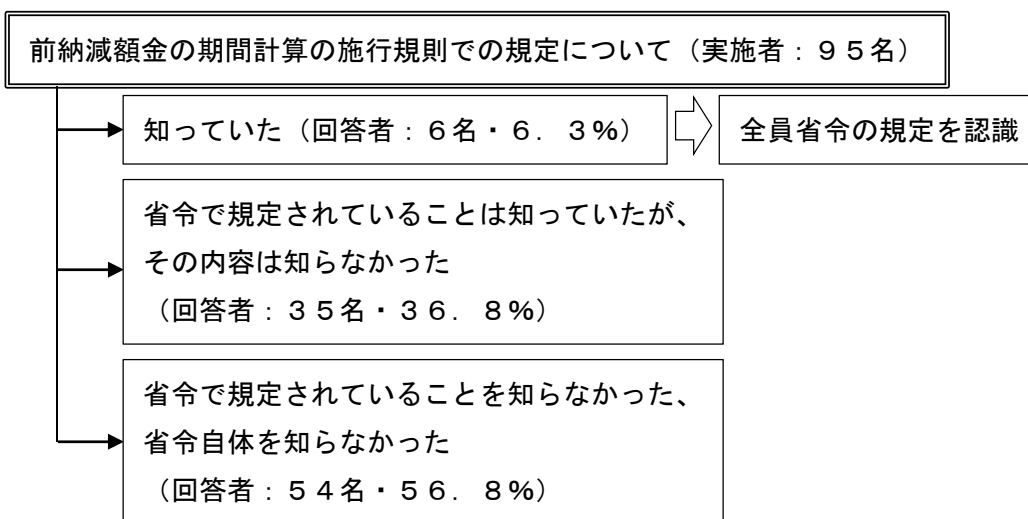
○前納減額金の期間計算について、制度の詳細を説明したことがあると回答した者は4名（4.2%）。



○前納減額金の期間計算について、14日以下は切り捨てて計算していたと思っていたと回答した者は3名（3.2%）（この3名は、省令の規定を認識していた）。その他の者は、システムで処理されている回答、事務処理において意識していないという回答が大宗。



○前納減額金の期間計算について、省令で規定されていることを知っていたかと回答した者は6名（6.3%）。全て「14日以下は切り捨てて計算」することを把握していた。その他の者は、共済制度は法令に基づいて行っており、規定されていることは知っているが、その内容まで把握していないという回答が大宗。その理由として、システムで処理されている、担当が異なるという理由で意識していないという回答があった。

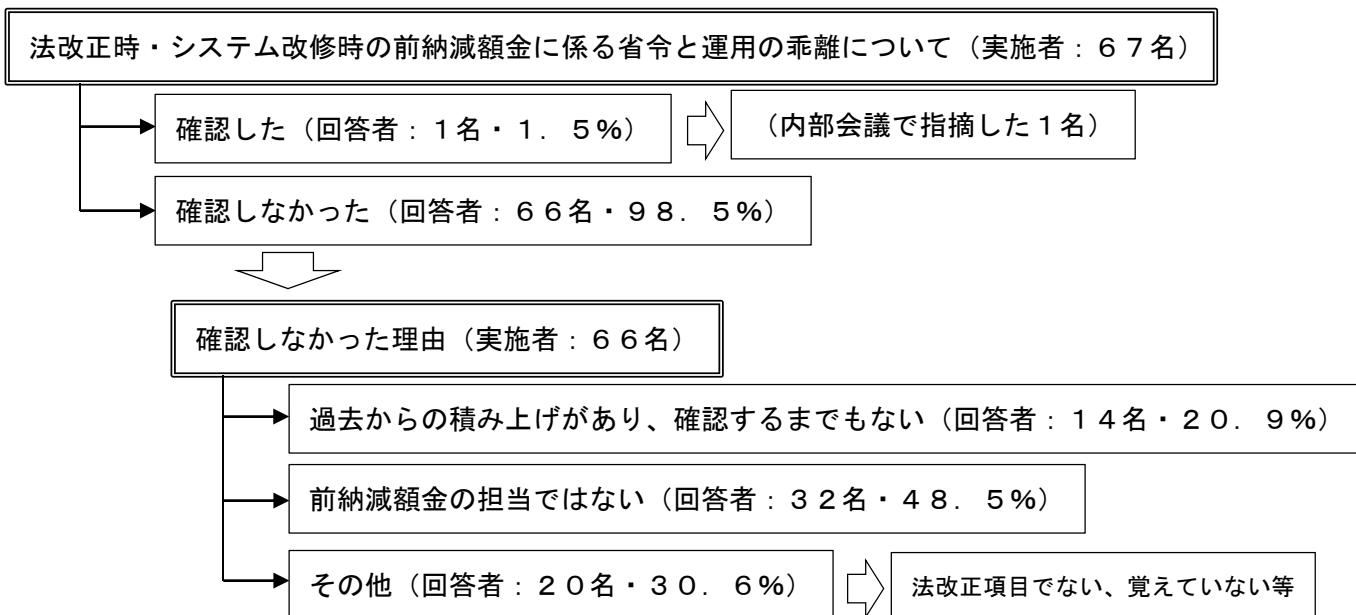


○省令と運用が乖離していることを知っていたと回答した者は4名（4.2%）で、このうち1名が運用を変更する必要を感じ、内部会議で指摘したが、反応がなかったと回答。他3名は、過去に整理がなされているものとして認識し、省令又は運用を変更する必要は思わなかったと回答している。



#### A. 事務改善・システム改修時の関係職員（対象（延べ）：82名、該当：67名）

○法令改正やシステム改修時に法令と運用の乖離があるかについて、確認しなかったと回答した職員は66名（98.5%）（確認した1名は上記の内部会議で指摘した職員）。確認しなかった理由としては、「過去からの積み上げがあり、確認するまでもない」と回答した職員が、14名（20.9%）。「前納減額金の担当ではない」と回答した職員が32名（48.5%）。そのほか、「法令の改正事項でないため、システム改修時に確認しない」や「覚えていない」という回答した職員が20名（30.6%）だった。



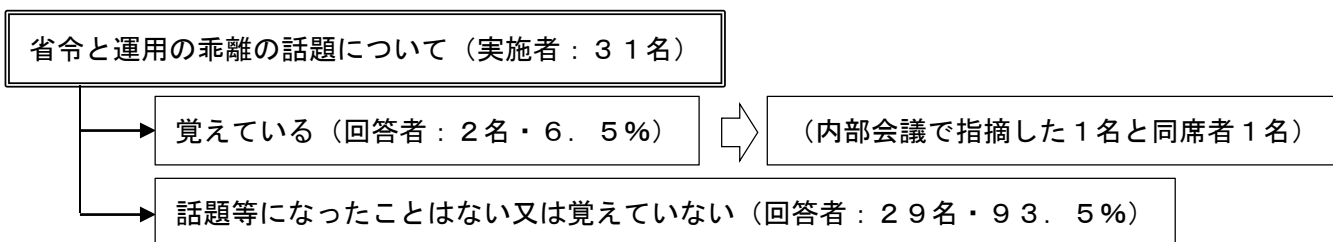
#### B. 施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していた職員（該当：3名）

○アンケート結果により、省令と運用の乖離を認識していた職員に対するヒアリング結果は以下のとおりである。（該当者：4名。うち1名入院中のため有意回答3名）

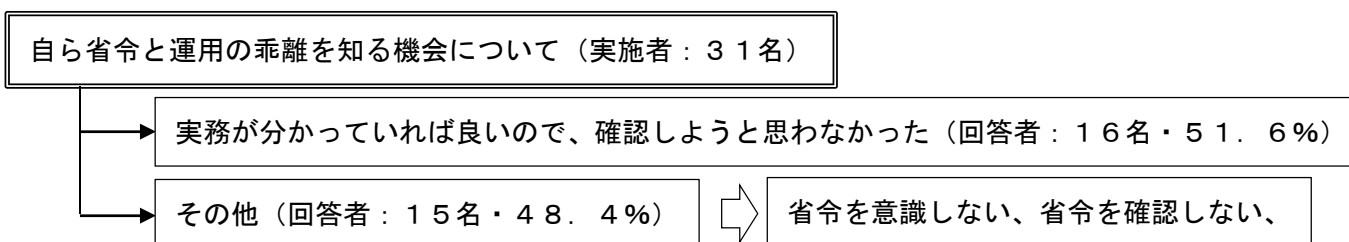
- 省令と運用の違いを把握したきっかけとしては、掛金に係る事務執行中に把握（2名）、システムのプログラム確認中に把握（1名）。
- 事務執行中に把握した職員のうちの1名については、平成22年度中小企業倒産防止共済制度改正時の担当者であり、法改正に伴う事務見直しに係る部内打合せの一つで省令と運用の違いを指摘（但し、会議の日時、参加者は、覚えていない）。しかし、前納減額金が法改正事項ではないことから議論にならなかったと記憶していると回答。
- その他2名は、長年行われてきたものであり、既に整理されているものと考え問題提起はしなかったと回答。なお、そのうち1名は、法改正に伴う事務見直しに係る部内打合せで、上記の者が省令と運用の違いを発言していたという記憶はあるが、法改正に伴うものではなく、過去から継続していた運用であったため、議論にならなかったと回答。

**C. 施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していた職員の所属課職員（該当：対象者33名。うち2名が長期療養中のため、有意回答31名）**

- 乖離を認識していた職員と同じ部署に属していた職員は、B.のうちの2名を除き全ての該当者29名が、話題等になったことはない又は覚えていないと回答。



- 自身で知る機会は、実務が分かれば良いので、乖離を確認しようと思わなかったと回答した職員が16名。その理由として「システムのアウトプットとして、前納減額金が計算されるので、実務的に不都合がなく、省令を意識しない」、「外部からの問い合わせで、問題が生じれば省令を確認すると思うが、それ以外では省令を確認しない」といったものが挙げられる。



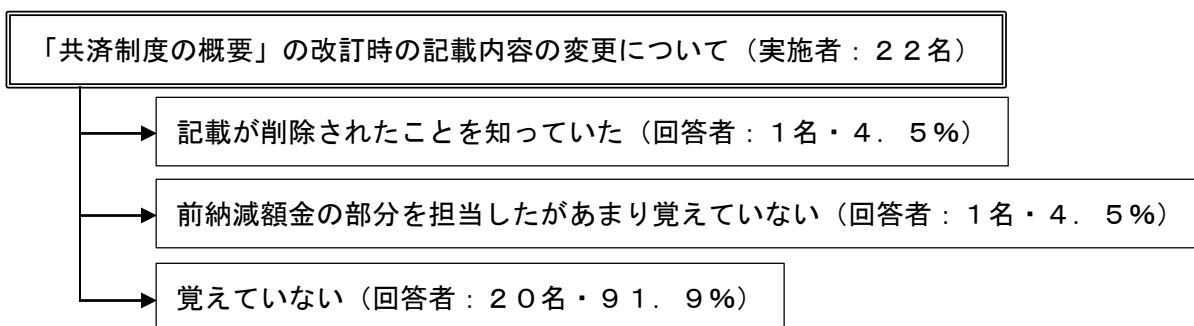
**D. 施行規則の規定と実際の運用の乖離に言及された会議に同席した可能性のある職員（該当：14名）**

- 当該発言について、B.の2名を除き全ての該当者（12名）が、会議で乖離の話題に出たことはない、会議で乖離の話が出たかは覚えていないと回答。



#### E. 「共済制度の概要」の改訂時の関係職員（該当：22名）

- 「共済制度の概要」から省令の規定内容が削除又は追加されたことを知っていたと回答した職員は1名（4.5%）だが、当該職員は、26年度の「制度の概要」のリバイスのとりまとめ担当として、省令の内容を追加した者であった。同職員に省令の内容を追加した理由を尋ねたところ、毎年行っている「制度の概要」のリバイス（記載の追加）作業の際に、全体の平仄をそろえる観点から、法律の内容に加え省令の内容も記載したほうが良いと考え追加したとの回答であった。なお、平成元年以前には省令が記載されていることは知らなかったとのこと
- また、前納減額金の部分を担当したが、あまり覚えていないと回答した職員は1名（4.5%）だが、上記の知っていた職員をサポートしていた職員。



#### F. 共済事業の企画部門と前納減額金担当部署の両方を経験した職員（該当：41名）

- なぜ乖離に気づかなかったのか？
- ・企画担当課は、法令・制度改正以外に、部の総括課として事業全体の企画に加え、制度普及、委託団体管理、コンタクトセンター運営、共済システム（運用・施設管理）、ALMなどの業務も担当している。そのうち、法令・制度改正担当は、制度改正時のみ数名の専任を配置する程度であり、そうした時期以外は、両施行規則の詳細まで把握する必要に迫られなかったと回答している。
  - ・前納減額金担当課においても、業務の中心は新規契約の締結、掛金（請求・収納）、通算・届出等保全、顧客対応などで、そのうち前納減額金の計算は毎月の掛金収納と同時にシステムのプログラム内で処理されていること、かつ前納減額金の払出しは年1回であることもあり、前納減額金担当者も、期間計算の内容まで深く認識する機会がなかったと回答している。
  - ・両課を経験した者は、前身法人時代含めると128名存在するが、そのうち所在が確認できた者は72名であり、プログラム化されたものに注意が及ぶタイミングは、制度改正等事務・システムの改変時期に限られていた。
  - ・なお、法令担当と前納減額金担当を経験した者からの、前身法人時代も含め制度改正実務に関するコメントは、以下の通りであった。

「小規模企業共済の契約課を担当していたが、年1回の処理のみの前納減額金についての意識はあまり無かった。システムから出力されるデータ・数値は正しいと思いこんでいた。法改正も担当したが、改正部分を中心に検討していくため、改正項目でなかった前納減額金には意識がなかった。検討項目にあがったという記憶も無い。」

「法改正は、小規模企業共済の予定利率の引き下げ（6.6%⇒4.0%）のときに担当した。省令にどのような率を書くべきかを検討するため、何度も計算を行なった記憶がある。省令の端数日の処理部分は率と同じ箇所であり、小規模企業共済は掛金納付の日付管理をしていないので、今から考えれば相違があると認識していたはずだとも思うが、それに対し問題だと考えたり、議論したりした記憶が全くない。法改正要旨がある程度固まるとシステム構築のため、現場サイドに法改正の中身を説明するが、切り上げ、切捨てを伝えた記憶もない。」

「小規模共済の給付課、倒産防止共済の貸付課では、配属箇所の特性として、苦情、訴訟等に対応するため、業務に関連する箇所について、解説本・法令等を頻繁に確認していた。倒産防止共済制度の契約課では具体的な実務経験はなく、共済全体の改善事項の取りまとめも担当しており、前納減額金について意識したことはなかった。システムの構築は、手戻りを避けるため、関連する法令は必ず確認し（場合によっては他の法令も含む）、あやふやな部分は、議論をし、必要な場合は企画担当課を通じて、中小企業庁に確認していた記憶がある。自身の開発の経験から、今回のようなシステムロジック等と法令が異なっていることは想像できなかった。企画担当課に在籍していたときは、案件対応・各種依頼資料の作成、検査対応の調整、広報、現場との調整・予算決算等が中心業務であり、また、法改正については、チームが編成され、経験者がその担当になるケースが多かったことから、議論に深くかかわった経験はない。各課で生じた案件が法令の解釈にかかわるような場合は内部で議論し、顧問弁護士に確認し、法令判断が必要となった場合は、中小企業庁に照会文書を提出していた記憶があるが、すべての照会に対し、回答をもらったかどうかは覚えていない。現場で顧客等とのトラブル・案件・問題にならない限り、関連法令を含め実務と法令を比較することはあまりなかった。」

#### **G. 前身法人時代を含む元役職員（共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む）（該当：55名）**

- 経済産業省出向者以外の者は、高齢の方が多く基本的に「前納制度は知っているが詳細は覚えていない」という答えが多かった。
- 制度の法令面は限られた者が担当し、多くの役職員はシステムにおいて作りこまれた事務運営と普及を担っていた。
- 経済産業省からの出向者からは、中小企業庁との間で前納減額金の省令の規定内容や運用について話題に出たことがあると回答した者は0名。

#### **（4）内部監査に関する調査**

内部監査において本事案が把握できなかった理由について、監査統括室

に見解を求めたところ、以下の回答であった。

- ・ 内部監査については、当機構内部監査規程に基づき、年度毎に監査テーマを含む監査計画を策定し、実施してきている。
- ・ 内部監査規程における監査の範囲としては、「業務運営の法令等との準拠性についての検証」についても監査対象としており、個人情報等の監査を実施しているものの、業務改善に向けたアドバイザーとしての役割を果たすべきとの観点から、「業務プロセスの適切性、効率性、有効性を検証」する業務監査に重点をおいた監査を実施してきている。
- ・ 当機構の内部監査部門は、平成24年度までは、会計検査院検査対応や監事監査業務サポート等他の業務を兼務しており、体制面の制約等から、内部監査については、会計伝票のチェック、備品、契約の確認等の事務の適正性を中心に確認を行っていた。  
平成25年度より、内部監査以外の業務を他部門へ移管し、内部監査を専任で行なう体制が整備されるとともに、前述のような「業務監査」に重点を置いた監査内容となった。  
共済事業部門に係る監査についても、平成26年度「共済システムに係る業務プロセスに係る監査」、平成27年度「小規模企業共済事業に係る監査」、平成28年度「倒産防止共済事業に係る監査」及び「マイナンバー制度運用上の課題検証（小規模企業共済）」について実施した。（共済事業関係内部監査概要は、下表に記載。）
- ・ 共済事業部門を対象とした監査内容については、リスクの重要性の観点から、それぞれ設定し、両共済制度の中核業務である「共済金支払い業務」、「共済貸付業務」等について、それぞれの審査内容や担当者の確認状況等業務内容の適切性、効率性等について検証する「業務監査」を中心に実施してきたものの、業務実施の前提となる「法令との整合」については、既に準拠性の確保が行われていると考えたことから、本事業案についての把握には至らなかった。

#### 共済事業関係内部監査概要

年度	監査テーマ	監査概要	監査意見概要
H26年度	共済システムに係る業務プロセスに係る監査	共済事業運営上の様々な業務プロセスに係る課題について、検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンタクトセンターにおける土曜日及び夜間の相談実績を踏まえ、費用対効果の検討に基づき、開設時間の変更、人員体制の見直し等を検討</li> <li>・システム改修作業に数多くの再委託先を活用している状況を踏</li> </ul>

			まえ、委託先が再委託先の管理を徹底する体制を構築
H27 年度	小規模企業共済「共済金支払い業務」に係る監査	H27 年度共済金支払個別案件をサンプル抽出(229 件)し、審査内容、本人確認等の添付等を検証	適正に処理されていることを確認
H28 年度	倒産防止共済「共済貸付業務」に係る監査	H27 年度共済貸付業務個別案件をサンプル抽出(217 件)し、審査内容、添付確認資料等を検証	適正に処理されていることを確認
	マイナンバー制度運用上の課題検証(小規模企業共済)	H28 年度より開始された「マイナンバー情報」の取り扱い状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」をもとに検証	適正に実施されていることを確認

#### (5) 類似事案に関する調査

共済事業グループの各課においては、他にも法令との乖離に関する事務が行われていないかを調査する観点から、委託機関向けに提供している「事務取扱要領」、並びに契約締結後契約者に送付する「加入者のしおり及び約款」(小規模企業共済制度)及び「加入者必携」(中小企業倒産防止共済制度)を法令と突合確認し、その限りにおいて、前納減額金の処理以外には、法令との乖離がないことを確認した。

今後は、自己点検及び内部監査で出てきた課題などを踏まえ、さらに掘り下げた調査などを行う。

## II. 原因分析

### 1. 本事案が発生した原因(探索書類・印刷物からの考察)

下記の探索書類の内容及び年次印刷物の記載内容の変遷(別紙16に記載(P96参照))を、時系列順に並べると以下の通りである。

【昭和40年】小規模企業共済制度の創設)

【昭和45～52年の間】「小規模企業共済制度の手引き」から、施行規則で定める前納減額金の端数日数の扱い（14日以下は切り捨て）と納付日の例示に関する記載が削除

【昭和53年】「中小企業倒産防止共済法施行規則の要望事項」メモにて、前納減額金の端数日数の扱い（14日以下は切り捨て）に関する規定の削除を要望。

（これ以降、施行規則と運用が乖離していることに関する議論が行われた記録は存在せず。）

【昭和53年】中小企業倒産防止共済制度の創設)

【平成元～2年】「制度の概要」から、施行規則で定める前納減額金の端数日数の扱い（14日以下は切り捨て）に関する記載が削除

【平成4年】「中小企業倒産防止共済加入者総合管理システム（共済管理システム）基本設計書」において、施行規則とは異なる前納減額金の端数日数の扱い（日数にかかわらず全て1月とカウント）が記載

【平成26年】「制度の概要」に、施行規則で定める前納減額金の端数日数の扱い（14日以下は切り捨て）の記載が再掲

両共済制度の現行システムのうち、前納減額金の計算方法部分のプログラムについては当初のまま改修を受けずに運用されている。このため、小規模企業共済制度では、少なくとも同制度の現行システムを運用開始した昭和61年度以降、施行規則と異なる運用が行われていた。他方、中小企業倒産防止共済制度では、同制度の現行システムを運用開始したのは平成8年度であるが、制度発足以降使用していたそれ以前のシステムにおいても前納減額金関連のシステム改修実績はなく、平成4年度の基本設計書にも現行の運用内容が記載されていたことから、昭和53年の制度発足時から施行規則と異なる運用が行われていた可能性が高い。（別紙5に記載（P50参照））

なお、上記探索書類の内容及び年次印刷物の記載内容の推移は、以下の経緯があったことを示唆しているものと推察される。

- ① 「小規模企業共済制度の手引き」から施行規則で定める前納減額金の端数日数の記載が削除された昭和45～52年のいずれかの時期に、小規模企業共済制度において、施行規則とは異なる運用が開始された。
- ② 昭和53年の中小企業倒産防止共済制度の創設時に、小規模企業共済制度で行われていた運用と同様の内容の規定を施行規則に規定するよう、中小企業庁に要望（但し、実際に要望を行ったかどうかは不明）。

- ③ その後、両共済制度とも、両施行規則とは異なる運用を行いつつ、施行規則又は運用を変更する動きがないまま、乖離状態が継続。

施行規則と異なる運用が開始されたと推測される昭和45～52年の間の時期には、昭和47年に小規模企業共済制度の掛金支払いの口座振替が導入されている。それ以前は、手帳払い方式により、月の前半と後半に二分して掛金の入金を取り纏めていたが、口座振替については毎月18日を振替日とする運用が行われているため、施行規則どおりの運用を行えば、入金月がカウントされず、契約者にとって不利益につながる事となっていた。また、昭和46年8月の中小企業政策審議会において、「国および事業団は、掛金の収納などの面で加入者の利益を十分尊重した迅速、かつ、簡便な事務運営が行われるよう自動振替制度の採用、前納減額制度の改善など一層の努力をすべきである。」との意見を受け、当時の小規模企業共済事業団としても、手帳払いに伴い増大する事務代行手数料からみても、自動振替制への積極的推進を行うべきとの考えを持っていた（別紙17に記載（P97参照）。）。これらを踏まえると、口座振替開始のタイミング（昭和47年）に施行規則と異なる運用が開始された可能性が高いものと推測される。

但し、この時期の在籍者に対するヒアリングからは、実際にそうした事実があったかどうか確認できず、事業団単独の判断だったのか、当時の中小企業庁と相談していたのかについても、不明である。

## 2. 本事案が長年にわたり継続してきた原因（アンケート及びヒアリング結果からの考察）

- ・ 前納減額金制度については、小規模企業共済制度、倒産防止共済制度とも、制度創設以来、前納減額金の計算方法についての、制度改正は行われていなかった。また、前納減額金計算は毎月の掛金収納と同時にプログラム内で処理されており、かつ前納減額金の払出しは年1回であることもあり、担当であっても、業務上期間計算の運用まで深く認識する機会がなかった。契約者からの問合せについても、振り込まれた金額は何か？更にその計算方法はどうなっているのか？まではあっても、端数日数を切り上げるという契約者に有利な運用が行われていた面もあり、契約者から直接的にこの端数日数に係る問い合わせはなかった。これらのヒアリングでのコメントやコンタクトセンターにおける問合せ記録が示すとおり、運営や問合せ対応の現場において、根拠規程まで深掘りする機会・意識はなかった。
- ・ 普及部署においても、加入促進の一環で企業や委託機関などに制度の大枠（割引のメリット等）を説明する機会があっても、期間計算のような制度の詳細について説明を求められることは無かった。
- ・ 上記のような状況の中、システムを最大限活用した効率的な運営（申請書

類の審査等と契約者データへの登録・管理をする、顧客の問合せに対応する、制度を説明する等)に努めた反面、各事務の根拠規定を都度参照する、あるいは日頃の運営とは異なる視点で業務を横断的に見る、という意識は乏しかった。

・このように、長年にわたり施行規則と異なる運用が行われてきたことは、これらの要因が大きく作用していたことは明らかであるものの、アンケート及びヒアリングの結果が示唆する下記の点については、共済事業全体、さらには当機構全体に共通する課題も示唆しており、本事案のみならず、より広い視野に立脚した再発防止策を策定することが重要である。

(1) 両施行規則において「14日以下は切り捨て」と規定されていることを知っていた共済部門(共済事業推進部、共済事業グループ、共済資金グループ)の職員は、約1/3強に過ぎなかった。

(2) 共済事務を担当する多くの職員は、長年続いている運用であり、違和感や疑問を持たなかった。事務手続きの面でも、膨大な作業の処理をするためシステムに依存し、システムの出力結果を所与のものとして受け入れていたため、疑問に感じることはなかった。

(3) 両施行規則の規定内容と運用の乖離について認識していた者(4名)は、長年続いている運用であったため、解釈で既に整理されていると思いついでいた。そのうち1名は共済部門には契約者の利益を優先して考える風土があったと回答し、もう1名は乖離について言及したものの議論には至らなかったと回答した。

(4) 共済事業グループにおいては、電話による契約者や委託機関への対応に時間を割くことが常であり、実際の業務において疑問が生じた場合は、上司・同僚に尋ねるか、実務対応等を重視した業務マニュアル(小規模企業共済Q&A、中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)Q&A)を参照し対応を行っていた。当該業務マニュアルは、実務に即した内容のみが記載され、事務の根拠となる法令の規定内容についての記載がなされていなかったため、両施行規則の詳細を認識することなく事務が行われていた。

なおこの他に、平成28年度には作業手順マニュアル(書類のチェックや書類の引き渡しなどの事務フローが記載されているもの)が整備され、職員が事務処理をする際に参照している。

(5) 両施行規則の規定内容と運用の乖離を認識していた者(4名)は共済事業グループに属しており、それらの整合性は共済事業推進部が整理しているものと考えていた。しかしながら、共済事業推進部の職員は、契約者からの問い合わせが無い限り、事務の詳細を把握する機会がほとんど無く、共済事業グループにおいて前納減額金の額の算定は適正に運用されていると考えていたため、運用の内容まで認識していた者は少なかった。

そして、この共済事業推進部及び共済事業グループの間において両者を整合的に連携して運営させる機能が不十分だったことが、法令の規定内容と業務マニュアル等との不整合な状態が続くことにつながっていた。

- (6) 内部監査においては、これまで業務プロセスの効率性、有効性の観点から検証する「業務監査」を中心に行なってきたおり、業務実施の前提となる「法令との整合」については、既に準拠性の確保が行なわれているものとして考えていたため、本事案の把握には至らなかった。

### Ⅲ. 再発防止策

#### 1. 役職員の意識改革

<b>再発防止策 1 : 全ての役職員に対するコンプライアンス研修等の充実 (Ⅱ. 原因分析 (1) ~ (3) への対策)</b>
--

(現状の課題)

- ・ 本事案が是正の機会を逸していた背景には、永年続いている運用に疑問を持たない姿勢や、国の定める施行規則に対する認識不足などの問題があることから、役職員の意識改革が必要。
- ・ これまでのコンプライアンス研修は、故意による法令違反行為を想定しており、今回の事案のように、役職員自身が法令違反行為として認識していないケースにおいては、歯止めにはなっていない。

(改善策)

- ・ 長年続いてきた前例を盲信するのではなく、制度と運用のあり方について不断の見直しを行うこと、業務マニュアルのみでなくその根拠となる法令への意識を常に持ち続けることなどに対する役職員の意識を醸成するため、階層別研修でのコンプライアンス講座にて、本事案を題材とした講義を行う。【第1回を平成29年7月に実施、以降随時実施】
- ・ 全役職員を対象とするe-ラーニングにおいて、本事案を意識した設問を設定したうえで、毎年を受講修了を義務づける。【平成29年7月から実施、以降毎年実施】
- ・ 全役職員を対象とする法令遵守に関する自己点検を定期的に行う。【平成29年7月から実施、以降随時実施】
- ・ 制度や運用の改善が必要な場合には、国に対して積極的に提案していく。【随時実施】



**再発防止策 2：共済部門内研修の実施と業務マニュアル（Q & A集）の充実  
（Ⅱ.原因分析（1）～（4）への対策）**

（現状の課題）

- ・ 法令内容の理解はOJT又は自己啓発に委ねられ、部門内での組織的な教育機会を設けていなかった。
- ・ 現行の実務対応等を重視した業務マニュアルには、法令の規定内容に則した記載がなされていない。

（改善策）。

- ・ 地域本部を含む共済部門の全職員を対象に、共済事業に係る法令の規定内容と業務との関連に関する研修会を開催する。【今後行う自己点検結果を踏まえ本部は平成29年9月に実施、地域本部は12月までに実施】
- ・ 事務に携わる職員が適切に法令を認識できるよう、顧客対応面での実務的な業務マニュアル（小規模企業共済Q & A、中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）Q & A）を改訂し、法令の規定内容と業務との関連を明示する。【平成29年9月までに実施】

## 2. 責任体制の明確化とチェック機能の強化

**再発防止策 3：共済事業推進部と共済事業グループとの業務範囲の明確化及び  
共済事業グループ内のチェック機能の強化（Ⅱ.原因分析  
（5）への対策）**

（現状の課題）

- ・ 法令との整合性を含め事務については共済事業グループが所掌していたが、制度全体の課題、中企庁との連絡調整等については共済事業推進部が所掌していることから、責任の所在が不明確になっていた。
- ・ 共済事業推進部は、共済事業グループが行う制度の運用実態を知る機会がなく、法令・制度担当部署としてのサポートが十分ではなかった。
- ・ 共済事業グループの総括課は小規模共済契約課であるが、同課の主要業務は小規模企業共済事業に関する契約事務であるため、グループ内の事務運営を管理・調整する機能（横串で管理した全体最適化機能）が不十分であった。

（改善策）

- ・ 法令との整合性も含め、共済事務を運営する責任は、一義的に共済事業グループが負うことを明確にするとともに、共済事業推進部は、法令・制度担当部署として、制度面の検討や点検等を通じて、共済事業グループによる事務運営が法令に則して行われるようサポートする役割を担うこととし、これらの役割分担と責任を明確にするため文書化する。【平成29年7月実施】
- ・ 共済事業グループに、グループ内の事務運営の管理・調整及び法令順守確保

を担当する上級管理職（審議役）を配置することで体制強化を図る。【平成29年7月実施】

### 3. 監査機能の強化

#### 再発防止策4：法令との準拠性監査の強化（Ⅱ.原因分析（6）への対策）

（現状の課題）

- ・法令の準拠性確保に関する内部監査が十分でなかったため、今回の事案を発見することはできなかった。

（改善策）

- ・全事業部門における所管事業が関係法令の条項毎に、準拠しているかについて確認するチェックシートを作成し「自己点検」を行う。

【総務及び内部監査部門が連携して実施を指示。平成29年8月までに実施。】

- ・その結果等を踏まえ、各種規程等を含めた部門別「法令等準拠性」内部監査を計画的に行う。

【平成29年度は共済事業部門を対象に実施。その後、自己点検結果をもとに、重点部門の内部監査を先行して実施し、5年以内に全部門の監査を終了】

- ・なお、実施にあたっては、内部監査支援業務を行う監査法人等の外部専門機関を活用し、監査プロセス（監査計画の策定～監査実施～とりまとめ～報告）の妥当性の検証及び個別監査テーマ実施に係るアドバイス（ヒアリングシート作成、問題発見、評価等）等を得ることにより、内部監査の機能強化を図る。

【アドバイス業務は、平成29年7月から実施】

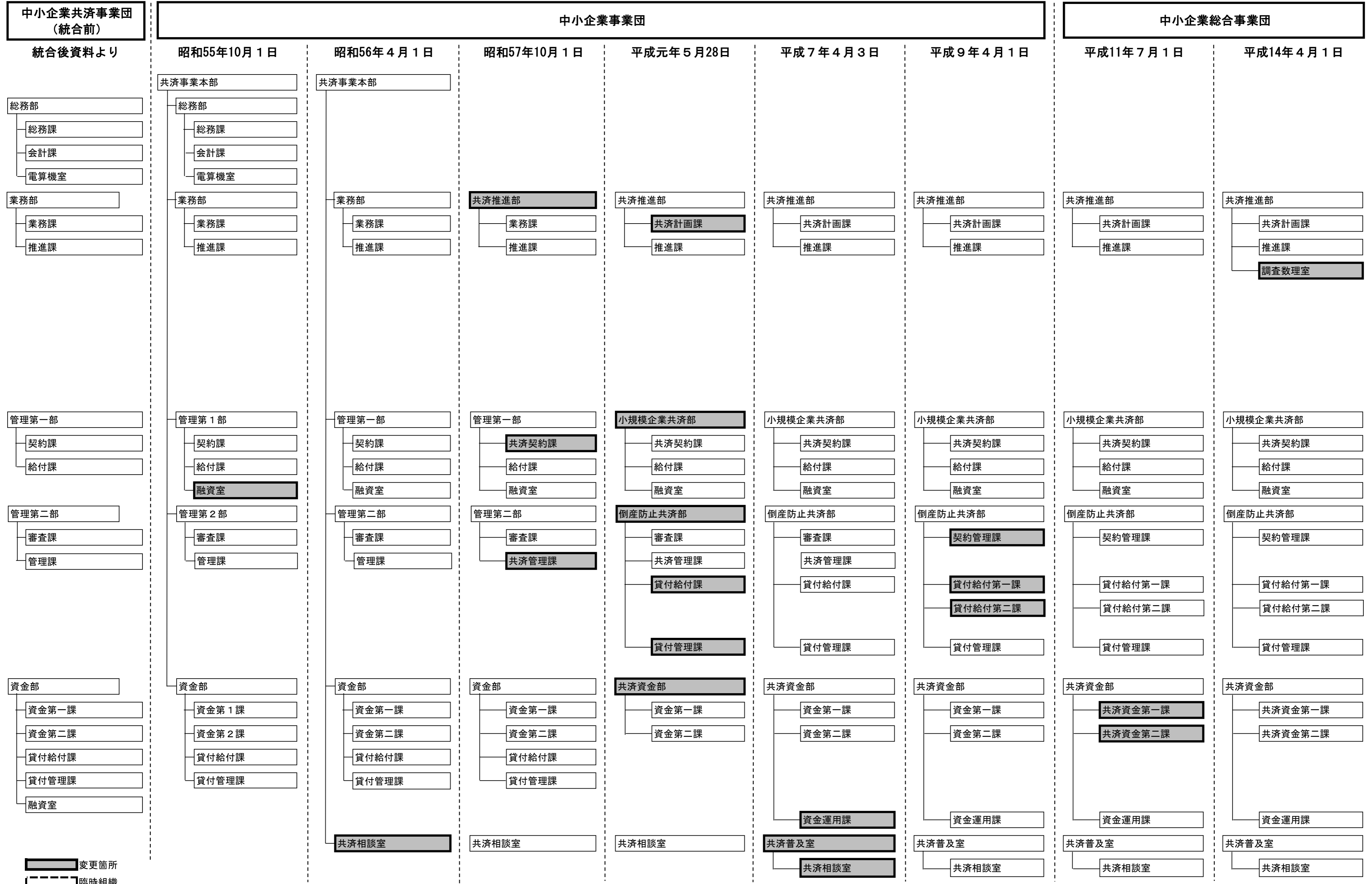
- ・本事案の発生を踏まえ、財務諸表の適正性に係る監査を行う会計監査人監査、経営陣の業務遂行が適切に行われているかの監査を行なう監事監査、業務監査等を行う内部監査（三様監査）のそれぞれの監査機能において、当機構全体としての法令順守体制の構築、強化に関する監査を行うとともに、三様監査間において、経営上の課題についての情報共有や監査領域の調整等情報交換を密に行い、監査品質の向上による内部統制機能の強化を図る。

【三様監査連絡会議は平成29年10月以降隔月実施】

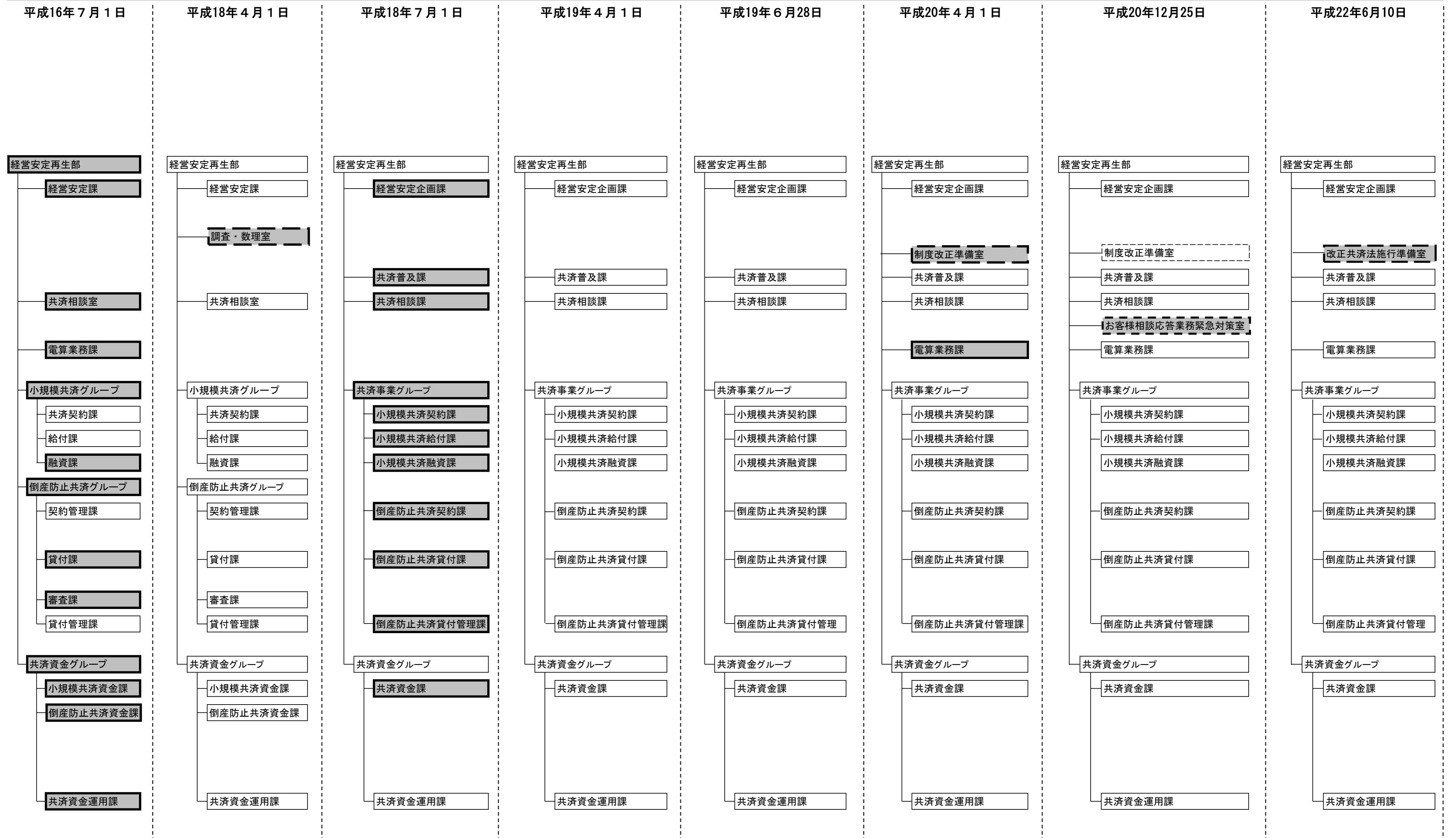
以上

## 【本報告書に対する監事所見】

- ・経済産業省令と異なる前納減額金の計算方法の適用が長年継続し、監査において指摘に至らなかったことは、監事として遺憾である。その原因は、報告書で詳細に指摘されているとおり、長年にわたり、全体の業務フローとコンピューター・システムの中で定着していた事務処理で、見直す契機に乏しかったとことが挙げられる。
- ・平成25年の閣議決定に基づき、当機構においても内部統制システムの構築に注力しており、監事監査においてもその整備と運用状況の監査に力を入れてきた。平成28年度も各事業部抽出の「リスク洗い出しとその対応策」について監査を行ったが、法令遵守は当然の前提として処理したところであった。
- ・今後は、内部監査、会計監査人監査及び監事監査の連携と協力により、「法令等準拠性」について着実に対応策が実行されていくことを監査する必要があると考えている。



中小企業基盤整備機構



中小企業基盤整備機構

平成22年8月1日

平成24年4月1日

平成25年10月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

経営安定推進部

- 経営安定企画課
- 改正共済法施行準備室
- 共済普及課
- 共済相談課
- 電算業務課

共済事業グループ

- 小規模共済契約課
- 小規模共済給付課
- 小規模共済融資課
- 倒産防止共済契約課
- 倒産防止共済貸付課
- 倒産防止共済貸付管理課

共済資金グループ

- 共済資金課
- 共済資金運用課

経営安定推進部

- 経営安定企画課
- 共済普及課
- 共済相談課
- 電算業務課

共済事業グループ

- 小規模共済契約課
- 小規模共済給付課
- 小規模共済融資課
- 倒産防止共済契約課
- 倒産防止共済貸付課
- 倒産防止共済貸付管理課

共済資金グループ

- 共済資金課
- 共済資金運用課

共済事業推進部

共済事業企画課

共済事業グループ

- 小規模共済契約課
- 小規模共済給付課
- 小規模共済融資課
- 倒産防止共済契約課
- 倒産防止共済貸付課
- 倒産防止共済貸付管理課

共済資金グループ

- 共済資金課
- 共済資金運用課

共済事業推進部

共済事業企画課

共済制度見直し推進室

共済事業グループ

- 小規模共済契約課
- 小規模共済給付課
- 小規模共済融資課
- 倒産防止共済契約課
- 倒産防止共済貸付課
- 倒産防止共済貸付管理課

共済資金グループ

- 共済資金課
- 共済資金運用課

共済事業推進部

共済事業企画課

共済事業グループ

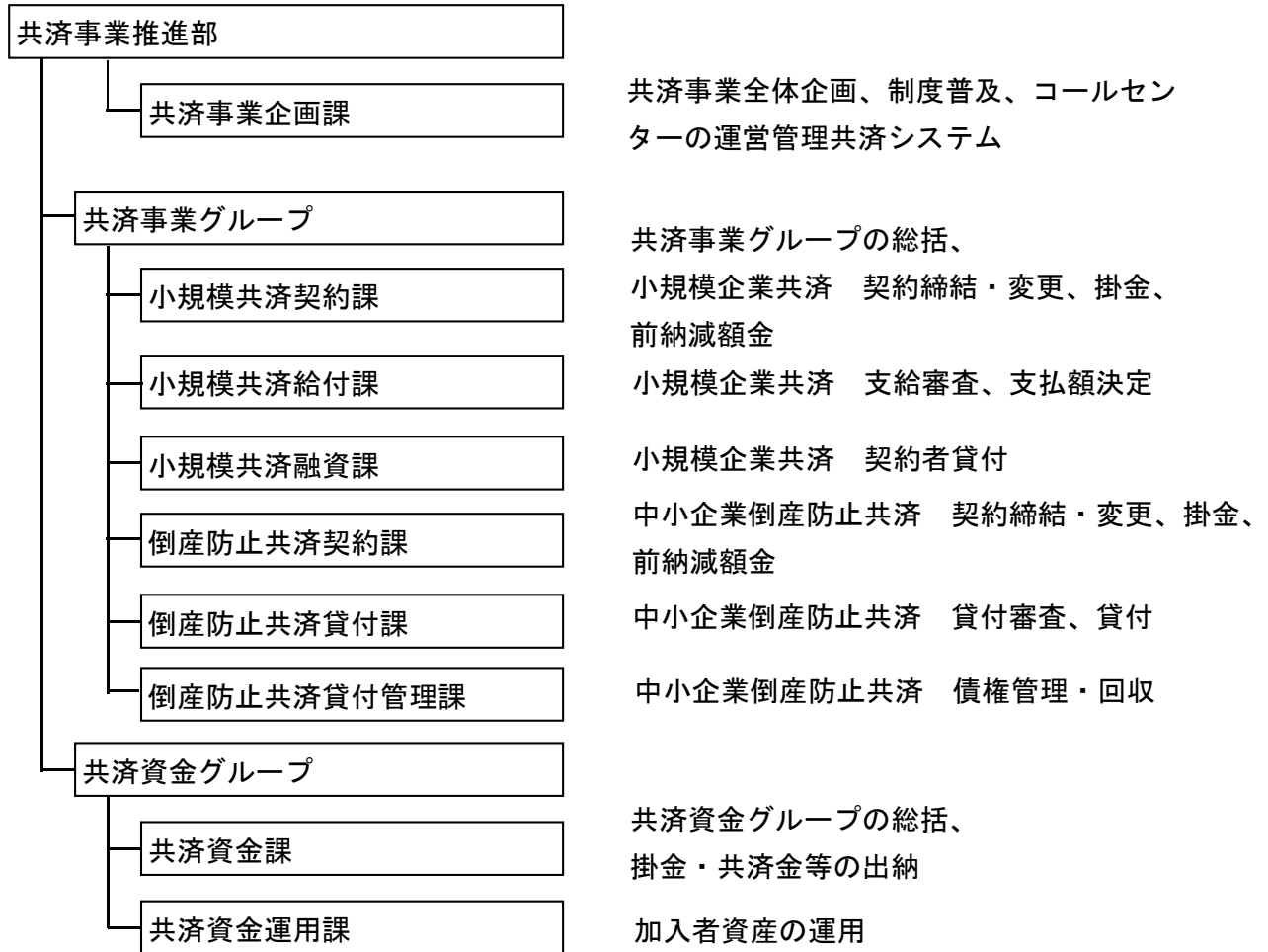
- 小規模共済契約課
- 小規模共済給付課
- 小規模共済融資課
- 倒産防止共済契約課
- 倒産防止共済貸付課
- 倒産防止共済貸付管理課

共済資金グループ

- 共済資金課
- 共済資金運用課

(別紙2) 共済部門の現行体制図

<本部>



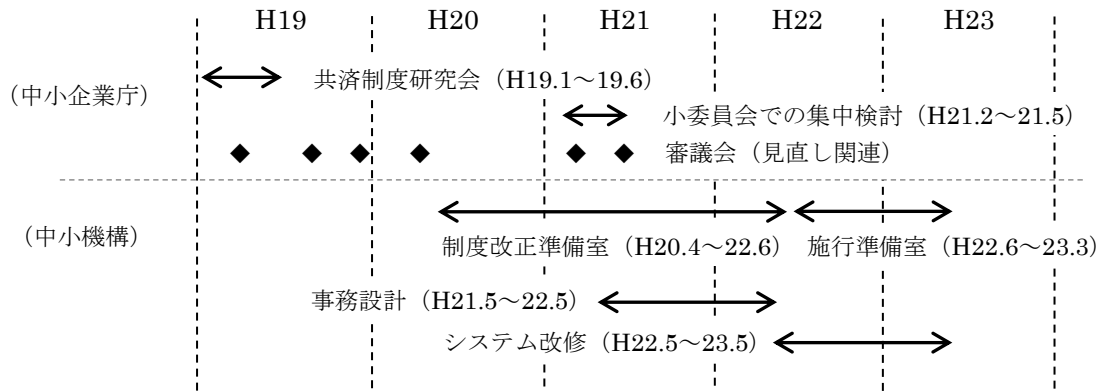
<地域本部>



(別紙3)

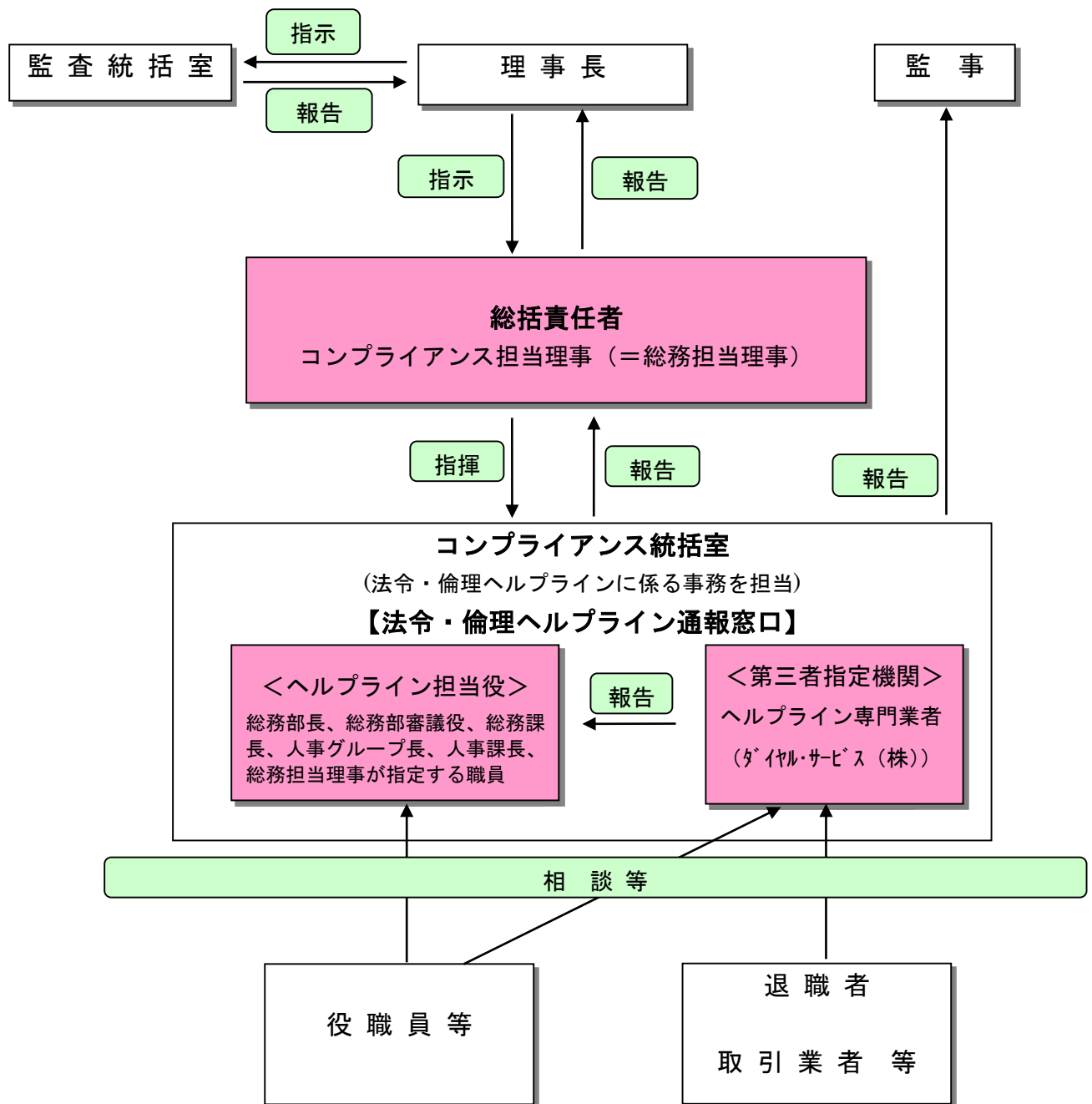
## 法令・システム改正時などでの対応について

### 【小規模共済 H22fy 改正(H23.1 施行)の例】





# コンプライアンス体制



(別紙5)両共済制度におけるこれまでの制度改正・事務システム改修

年度	組織	イベント	
		小規模企業共済制度	中小企業倒産防止共済制度
S40	小規模企業共済事業団設立(6月)	制度発足(12月)	
S41		電算機導入検討開始	
S42		制度改正(現行1種共済創設等)	
S43		外部委託により電算処理開始	
S44			
S45			
S46			
S47		口座振替開始 制度改正(掛金限度額引上等)	
S48		システム内製化検討開始	
S49			
S50		システム稼働(電算内製化)	
S51			
S52		制度改正(掛金限度額引上等)	
S53	中小企業共済事業団設立 (名称変更(4月))		制度発足(4月)システム稼働 当初から口座振替実施 (省令上共済手帳限定)
S54			
S55	特殊法人中小企業事業団設立 (振興事業団と統合(10月))		制度改正 (共済貸付限度額引上、完済手当金制度創設等)
S56		制度改正(掛金限度額引上等)	
S57		制度改正(掛金限度額引上等)	
S58		事務・システム全面再構築検討開始	
S59			
S60			制度改正 (共済貸付限度額の引上、一時貸付制度新設)
S61		事務・システム稼働(現行システム)	
S62			
S63		元号改正に伴うシステム改修	元号改正に伴うシステム改修
H1		制度改正 (掛金限度額引上、分割共済金の導入等)	
H2			
H3			
H4			事務・システム全面再構築検討開始
H5		負債システム構築	
H6			
H7		阪神淡路震災対応	阪神淡路震災対応
H8		制度改正 (予定利率引下げ 6.6%⇒4%、付加共済金導入等)	事務・システム稼働(現行システム)
H9			
H10			制度改正(中小企業者の定義拡大)
H11	特殊法人中小企業総合事業団 (保険公庫等と統合(7月))	2000年対応	2000年対応 制度改正(倒産の定義変更等)
H12		制度改正 (予定利率引下げ 4%⇒2.5%等)	
H13			
H14			
H15			
H16	独立行政法人 中小企業基盤整備機構(7月)	制度改正 (予定利率引下げ 2.5%⇒1%等)	
H17			制度改正(倒産の定義改正)
H18			
H19		事務改善 (共済金等支払いの日次化等)	
H20			
H21			制度改正に伴う事務システム検討開始
H22		制度改正(加入資格の拡大等)	制度改正 (共済事由の拡大等:22Fy) (共済貸付限度額の引上、申込金廃止等:23Fy) (掛金収納方法を口座振替に省令変更:23Fy)
H23		東日本大震災対応	東日本大震災対応 制度改正(共済事由の追加)
H24			
H25		制度改正 (小規模企業者範囲拡大等)	
H26		制度改正に伴う事務システム検討開始	
H27			
H28		制度改正 (共済事由見直し・申込金廃止等)	

## アンケート・ヒアリングの実施者数等について

		対象	内訳	リスト アップ数	実施者数	
					延べ人数	実数
アンケート	第1次	機構役職員	・共済部門に在籍する全役職員 ・機構発足以降の共済担当理事及び前納減額金を所掌する部門に在籍した幹部職員及び担当課職員	115	115	
	第2次	機構役職員	同上 (*第1次と第2次の間に退職し、連絡先不明のため1名減している)	114	114	
アンケート計				229	229	115
ヒアリング	機構職員	A 事務改善・システム改修時の関係者		82	82	
		うちS58～S59 小規模システム全面再構築期		(13)	(13)	
		うちH4～H5 倒産防止システム全面再構築期		(10)	(10)	
		うちH21～H22 倒産防止法改正(申込金廃止等)時		(24)	(24)	
		うちH26～H27 小規模法改正(申込金廃止等)時		(35)	(35)	
		B 施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していた者 (*リストアップ数と延べ人数の差は長期療養者)		4	3	
		C 施行規則の規定と実際の運用の乖離を認識していた者の所属課職員 (*リストアップ数と延べ人数の差は長期療養者)		33	31	
		D 施行規則と運用の乖離について言及された会議に出席した可能性のある者		14	14	
		E 「共済制度の概要」改訂時の関係者 (*リストアップ数と延べ人数の差は長期療養者)		23	22	
		F 共済事業部門の法令担当部署と前納減額金担当部署の両方を経験した者 (*リストアップ数と延べ人数の差(7名)のうち、5名は兼務発令がされていたものの実際の業務を行っていない者、2名は長期療養者)		48	41	
小計				204	193	97
G 前身法人時代を含む元役職員(共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む)				144	55	55
うち(共済事業部門の法令担当部署と前納減額金担当部署の両方を経験した者)				(80)	(31)	
ヒアリング計				348	248	152
アンケート・ヒアリング合計				577	477	211

(別紙7)

# 小規模企業共済制度の手引



小規模企業共済事業団

小規模企業共済事業団

東京都港区芝西久保明舟町15(虎の間電気ビル)

Tel (03) 501-8041 (代表)

昭和42年3月印行

認められません。手続的には掛金月額変更（減額）申込書に掛金の払込みを続けることが困難なことの証明が必要です。

掛金減額が認められる場合の基準および証明書の交付先は次のとおりです。

○ 減額が認められる場合

- (i) 地震，風水害，火災等の災害により掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- (ii) 長期療養による収入の減少または支出の増加により，掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- (iii) 経済変動に伴い商取引の不振，資金繰りの悪化により，掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- (iv) その他上記に準ずる重大な事由により掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合

○ 証明書の交付先

地震，風水害の場合	市町村長，警察署長，中小企業団体，取引金融機関
火災等の場合	消防署長，市町村長，中小企業団体，取引金融機関
長期療養等	病院，医師，保健所長，中小企業団体，取引金融機関
経営不振等 その他の場合	市町村長，中小企業団体，取引金融機関

⑧0 掛金払込みの方法はどうなっていますか。

掛金は，共済契約者が翌月末日までに最寄りの代理店金融機関または委託団体に共済手帳を添えて払い込むこととなっています。事業団の代理店および委託団体は附表（第1）および（第2）のとおりです。どこに払い込むかは共済契約者の自由ですがなるべく一定しておく方が何かと便利でしょう。

⑧1 掛金は何年分までを前納することができますか。

掛金は何年分でも前納できますが割引を受けられるのは1年分までと

なっています。

掛金が前納された場合，その前納掛金について1カ月当り  $\frac{5}{1,000}$  の前納減額金が支払われることになっておりますが，前納減額金の支払対象となる月数は施行規則第20条により最長12カ月となっております。これは12カ月以上の前納を禁止している意味ではなく，12カ月よりも以前に掛金が払い込まれても前納減額金の支払は12カ月分で打ち切るという意味です。減額金の支払は事業団から直接共済契約者に前納減額金送金通知書を送付し，その通知書に記載された代理店の窓口で受け取っていただくことになっています。

（前納減額金の計算式）

$$\text{前納掛金} \times \frac{5}{1,000} \times \text{前納月数} = \text{前納減額金の額}$$

払込月から月末までの日数が15日以上の場合は1カ月として計算し，14日以下の場合は切り捨てとなります。

（例） 加入口数10口の方が42年2月10日に42年3月分～42年6月分（4カ月分）を前納した場合，前納減額金は250円となります。

（計算）

$$42年3月分 \quad 5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 1\text{カ月} = 25円 \dots\dots\dots \text{A}$$

10口の場合  
3/10から3/31までの日数が15日以上なので1カ月とする。

$$42年4月分 \quad 5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 2\text{カ月} = 50円 \dots\dots\dots \text{B}$$

$$42年5月分 \quad 5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 3\text{カ月} = 75円 \dots\dots\dots \text{C}$$

$$42年6月分 \quad 5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 4\text{カ月} = 100円 \dots\dots\dots \text{D}$$

$$\text{A} + \text{B} + \text{C} + \text{D} = 250円$$

⑧2 掛金を滞納するとどうなりますか。

掛金は，翌月の末日までに払い込まなければなりません。この払込期限が経過しても払込みがない場合は事業団は直接共済契約者に督促をすることとしています。

— 指導者のための —

## 小規模企業共済制度の手引

昭和42年度版

(質疑応答集)

小規模企業共済事業団

— 指導者のための —

小規模企業共済制度の手引 昭和42年度版 (非売品)

昭和42年8月1日 初版発行

昭和42年10月5日 再版発行

編集兼  
発行者

小規模企業共済事業団

東京都港区芝西久保明舟町15番地

電話 東京 (03) 501-8041 (代)

( 22 )

掛金減額が認められる場合の基準および証明書の交付先は次のとおりです。

(1) 減額が認められる場合

- イ. 地震, 風水害, 火災等の災害により掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- ロ. 長期療養による収入の減少または支出の増加により, 掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- ハ. 経済変動に伴い商取引の不振, 資金繰りの悪化により, 掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- ニ. その他上記に準ずる重大な事由により掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合

(2) 証明書の交付先

- イ. 地震, 風水害の場合 市町村長, 警察署長 中小企業団体, 取引金融機関
- ロ. 火災等の場合 消防署長, 市町村長, 中小企業団体, 取引金融機関
- ハ. 長期療養等 病院, 医師, 保健所長, 中小企業団体, 取引金融機関
- ニ. 経営不振等その他の場合 市町村長, 中小企業団体, 取引金融機関

35 掛金払込みの方法はどうなっていますか。

掛金は, 共済契約者が翌月末日までに最寄りの代理店金融機関または委託団体に共済手帳を添えて払い込むこととなっています。どこに払い込むかは共済契約者の自由ですがなるべく一定しておく方が何かと便利でしょう。

36 掛金は何年分までを前納することができますか。

掛金は何年分でも前納できますが割引きを受けられるのは1年分までとなっています。

掛金が前納された場合, その前納掛金について1カ月当り $\frac{5}{1,000}$ の前納減額

( 23 )

金が支払われることになっておりますが, 前納減額金の支払対象となる月数は施行規則第20条により最長12カ月となっております。これは12カ月以上の前納を禁止している意味ではなく, 12カ月よりも以前に掛金が払い込まれても前納減額金の支払は12カ月分で打ち切るという意味です。減額金の支払は事業団から直接共済契約者に前納減額金送金通知書を送付し, その通知書に記載された代理店の窓口で受け取っていただくことになっています。

(前納減額金の計算式)

$$\text{前納掛金} \times \frac{5}{1,000} \times \text{前納月数} = \text{前納減額金の額}$$

払込日から月末までの日数が15日以上の場合は1カ月として計算し, 14日以下の場合は切り捨てとなります。

(例) 加入口数10口の方が42年2月10日に42年3月分~42年6月分(4カ月分)を前納した場合, 前納減額は250円となります。

(計算)

$$42\text{年}3\text{月分} \quad 5,000\text{円} \times \frac{5}{1,000} \times 1\text{カ月} = 25\text{円} \dots\dots\dots \text{㉑}$$

10口の場合 2/10から2/28までの日数が15日以上なので1カ月とする。

$$42\text{年}4\text{月分} \quad 5,000\text{円} \times \frac{5}{1,000} \times 2\text{カ月} = 50\text{円} \dots\dots\dots \text{㉒}$$

$$42\text{年}5\text{月分} \quad 5,000\text{円} \times \frac{5}{1,000} \times 3\text{カ月} = 75\text{円} \dots\dots\dots \text{㉓}$$

$$42\text{年}6\text{月分} \quad 5,000\text{円} \times \frac{5}{1,000} \times 4\text{カ月} = 100\text{円} \dots\dots\dots \text{㉔}$$

$$\text{㉑} + \text{㉒} + \text{㉓} + \text{㉔} = 250\text{円}$$

37 掛金を滞納するとどうなりますか

掛金は, 翌月の末日までに払い込まなければなりません, この払込期限が経過しても払込みがない場合は事業団は直接共済契約者に督促をすることとしています。

掛金の滞納があったときは, 共済契約(施行規則第21条第2項)により掛金の払込期限をこえる月数(払込期限の翌日から払込の日の前日までの月数をいい, 1月未満の端数がある場合は, その端数は切り捨てます。)について, 1カ月

〈企業共済〉

# 加入促進の手引

— 指導者用 —

(昭和44年度版)

小規模企業共済事業団

〈企業共済〉

加入促進の手引 昭和44年度版 (非売品)

昭和44年 10月1日発行

編集兼  
発行者

小規模企業共済事業団

東京都港区芝西久保明舟町15番地  
電話 東京 (03) 501-8041 (代)



とが著しく困難な場合

- イ. 長期療養による収入の減少または支出の増加により、掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- ウ. 経済変動にともない商取引の不振、資金繰りの悪化により、掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合
- エ. その他上記に準ずる重大な事由により掛金の払込みを継続することが著しく困難な場合

(2) 証明書の交付先

- ア. 地震、風水害の場合 市町村長、警察署長、中小企業関係団体、取引金融機関
- イ. 火災等の場合 消防署長、市町村長、中小企業関係団体、取引金融機関
- ウ. 長期療養等 病院、医師、保健所長、中小企業関係団体、取引金融機関
- エ. 経営不振等その他の場合 市町村長、中小企業関係団体、取引金融機関

21. 共済掛金の払込みは、いつ、どこに行ないますか。

共済掛金は、共済契約者が翌月末日までに、最寄りの代理店または委託団体に共済手帳を添えて払い込むこととなっています。どこに払い込むかは共済契約者の自由ですが、なるべく一定しておくように指導してください。何かと便利です。

22. 共済掛金は、前払いができますか。

共済掛金は何月分でも前払いすることができます。しかし、割引きを受けられるのは12カ月分までとなっています。なお、なるべく3カ月以

上まとめて前払いするように、ご指導ください。

23. 共済掛金を前払いしたときには、割引がありますか。

共済掛金が前払いされた場合、その前払い掛金について、1カ月当り $\frac{5}{1,000}$ の前納減額金が支払われます。これは一般に割引といわれるものです。この前納減額金の支払対象となる月数は最長が12カ月となっています。前納減額金は事業団から直接共済契約者に前納減額金送金通知書を送付しますから、その通知書に記載された代理店の窓口で受け取るとなっています。

なお前納減額金の計算式は、つぎのとおりです。

$$\text{前払い掛金} \times \frac{5}{1,000} \times \text{前払い月数} = \text{前納減額金の額}$$

↓  
払込日から月末までの日数が15日以上の場合は1カ月として計算し、14日以下の場合は切り捨てとなります。

(例) 加入口数10口の方が44年2月10日に44年3月分～44年6月分(4カ月分)を前払いした場合、前納減額金は250円となります。

(計算)

44年3月分	$5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 1 \text{ ヵ月} = 25円$	㊸
	↓	
10口の場合	2/10から2/28までの日数が15日以上なので1ヵ月とする。	
44年4月分	$5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 2 \text{ ヵ月} = 50円$	㊹
44年5月分	$5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 3 \text{ ヵ月} = 75円$	㊺
44年6月分	$5,000円 \times \frac{5}{1,000} \times 4 \text{ ヵ月} = 100円$	㊻
㊸+㊹+㊺+㊻	= 250円	

# 小規模企業共済制度の手引

(昭和52年版)

小規模企業共済事業団

小規模企業共済制度の手引 昭和52年版(非売品)

昭和52年3月発行

編集兼  
発行者

小規模企業共済事業団

東京都港区芝明舟町15番地

電話 東京 03 (502) 7171 (代)

03 (501) 8041 (代)

テレックス 222-6328

(14)

申込書の「掛金払込先区分」欄の「取扱団体」のところに○印を表示してください。

これにより、当該申込者は事業団に名簿方式による登録の申出があったこととなります。

(イ) 既契約者の場合の手続

既契約者がその掛金払込について、名簿方式による掛金とりまとめの方法に他の掛金払込方法から変更する場合は、名簿方式の登録を受けている委託団体に共済手帳を持参して申し込むこととなります。

その申し込みを受けた委託団体は、「小規模企業共済掛金収納者追加登録申出書」(以下「追加登録申出書」といいます。)に必要事項を記入して事業団に提出します。

(4) 掛金の請求と払込み

(ア) 新規の共済契約申込者の場合

共済契約の申込月の翌々月(例えば、1月申込の場合は、3月)から、事業団は、委託団体に対して掛金の請求票を毎月送付します。委託団体は、毎月25日までに契約者の掛金を取りまとめて指定代理店に取り継ぎます。

(イ) 既契約者の場合

委託団体から事業団に対して提出される「追加登録申出書」(その委託団体が名簿方式による掛金収納団体として登録を未だ受けていない場合には「収納団体申出書」とともに提出することとなります。)の事業団への到達日に応じて、掛金の請求票の送付開始月が異なります。すなわち、ある月の(例えば7月)の20日までに到達したときはその翌月(8月)から、21日以後に到達したときはその翌々月(9月)から、それぞれ掛金の請求票が委託団体に送付されることとなります。

なお、委託団体が契約者から掛金を取りまとめて指定代理店に取り継ぐ方法は、(ア)新規の共済契約の場合と同様です。

(5) 掛金領収書の送付

預金口座振替の場合と同じです。(19の(4)を参照してください。)

(15)

21 掛金は前払いができますか、また前払いしたときには、割引がありますか。

(1) 掛金を前払いした場合、その前払い掛金について一か月あたりの $\frac{5}{1,000}$ の前納減額金が支払われます。ただし、掛金の前払月数が12か月以上の場合の前納減額金の計算は、12か月を越える月数を12か月として計算されます。前納減額金の計算式とその計算例は、次のとおりです。

計算式 前納減額金の額 = 掛金月額  $\times \frac{5}{1,000} \times$  (前払月数の累計)

〔計算例1〕掛金月額10,000円を12か月前払いした場合

$$\text{前納減額金} = 10,000 \text{円} \times \frac{5}{1,000} (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8 + 9 + 10 + 11 + 12) = 3,900 \text{円}$$

〔計算例2〕掛金月額10,000円を20か月前払いした場合

$$\text{前納減額金} = 10,000 \text{円} \times \frac{5}{1,000} (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8 + 9 + 10 + 11 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12) = 8,700 \text{円}$$

(2) 前納減額金の支払いは、4月から9月までの払込分については11月に、10月から3月までの払込分については5月に、それぞれ共済契約者に対する払出通知票および郵便振替払出証書の送付によって行なわれますので、最寄りの郵便局で受け取ることにしています。

なお、前納減額金の額が、1,000円未満の場合には、1,000円以上になるまで事業団でお預りすることとしています。ただし、共済金等の支払いが生じた場合には、同時にその額をお支払いすることになっています。

22 掛金を滞納するとどうなりますか。

(1) 掛金の未納督促

掛金の払込みが4か月以上おこなっていない契約者に対する掛金払込の督促は、年に4回(3月、6月、9月、12月)行なっています。

なお、預金口座振替によって掛金の払込みを行なっている契約者については、2か月以上の掛金の払込みがおこなわれている場合に未納督促を行なってお

中小企業倒産防止共済法施行規則の要望事項 和53年1月20日 準備書

オ1条 (契約の申込み)

- オ1項では、事業団が申込受付業務を行うことになっていないので、「中小企業共済事業団」を「中小企業共済事業団又は」に改める。
- オ1項オ1号の「住所」を「住所又は主たる事業所の所在地」に改める。
- オ1項オ5号として「その他必要事項」を加える。
- オ2項は削除する。

オ2条 (契約締結の拒絶理由)

- オ1項中、「その者の継続的取引の状況」については、具体的には、どのような状況を指すのが不明確なので、確認する。また、オ1項の主旨の目的を確認する。
- オ4項の、税の種類を一本化してほしい。確認事務の簡素化。
- オ5項は、確認が著しく困難なので、削除する。

オ3条 (契約の申込みの承諾等)

- オ2項は「ただし共済手帳は、受託者が申込金の領収書とする。」とする。

オ4条 (申込金の充当及び返還)

- オ1項はすべて削除する。
- 「(申込金の充当及び返還)」を「(申込金の返還)」に改める。

( オ7条 (共済契約者が行う契約の解除)

- 「事業団」を「事業団又は受託者」に改める。

( オ11条 (共済金の貸付けの請求)

- オ1項オ1号の「住所」を「住所又は主たる事業所の所在地」に改める。
- オ1項オ8号は「共済金送金通知書の送付先等必要事項」に改める。
- オ2項の「証する書類」を「団体が証明した書類」に改める。

オ12条 (共済金の額の下限)

- 「5千円に掛金の納付をすべきであった月数」を「5千円に掛金が納付された月数」に改める。
- 「又は請求の日の属する月の〰〰〰以下を削除する。削除でこの場合は、下限額を10万円とする。

オ13条 (倒産に準ずる事態)

- オ2項及びオ3項については、確認がむずかしい為、審査事務上、前題とする。

オ14条 (売掛金債権等)

- 前渡金返還請求権の意味が不明の為、確認する。

オ15条 (売掛金債権等の額の認定基準)

- 具体的に算出方法があるのが、別途検討する。

オ16条 (取引関係の要件)

- 「引続き安定して1年以上継続されたもの」の「安定して」の意味が不明確である。

17条 (緊急に必要の資金の算定方法)

○ 16条及び17条を読むがきりでは、取引先登録制度との関係が不明確である。

( 共済金の貸付 )

第18条

「共済金の支払を行う受託者を明記した共済金送金通知書に、  
金銭消費貸借契約証書」を削除

( 共済金の受領 )

第19条

「共済金を受領しようとする者は、  
「共済金請求者は共済金を受領しようとするときは」に改め、  
「共済金送金通知書」を削除し、  
金銭消費貸借契約証書と加える。

( 償還期間の延長 )

第20条

第1項

「事業団」と「事業団又は受託者」に改める。

第2項

「法第20条」と「法第10条第4項」に改める。



才3項と次のように加える。

「前項の決定を受けた時は、変更契約証書、印鑑証明書と事業団に遅滞なく送付しなければならない。」

( (掛金の償還金等への充当) )

才21条

「2月」と「3月」に改める。

(理由) 事務処理上困難である。

(貸付要領)

才22条

全文削除。

(理由) 貸倒償却規定がなければ無意味。真意がわからず。

(事業団と信用して欲し。

(解約手当金の請求)

才23条

「権利を有する者」の後に「であつて才7条才3項及び才4項に規定する事由によつて解約手当金を請求する者は」と加える。

(理由) 事業団解約、任意解約、みん解約と区別して欲し。

( 承継の申出 )

第25条  
第1項

「事業団」と「事業団又は受託者」に改める。

第13号

「住所」の後に「又は主たる事務所の所在地」を加える

( 第23条

「住所」の後に「又は主たる事務所所在地」を加える。

第4号に 加入要件をみたすべき規定を付してはうそくを合する

( 承継の承諾等の通知 )

第27条

債務引受契約の提出義務づけを加える。

( 掛金の納付 )

第28条

第2項 「受託者は」と「事業団又は受託者は」に改める。

(前納の場合の減額)

オ29条

カッコ書「1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月」を削除

と変じて得た額とする。後「但し、当該前納掛金が納付された掛金に充たされるまでに前納されたものについては前納減額金を支払わない」と加える。

(納付期限後の納付)

オ30条

オ22項 カッコ書「納付期限の翌日から納付日の前日までの月数をいい、1月未満の端数がある場合においては、当該端数は切り捨てるものとする。」を削除

(納付期限の延長)

オ30条

オ1項 「事業用」と「事業用又は受託者」に改める。

オ2項 「納期延長決定書」と「納期延長承認書」に改める。

( 科止め )

第31条

第2項 「事業団」を「事業団又は受託者」に改める。

「科止め通知書」を「料金科止め通知書」に改める。

「差し出し」を「提出」に改める。

2号 「及び法第11条第4項の規定の例に於て算定される料金

総額」を削除

3号 「料金科の納付をしないこととする予定期間」を削除

第3項 「事業団」を「事業団又は受託者」に改める。

( 特例に基づく料金前納 )

第32条

53年度は適用せず、53年度前納者はすべて特別適用とする。

( 加入者の業種別分布の均衡を図る措置 )

第34条

金融機関、中小企業団体、事業団等の順序を事業団……………と変更。



# 共済制度の概要

## 小規模企業共済制度 中小企業倒産防止共済制度

昭和63年版

(昭和63年8月作成)



中小企業事業団

## 小規模企業共済

昭和63年の所得税法施行令の一部改正により、第1種共済契約の共済金並びに共済契約者で年齢が65才以上であるものが法第7条第3項（任意解約）の規定により共済契約を解除したことにより支給される解約手当金、及び法第7条第4項の規定により共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される解約手当金については退職所得扱いとなり、それ以外は全て一時所得扱いとなっています。

### 3. 制度のあらまし

#### (1) 加入資格

この制度に加入できる者は、次のとおりです。

- ① 常時使用する従業員数が20人（商業、サービス業にあっては5人）以下の個人事業主又は会社の役員
- ② 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ③ 常時使用する従業員数が20人以下の協業組合の役員

(法第2条第1項)

#### (2) 共済契約の種類

(ア) 共済契約は、保険的性格の強い第1種共済契約（法第2条の3）と貯蓄的性格の強い第2種共済契約（法第2条の4）との2種類があります。

（加入資格及び加入手続は、両契約について同じ）

(イ) 第1種及び第2種共済契約に重複して加入することはできません。

(法第3条第4項)

#### (3) 掛金

##### (ア) 掛金月額の範囲

掛金月額は、1,000円以上50,000円以下（500円きざみ）です。

(法第4条第2項)

##### (イ) 掛金月額の変更

掛金月額の増額は自由にできますが、減額については、特別の理由がある場合に限られます。

(法第8条)

##### (ウ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の翌月の末日までです。掛金の納付方法は、預金口座振替と委託団体払いの2つの方法があります。なお掛金月額を分割して納付することはできません。

(法第17条)

##### (エ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前15日までに納付した場合には、前納した月数に応じて掛金月額の1,000分の5に相当する額が前納減額金として支給されることになっています。

（ただし、前納分の月数が12月を超えるときは、12月として計算した金額）

(法第18条)

##### (オ) 掛金の後納

共済契約者が期限後に掛金を納付する場合、掛金月額の1,000分の10に納付期限を超える月数（納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乗じて得た金額を後納割増金とし掛金と併せて納付しなければならないこととなっています。

(法第19条)

## 倒産時共済

場合に限られます。

(法第3条第1項、第2項)

### (ウ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の末日までです。掛金納付方法は、代理店の預金口座から振り替えて納付する方法と、委託団体において取り扱う方法とがあり、毎月の掛金額を分割して納付することはできません。

(法第14条第1項、第2項)

### (エ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前15日までに納付した場合には、前納した月数に応じ掛金月額1,000分の5に相当する金額が前納減額金として支給されることになっています。(ただし、前納分の月数が12月を超えるときは、12月として計算した額)

(法第15条第1項)

### (オ) 掛金の後納

共済契約者が掛金納付期限後に掛金を納付する場合、掛金月額1,000分の10に納付期限をこえる月数(納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乗じて得た金額を後納割増金として納付しなければならないことになっています。

(法第16条)

### (カ) 掛金の掛止

共済契約者は、次の場合に、所定の手続きにより掛金の掛止をすることができます。

(i) 掛金総額が掛金月額の40倍に達したとき

(ii) 共済金の貸付けを受けた後6月間(償還の据置期間)

(iii) 共済金の貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額との合計額が3,200

万円に達する場合その合計額が3,200万円を下回るまでの期間

(法第14条第4項、第5項、第6項)

## (3) 共済金の貸付け

① 共済契約者は加入後6月以上経過して加入者の取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等の回収困難な事態が生じたとき、共済金の貸付けを受

けることができます。

(法第9条第1項)

(注)「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。

a) 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。

b) 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表が金融機関に対してされること。

(法第2条第2項)

② ただし、次の場合には共済金の貸付けは受けられません。

### (ア) 共済金の貸付けを行わない場合

a) 取引先事業者の倒産が加入後、6月末満に生じたものであるとき。

b) 取引先事業者の倒産の生じた時点までに6月分の掛金を納付していないとき。

c) 共済金の貸付けの請求を行ったときに、請求者が中小企業者でないとき。

d) 共済金の貸付けの請求が取引先事業所の倒産の日から6月を経過した後になされたものであるとき。

e) 貸付けることとなる共済金が少額であるとき。

(注) 共済金が少額とは、50万円未満であることをいいます。ただし50万円未満の金額であっても、当該金額が月商の20%以上であるとき及び掛金月額が5,000円である共済契約者の加入後6月から9月までの間に生じた倒産については、5,000円に納付すべきであった月数を乗じた額の10倍以上であるときに貸付けを行います。

f) 共済金の貸付けを請求した共済契約者が請求のときに自ら倒産し又はこれに準ずる事態にあるとき。

(法第9条第1項)

### (イ) 共済金の貸付けをことわる場合

a) 請求者がすでに貸付けを受けた共済金の償還を怠っている者であるとき。

b) 倒産した取引先事業者に対し、売掛金債権を有することとなったこと、



# 共済制度の概要

## 小規模企業共済制度 中小企業倒産防止共済制度

平成元年版

(平成元年8月作成)



中小企業事業団

昭和63年の所得税法施行令の一部改正により、第1種共済契約の共済金並びに共済契約者で年齢が65歳以上であるものが法第7条第3項（任意解約）の規定により共済契約を解除したことにより支給される解約手当金、及び法第7条第4項の規定により共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される解約手当金については退職所得扱いとなり、それ以外は全て一時所得扱いとなっています。

平成元年度の法律改正では、①掛金月額の最高限度の引上げ（50,000円から70,000円）、②共済金の分割支給制度の導入が実施されることとなり、併せて、③共済資産の運用に関し、生命保険を活用した運用が可能となりました（①②については10月1日施行予定、③については6月28日施行、改正の詳しい内容は14ページ参照）。

### 3. 制度のあらまし

#### (1) 加入資格

この制度に加入できる者は、次のとおりです。

- ① 常時使用する従業員数が20人（商業、サービス業にあっては5人）以下の個人事業主又は会社の役員
- ② 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ③ 常時使用する従業員数が20人以下の協業組合の役員

（法第2条第1項）

#### (2) 共済契約の種類

(ア) 共済契約は、保険的性格の強い第1種共済契約（法第2条の3）と貯蓄的性格の強い第2種共済契約（法第2条の4）との2種類があります。

（加入資格及び加入手続は、両契約について同じ）

(イ) 第1種及び第2種共済契約に重複して加入することはできません。

（法第3条第4項）

#### (3) 掛金

##### (ア) 掛金月額の範囲

掛金月額は、1,000円以上50,000円以下（500円きざみ）です。

（法第4条第2項）

##### (イ) 掛金月額の変更

掛金月額の増額は自由にできますが、減額については、特別の理由がある場合に限られます。

（法第8条）

##### (ウ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の翌月の末日までです。掛金の納付方法は、預金口座振替と委託団体払いの2つの方法があります。なお掛金月額を分割して納付することはできません。

（法第17条）

##### (エ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前15日までに納付した場合には、前納した月数に応じて掛金月額の1,000分の5に相当する額が前納減額金として支給されることになっています。

（ただし、前納分の月数が12月を超えるとときは、12月として計算した金額）

（法第18条）

##### (オ) 掛金の後納

共済契約者が期限後に掛金を納付する場合、掛金月額の1,000分の10に納付期限を超える月数（納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乗じて得た金額を後納割増金とし掛金と併せて納付しなければならないこととなっています。

（法第19条）

## 倒産防止共済

掛金月額を増額は自由にできますが、減額については、特別の事由のある場合に限られます。(法第3条第1項、第2項)

### (ウ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の末日までです。掛金納付方法は、代理店の預金口座から振り替えて納付する方法と、委託団体に納付する方法とがあります。なお、毎月の掛金額を分割して納付することはできません。(法第14条第1項、第2項)

### (エ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付した場合には、前納した月数に応じ掛金月額の1,000分の5に相当する金額が前納減額金として支給されることになっています。(ただし、前納分の月数が12月を超えるときは、12月として計算した額)(法第15条第1項)

### (オ) 掛金の後納

共済契約者が掛金納付期限後に掛金を納付する場合、掛金月額の1,000分の10に納付期限を越える月数(納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月末満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乗じて得た金額を後納割増金として納付しなければならないことになっています。(法第16条)

### (カ) 掛金の掛止

共済契約者は、次の場合に、所定の手続きにより掛金の掛止めをすることができます。

- (i) 掛金総額が掛金月額の40倍に達したとき
- (ii) 共済金の貸付けを受けた後6月間(償還の据置期間)
- (iii) 共済金の貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額との合計額が3,200万円に達する場合その合計額が3,200万円を下回るまでの期間  
(法第14条第4項、第5項、第6項)

### (3) 共済金の貸付け

- ① 共済契約者は加入後6月以上経過して加入者の取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等の回収困難な事態が生じたときに共済金の貸付けを受

けることができます。(法第9条第1項)

(注)「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。

- a) 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。
  - b) 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表が金融機関に対してされること。(法第2条第2項)
- ② ただし、次の場合には共済金の貸付けは受けられません。

### (ア) 共済金の貸付けを行わない場合

- a) 取引先事業者の倒産が加入後、6月末満に生じたものであるとき。
- b) 取引先事業者の倒産の生じた時点までに6月分の掛金を納付していないとき。
- c) 共済金の貸付けの請求を行ったときに、請求者が中小企業者でないとき。
- d) 共済金の貸付けの請求が取引先事業所の倒産の日から6月を経過した後になされたものであるとき。
- e) 貸付けることとなる共済金が少額であるとき。

(注) 共済金が少額とは、50万円未満であることをいいます。ただし50万円未満の金額であっても、当該金額が月商の20%以上であるとき及び掛金月額が5,000円である共済契約者の加入後6月から9月までの間に生じた倒産については、5,000円に納付すべきであった月数を乗じた額の10倍以上であるときに貸付けを行います。

- f) 共済金の貸付けを請求した共済契約者が請求のときに自ら倒産し又はこれに準ずる事態にあるとき。(法第9条第1項)
- ### (イ) 共済金の貸付けをことわる場合
- a) 請求者がすでに貸付けを受けた共済金の償還を怠っている者であるとき。
  - b) 倒産した取引先事業者に対し、売掛金債権を有することとなったこと、

# 共済制度の概要

## 小規模企業共済制度 中小企業倒産防止共済制度

平成 2 年 版

(平成 2 年 8 月作成)

 中小企業事業団 

## 1. 規模企業共済

昭和63年の所得税法施行令の一部改正により、第1種共済契約の共済金並びに共済契約者で年齢が65歳以上であるものが法第7条第3項（任意解約）の規定により共済契約を解除したことにより支給される解約手当金、及び法第7条第4項の規定により共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される解約手当金については退職所得扱いとなり、それ以外は全て一時所得扱いとなっています。

平成元年度の法律改正では、①掛金月額の最高限度の引上げ（50,000円から70,000円）、②共済金の分割支給制度の導入、③共済資産の運用方法の拡大（生命保険を活用した運用の実施）が図られました。（①②については平成元年10月1日から、③については平成元年6月28日から施行）

### 3. 制度のあらまし

#### (1) 加入資格

この制度に加入できる者は、次のとおりです。

- ① 常時使用する従業員数が20人（商業、サービス業にあっては5人）以下の個人事業主又は会社の役員
- ② 事業に従事する組合員の数20人以下の企業組合の役員
- ③ 常時使用する従業員数が20人以下の協業組合の役員

（法第2条第1項）

#### (2) 共済契約の種類

- (ア) 共済契約は、保険的性格の強い第1種共済契約（法第2条の3）と貯蓄的性格の強い第2種共済契約（法第2条の4）との2種類があります。

（加入資格及び加入手続は、両契約について同じ）

- (イ) 第1種及び第2種共済契約に重複して加入することはできません。

（法第3条第4項）

#### (3) 掛金

##### (ア) 掛金月額の範囲

掛金月額は、1,000円以上70,000円以下（500円きざみ）です。

（法第4条第2項）

##### (イ) 掛金月額の変更

掛金月額の増額は自由にできますが、減額については、特別の理由がある場合にに限られます。

（法第8条）

##### (ウ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の翌月の末日までです。また掛金月額を分割して納付することはできません。

（法第17条）

##### (エ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付した場合には、前納した月数に応じて掛金月額の1,000分の5に相当する額が前納減額金として支給されることになっています。

（ただし、前納分の月数が12月を超えるときは、12月として計算した金額）

（法第18条）

##### (オ) 掛金の後納

共済契約者が期限後に掛金を納付する場合、掛金月額の1,000分の10に納付期限を超える月数（納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乗じて得た金額を後納割増金として納付しなければならないこととなっています。

（法第19条）

(イ) 掛金月額の変更

掛金月額の増額は自由にできますが、減額については、特別の事由のある場合に限られます。(法第3条第1項、第2項)

(ロ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の末日までです。掛金納付方法は、代理店の預金口座から振り替えて納付する方法と、委託団体に納付する方法とがあります。なお、毎月の掛金額を分割して納付することはできません。(法第14条第1項、第2項)

(ハ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付した場合には、前納した月数に応じ掛金月額の1,000分の5に相当する金額が前納減額金として支給されることになっています。(ただし、前納分の月数が12月を超えるときは、12月として計算した額)(法第15条第1項)

(ニ) 掛金の後納

共済契約者が掛金納付期限後に掛金を納付する場合、掛金月額の1,000分の10に納付期限を越える月数(納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月末満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乗じて得た金額を後納割増金として納付しなければならないことになっています。(法第16条)

(ホ) 掛金の掛止

共済契約者は、次の場合に、所定の手続きにより掛金の掛止めをすることができます。

- (i) 掛金総額が掛金月額の40倍に達したとき
- (ii) 共済金の貸付けを受けた後6月間(償還の据置期間)
- (iii) 共済金の貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額との合計額が3,200万円に達する場合その合計額が3,200万円を下回るまでの期間(法第14条第4項、第5項、第6項)

(3) 共済金の貸付け

① 共済契約者は加入後6月以上経過して加入者の取引先事業者が倒産し、こ

れに伴い売掛金債権等の回収困難な事態が生じたときに共済金の貸付けを受けることができます。(法第9条第1項)

(注)「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。

- a) 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。
- b) 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表が金融機関に対してされること。(法第2条第2項)

② ただし、次の場合には共済金の貸付けは受けられません。

(ア) 共済金の貸付けを行わない場合

- a) 取引先事業者の倒産が加入後、6月末満に生じたものであるとき。
- b) 取引先事業者の倒産の生じた時点までに6月分の掛金を納付していないとき。
- c) 共済金の貸付けの請求を行ったときに、請求者が中小企業者でないとき。
- d) 共済金の貸付けの請求が取引先事業所の倒産の日から6月を経過した後になされたものであるとき。
- e) 貸付けることとなる共済金が少額であるとき。

(注) 共済金が少額とは、50万円未満であることをいいます。ただし50万円未満の金額であっても、当該金額が月商の20%以上であるとき及び掛金月額が5,000円である共済契約者の加入後6月から9月までの間に生じた倒産については、5,000円に納付すべきであった月数を乗じた額の10倍以上であるときに貸付けを行います。

f) 共済金の貸付けを請求した共済契約者が請求のときに自ら倒産し又はこれに準ずる事態にあるとき。(法第9条第1項)

(イ) 共済金の貸付けをことわる場合

- a) 請求者がすでに貸付けを受けた共済金の償還を怠っている者であるとき。

# 共済制度の概要

小規模企業共済制度  
中小企業倒産防止共済制度  
(愛称：「経営セーフティ共済」)

平成 28 年度版  
(平成 28 年 6 月作成)

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
共 済 事 業 推 進 部

(オ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付した場合には、掛金月額1,000分の0.9に前納した月数(1月未満の端数があるときは、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とし、その月数が12月を超えるときは12月)を乗じて得た金額が前納減額金として支給されることになっています。(法第18条、省令第20条)

(カ) 掛金の後納

共済契約者が期限後に掛金を納付する場合、掛金月額1,000分の10に納付期限を超える月数(納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月未満の端数があるときはその端数を切り捨てる)を乗じて得た金額を後納割増金として納付しなければならないことになっています。(法第19条、省令第21条)

(3) 共済事由及び共済金

共済金は、個人事業の廃止、個人事業の廃止に伴う共同経営者の退任、会社等の解散、死亡等の事態(以下「共済事由」という)が生じた場合において、掛金納付月数が6月以上のときに、共済契約者(共済事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に支給されます。なお、共済事由及びその共済事由に該当する共済金の額の例は第1表のとおりとなっています。共済事由については、その事由によりA共済事由又はB共済事由に、また、共済金についてはそれぞれA共済金又はB共済金に区分されています。(法第9条)

(4) 解約事由及び解約手当金

解約には、共済契約者が任意に行う解約、共同経営者の任意の退任、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という)が行う解約及び特定の事由が生じた場合に解約されたときみなされるみなし解約とがあり、各々事由ごとに、解約事由、準共済事由、また、それによって支給される金額をそれぞれ解約手当金、準共済金といい、その内容は第2表のとおりです。

なお、解約手当金、準共済金は掛金納付月数が12月以上のときに共済契約者に支給されます。(法第7条、第12条)

(5) 共済金等の支給方法

(ア) 共済金の支給方法には、「一時払」、「分割払」又は「一時払と分割払の併用」の3種類があり、A共済金及びB共済金については、一時払、分割払又は一時払と分割払の併用(分割払の場合は、死亡によるものを除く)のいずれか一つの方法で、また、準共済金及び解約手当金については、一時払で支給されます。

(イ) 分割払の方法による支給の要件

下記の要件を全て満たす必要があります。

① 「共済金の全部について分割払」で受け取る場合

1) 次のいずれかの共済事由が生じていること

高齢給付事由(65歳以上で180月以上掛金を納付している場合)、個人事業の廃止と、それに伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の解散、疾病・負傷・65歳以上による役員の退任

2) 共済事由が発生した日に満60歳以上であること

3) 共済金の額が300万円以上であること(未返済の貸付金・未納掛金控除後の金額)

② 「共済金の一部について分割払」で受け取る場合

1) } 上記①1)、2)と同じ。  
2) }

3) 分割で受け取る共済金の額が300万円以上で、かつ、一括で受け取る共済金の額が30万円以上であること(未返済の貸付金・未納掛金控除後の金額)

(ウ) 分割払の方法による共済金の支払内容

分割払の方法による共済金の支払内容は次のとおりです。

① 支給期月: 毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の2ヶ月ごとに年6回(その月の15日に支給)

② 支給期間: 10年間又は15年間(共済契約者がいずれかを選択)

③ 分割共済金額(1回あたりの額):

1) 支給期間が10年の場合…共済金の額に分割支給率(1,000分の17.5に経済産業大臣の定める率を加えて得た率)を乗じて得た額

2) 支給期間が15年の場合…共済金の額に分割支給率(1,000分の12に経済産業大臣の定める率を加えて得た率)を乗じて得た額

④ 繰上支給: 分割払で共済金の支給を受けている方が死亡した場合はその相続人に、また、重度障害その他特別の事情が生じ、本人から請求があった場合は本人に、支給期日が未到来の分割共済金を一括して繰上支給します。なお、繰上支給される額はその時点の価額に割り戻した額となります。

(法第9条の2、9条の3、9条の4、政令第3条)



### 3. 制度のあらまし

#### (1) 加入資格

(ア) この制度に加入できる者は、引き続き1年以上事業を行っている次に掲げる中小企業者です。

- ① 製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～⑦の業種を除く) 従業員 300 人以下又は資本金3億円以下の会社及び個人
- ② 卸売業 従業員 100 人以下又は資本金1億円以下の会社及び個人
- ③ 小売業 従業員 50 人以下又は資本金 5,000 万円以下の会社及び個人
- ④ サービス業 従業員 100 人以下又は資本金 5,000 万円以下の会社及び個人
- ⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) 従業員 900 人以下又は資本金3億円以下の会社及び個人
- ⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業 従業員 300 人以下又は資本金3億円以下の会社及び個人
- ⑦ 旅館業 従業員 200 人以下又は資本金 5,000 万円以下の会社及び個人
- ⑧ 企業組合、協業組合
- ⑨ 事業協同組合、同小組合又は商工組合で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

(法第2条第1項、法第3条第1項)

(イ) 次に掲げる者は、加入することができません。

- ① 住所又は主たる事業の変更が繰り返し行われたため、その継続的な取引の状況を把握することが困難な者
- ② 事業の経理内容を把握することが困難な者
- ③ 既に貸付けを受けた共済金若しくは一時貸付金の償還又は法第 13 条の規定により返還すべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の返還を怠っている者
- ④ 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人である場合は、法人税)について、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額を完納していない者
- ⑤ 12月分以上掛金の納付を怠ったこと、若しくは、偽りその他不正の行為によって共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとしたことにより機構によって共済契約を解除された者のうち、当該共済契約が解除された日から1年を経過していない者

- ⑥ 偽りその他不正の行為によって共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとした日から1年を経過していない者

- ⑦ 現に共済契約者である者

(法第3条第2項、第3項、省令第2条)

#### (2) 掛金

(ア) 掛金月額範囲

掛金月額は、5,000 円以上 200,000 円以下(5,000 円きざみ)です。 (法第4条第2項)

(イ) 掛金月額の変更

掛金月額の増額は自由にできますが、減額については、特別の事由がある場合に限られます。 (法第8条第1項、第2項)

(ウ) 掛金の納付期限等

毎月の掛金の納付期限は、その月の末日までです。掛金納付方法は、代理店の預金口座から振り替えて納付する方法となります。なお、毎月の掛金額を分割して納付することはできません。 (法第 14 条第1項、第2項)

(エ) 掛金の前納

共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付した場合には、掛金月額の 1,000 分の5に前納した月数(1月末満の端数があるときは、14 日以下は切り捨て、15 日以上は1月とし、その月数が 12 月を超えるときは 12 月)を乗じて得た金額が前納減額金として支給されることになっています。 (法第 15 条第1項)

(オ) 掛金の後納

共済契約者が納付期限後に掛金を納付する場合、掛金月額の 1,000 分の 10 に納付期限を超える月数(納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、1月末満の端数があるときはその端数を切り捨てる)を乗じて得た金額を後納割増金として納付しなければならないことになっています。 (法第 16 条)

(カ) 掛金の掛止め

共済契約者は、次の場合に、所定の手続きにより掛金の掛止めをすることができます。

- ① 掛金総額が掛金月額の 40 倍に達したとき
- ② 共済金の貸付けを受けた後6月間(償還の据置期間)
- ③ 共済金の貸付残高と掛金総額の 10 倍に相当する額との合計額が 8,000 万円に達する場合、その合計額が 8,000 万円を下回るまでの期間 (法第 14 条第4項、第5項、第6項)

(別紙 10)

中小企業倒産防止共済加入者総合管理システム

# 基本設計書

(共済管理システム)

システム機能設計書  
プロセス機能設計書  
入出力設計書

平成4年度

富士通株式会社

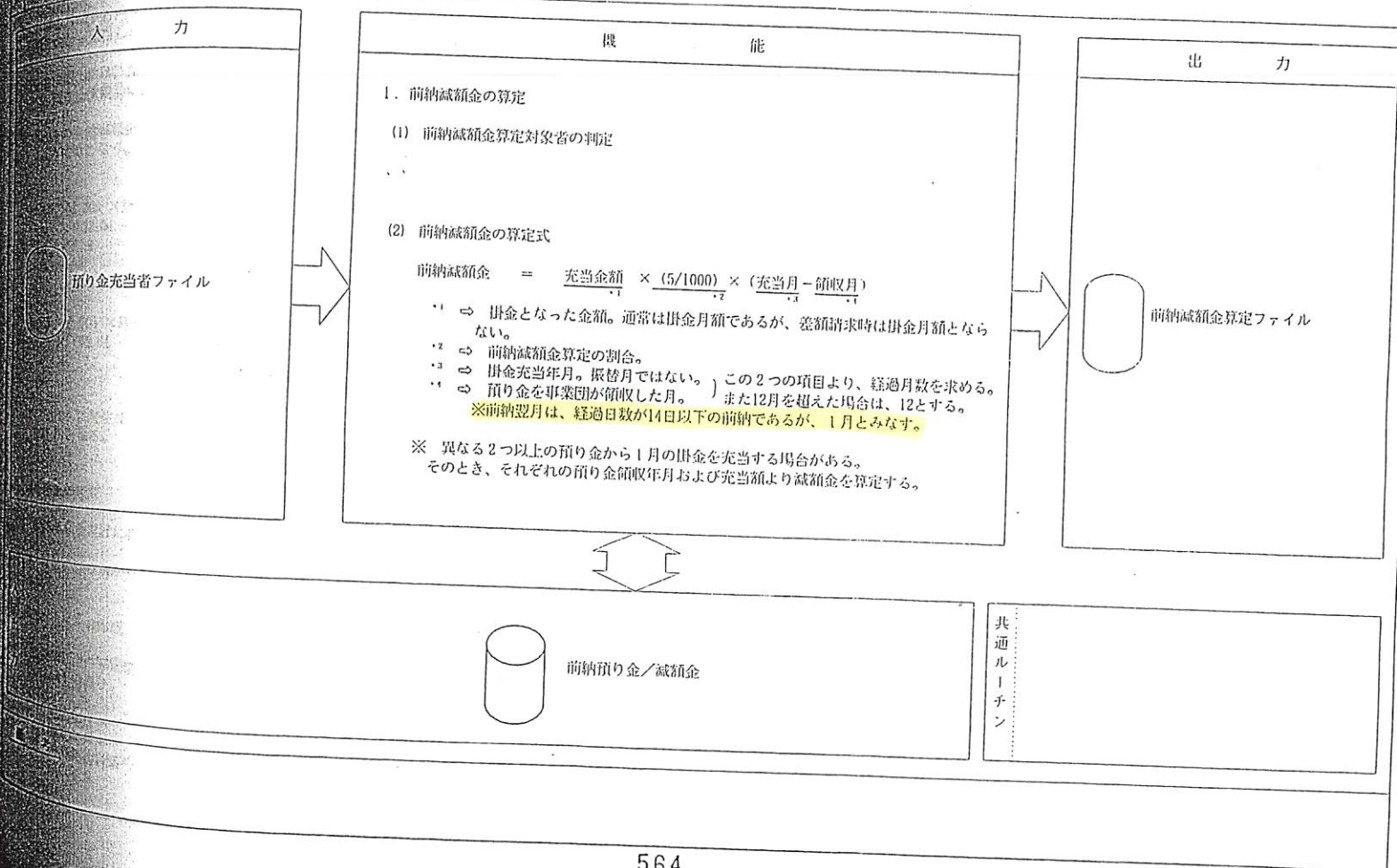
# プログラム概要設計書

システム名	共済管理システム	1 b	BB
サブシステム名	契約者管理処理サブシステム	1 b	BB 4 0

# プログラム機能定義

共済管理		システム	契約者管理		サブシステム	前納減額金計算		プログラム	版	1 . . . 3 . . .	作成日	担当	1 / 2
ID	BB		ID	BB40		ID	BB400100		数	2 . . . 4 . . .			

前納金からの出金充当をおこなった契約者に対し、前納減額金を算定する。算定を行った契約者の情報を前納減額金算定ファイルに出力する。



## 探索書類・印刷物からの考察

省令括弧書きに関する記載が明確にあった書類は、以下の 2 点

- (1) 中小企業倒産防止共済法施行規則の要望事項 (S53.1.20 / 機構準備室)
  - ①「第 29 条 カッコ書「1 月未満の端数がある場合においては、14 日以下は切り捨て、15 日以上は 1 月」を削除
- (2) 中小企業倒産防止共済加入者総合管理システム基本設計書 (H4 年度 / 開発ベンダ名)
  - ②プログラム概要設計書、プログラム機能定義、前納減額金計算プログラム
    1. 前納減額金の算定 (2) 前納減額金の算定式

※前納翌月は、経過日数が 14 日以下の前納であるが、1 月とみなす。

省令括弧書きに関する記述ではないものの、前納減額金に関する議論がされた経緯や検討体制が記述された書類は、以下の 1 2 点

- (1) 前納減額金の支払い方法に関する検討状況
  - ①前納減額金の支払い方法について (S42.2.16 / 経理)

(支払い方法 7 種類が記載されている)
  - ②前納減額金の支払いについて (S42.5.16 / 業務第 2 課)
- (2) 前納減額金の支払い事務の電算処理化について
  - ③前納減額金支払い事務の手作業から電算機への移行について (S45.10.26 / 不明)
  - ④前納減額金送金通知書作成作業時間 (手作業部分) (S45.10.28 / 不明)
  - ⑤前納減額金支払い事務処理方法の変更について (まとめ) (S46.1.26 / 経理課)
- (3) 前納減額金の算定方法の一部変更について
  - ⑥前納減額金の算定方法の一部変更について (S47.9.5 / 不明)

「事務処理としては、個人カードに前納分を記録してその額が 100 円以上になったら支払うものとする。」

「現在、前納減額金の算定にあたって、12 月をこえる前納に対しては前納減額金を全然支払っていないが、去る 8 月 10 日の企業庁との事務連絡会議において、規則第 20 条 (前納の場合の減額) の解釈について質疑したところ、12 月をこえる前納については、単に 12 月として計算して支払うべきである旨の答弁 (A 事務官) があった。  
したがって、今後は 12 月をこえる前納に対しては、次により前納減額金を支払うこととしたい。」 (以下略)

- (4) 52 年の制度見直し改正に向けた検討

S46.8 の中小企業政策審議会意見を踏まえての検討経緯と思われる資料群。

前納減額金については、掛金収納方法等の中で括られ、最終的には 3 種共済の創設に至っていると思われる。少なくとも議論の中では一切括弧書きについては触れられていない。

なお最終的な改正時効は、掛金上限額の引き上げ (1 万→3 万)、掛金最低限度額の引上げ (500 円→千円)、老齢給付要件の緩和 (240 月→180 月) となっている。

⑦掛金の納付方法、前納減額金・後納割増のあり方の改善 (S50.5.6 / 制度調査室)

「前納減額・後納割増早見表」により、当該団体が前納・未納処理をも含めた掛金収納にあたる。」案がでている。これは、前納減額金を後払いする方法を改善する処理方法を検討しているものと考えられる。

然しながら「改善案について共通している問題点の1つに「共济手帳に月分表示すること」があるが、これについては、電算が導入されたこと、契約者により便利な掛金体制をつくりあげる必要があること等の理由により早急な実現を図ることが適当ではないかと考えられる。」とされている。

つまり、月数で管理していることが明確であり、またいつの月分が管理していない＝掛金は前詰め処理がされていることが伺える。

⑧小規模企業共済制度の改善検討会議 中小企業庁側における主要コメント

(S50.5.8 / 制度調査室)

(前納減額金に関するコメント無し。)

⑨小規模企業共済制度の改善検討事項参考資料目次 (S50.11.12 / 不明)

中小企業政策審議会意見関連事項の改正状況と考え方 (添付資料)

(S49.5.12 / 総務課)

昭和 46 年 8 月中小企業政策審議会意見

国および事業団は、掛金の収納などの面で加入者の利益を十分尊重した迅速、かつ、簡便な事務運営が行われるよう自動振替制度の採用、前納減額制度の改善など一層の努力をすべきである。

昭和 47 年 6 月改正状況と改正しなかった事項についての考え方

自動振替制度の推進を積極的に進めてきている。

現時点における考え方

増大する事務代行手数料からみても、自動振替制への積極的推進を行うべきであり、この為の予算要求措置をとることとしたい。

また、前納減額制度については、加入者の脱退を防止する為の積極策として今後拡充検討を行っていくこととしたいが、財政収支への影響もあり難しい。

⑩小規模企業共済制度の改善検討事項 (S50.10 / 小規模共済事業団)

S50.11.17 B 部長、C 課長、D・E 事務官に説明 とのメモあり

2.掛金の納付方法、前納減額・後納割増のあり方の改善。

(略) 事業団の事務処理の合理化を図ることが必要である。よって、小規模企業者の収支実現の態様に合わせ掛金納入を弾力的に行うことや、共济手帳に月分表示し納入する掛金がどの月分に該当するものであるかを明確にすること、あるいは掛金を前納した場合の前納減額の減額率及び減額の方法 (一括前納の場合窓口で差引く (\*手書き))、ならびに掛金を納付期限までに納入しなかった場合の後納割増 (略)

⑪制度改正についての中小企業庁との打合せ会議日程 (S51.2.3 / 総務課)

小規模共済制度の改善検討事項についての中小企業庁 C 課長の方針

(S51.1.29 の中小企業庁：小規模企業共済事業団検討会)

2.掛金の納付方法等の改善「現状追認的改正も一案である。具体案を考えること。」

⑫審議事項 (案) (S51.3.29 / 中小企業庁)

2.現行制度について改善すべき事項についての検討

新規共済制度導入の必要性について (案)

2.改善案の考え方

(3)掛金の掛け方について

②掛金の払込についての大幅な弾力化により、比較的早期に一定額の共済金を受給できるような新制度を導入することが必要である。

(別紙12) 第1次アンケート結果

【全調査対象数】	【全回答数】	理事・業務統括役員	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
115	115	14	5	20	61	15
回答率：100%		(上記のうち、契約担当課) 36				

省令の規定について

	【全回答数】	理事・業務統括役員	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
①知っていた	41 (35.7%)	5 (35.7%)	4 (80.0%)	6 (30.0%)	22 (36.1%)	4 (26.7%)
			(上記のうち、契約担当課) 15			
②知らなかった	74 (64.3%)	9 (64.3%)	1 (20.0%)	14 (70.0%)	39 (63.9%)	11 (73.3%)
			(上記のうち、契約担当課) 21			

運用について

	【全回答数】	理事・業務統括役員	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
①知っていた	4 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.6%)	0 (0.0%)
			(上記のうち、契約担当課) 4			
②知らなかった	111 (96.5%)	14 (100.0%)	5 (100.0%)	20 (100.0%)	57 (93.4%)	15 (100.0%)
			(上記のうち、契約担当課) 32			

運用変更の認識について

	【全回答数】	理事・業務統括役員	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
①必要があると考えていた	1 (25.0%)	0	0	0	1 (25.0%)	0
②必要はないと考えていた	3 (75.0%)	0	0	0	3 (75.0%)	0

必要がないと考えた理由

・共済事業推進部側でコントロールしていると思い込んでいた。  
 ・省令の記述を見た際、これは何を言っているのだろうか?と思ったことはあるが、30年以上続く制度なの当然整理がされているものと思っていた。まさか前納減額金の計算方法が省令と乖離していたとは思わなかった。  
 ・昭和50年に、小規模共済事業団に入団し、共済業務に永く関わって、平成25年3月に定年を向えました。過去の業務や組織体制を振り返ると、最初は総務課から始まりましたが、法律及び政省令は、経済産業省及び中小企業庁が作成し、事業団はその運営団体と教えられました。  
 共済事業団の殆どの要職は役所の出向者でした。  
 従って、法律等改正については、出向者の方も実務を理解したうえで、法律・政省令を5年毎に見直し、改正や想定問答集の作成に当たってきたと思います。事業団職員も手伝いをしました。  
 そのなかで、役所の出向者の方も掛金及び共済金等の額については、関心が高く、それ以外の実務に関する政省令については、あまり関心がないようでした。  
 小規模企業共済法で、初めて予定利率を下げた時(H8.4.1施行)には、共済の歴史のなかでもっとも大きな改正。つまり、共済契約者には初めて不利益な改正で、共済金、解約手当金及び前納減額金の支給額を大幅に下げました。しかしながら、中小企業庁及び出向いただいている方々からも、議論はありませんでした。  
 前納減額金の額についても、役所の出向者の方が、役所と相談しながら、その運用を決めていると思え、前述の初めての予定利率の引き下げの際、それ以上の共済契約者への不利益改正はしないと決めたとします。  
 したがって、これにより50年の永きにわたり、実態として運用され共済契約者も理解しているものと思います。

運用変更の提案について

	【全回答数】	理事・業務統括役員	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
①提案した	1	0	0	0	1 (100.0%)	0
②提案しなかった	0	0	0	0	0 (0.0%)	0

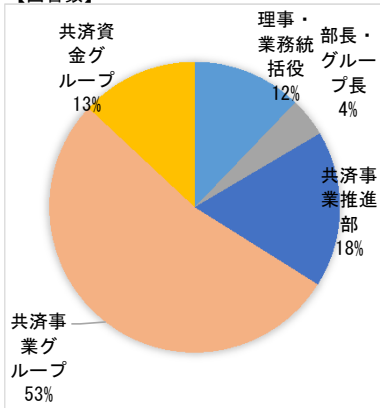
提案した結果

掛金上限の増額等による法改正を控え、事務取扱及びシステム改修の検討を進める際に、共済部門内で行われたいずれかの会議で、本件についても省令改正やシステム改修などの対応を取る必要はないのかと問題提起をしたが、議論には至らなかった。

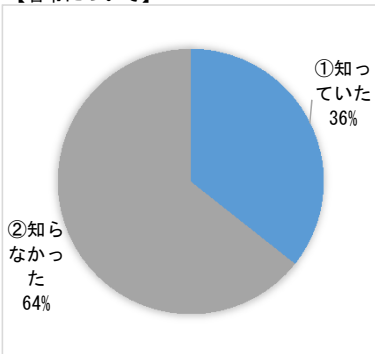
提案しなかった理由

-

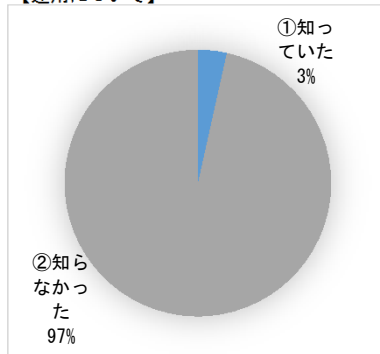
【回答数】



【省令について】



【運用について】





(別紙13) 第2次アンケート結果

【全調査対象数】	【全回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
114	114	14	5	20	60	15
回答率：100%						

【問1】加入者必携等を見たことがあるか

【回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
はい	109 (95.6%)	11 (78.6%)	5 (100.0%)	20 (100.0%)	60 (100.0%)
いいえ	5 (4.4%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)

「いいえ」の理由

- ・業務上特に目にする機会がなかった。
- ・見る機会がなく、業務上の必要がなかったからだと思います。

【問2】計算例が省令と異なることを認識していたか

【回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
はい	4 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.7%)	0 (0.0%)

気づいた時にとった対応

・事実を認識した段階では何ら対応を取ることはなく、法律改正に伴う事務取扱及びシステムの改修段階で問題提起をした程度です。  
 ・小規模の「制度のしおり」及び、「加入者のしおり及び約款」を読んで分かるのは、掛金の払込み方法（納付票払い、口座払い、名簿払い→制度の運用順）に関わらず、つまり払込み日は考慮しないで、全て公平に支払われるいい制度だと思いました（小規模の昭和61年4月の事務改善後に、小規模の契約課に配属後の記憶）。さすがに、通産省や中企庁の方々は、小規模企業又は中小企業の契約者は公平にしなければという思いを強く感じました（小規模、倒産防止の両制度）。先日のアンケートにも記載したと思いますが、共済事業団の時代は、理事長、役員、主立った管理職及び役職員が、役所の出向者でした。つまり、法の番人が業務を管理しながら事業団職員と一緒にあって、制度を運用していることが嬉しかった。また、その頃の法律相談では、制度の運用が十年、二十年と同じ基準で運用された場合は、それが判例となり、法律等となると指導頂きました。従って、数十年運用している業務を変えるということは、法律等の解釈を勝手に変えるということなので、その業務になんの疑問もありませんでした。将来は、運用に合わせた法律等の整備がされるものと思いました。制度発足当初からの共済契約者、委託機関、役所の出向者、事業団～機構の職員が法律等と、認識していると思います。

【回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
いいえ	105 (96.3%)	11 (100.0%)	5 (100.0%)	20 (100.0%)	56 (93.3%)

【問3】事務（システム）が切上げ処理となっていたことを認識していたか

【回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
はい	4 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.7%)	0 (0.0%)

気づいた時にとった対応

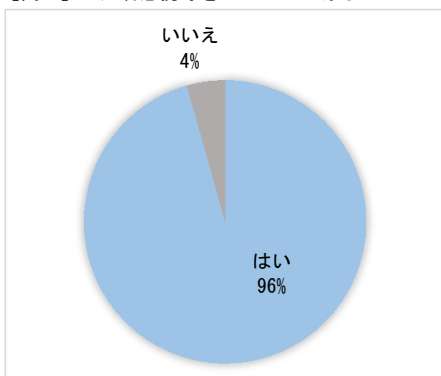
・事実を認識した段階では何ら対応を取ることはなく、法律改正に伴う事務取扱及びシステムの改修段階で問題提起をした程度です。

【回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
いいえ	110 (96.5%)	14 (100.0%)	5 (100.0%)	20 (100.0%)	56 (93.3%)

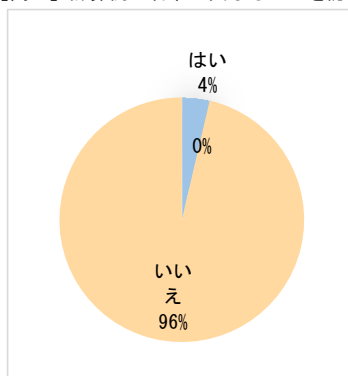
【問4】上記算定方法の問合せを受けたことがあるか

【回答数】	理事・業務統括役	部長・グループ長	共済事業推進部	共済事業グループ	共済資金グループ
はい	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
いいえ	114 (100.0%)	14 (100.0%)	5 (100.0%)	20 (100.0%)	60 (100.0%)

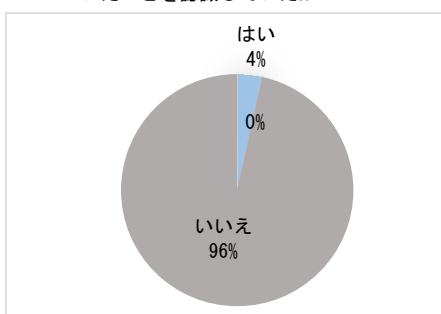
【問1】加入者必携等を見たことがあるか



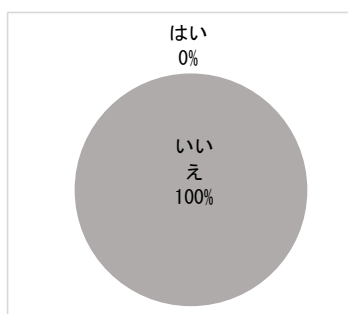
【問2】計算例が省令と異なることを認識していたか



【問3】事務（システム）が切上げ処理となっていたことを認識していたか



【問4】上記算定方法の問合せを受けたことがあるか



## 前身法人時代を含む元職員(共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む)へのヒアリング

(※)所属部署により7つに区分:【A】企画、【B】小規模契約、【C】倒産防止契約、【D】小規模契約+企画、【F】倒産防止契約+企画、【G】小規模契約+倒産防止契約+企画、【H】:その他

氏名	属性(※)	前納減額金の制度検討	口座振替開始時	「制度の概要」の記載変更時	省令	しおり等の記載	乖離の認識	コメント
01	A	○			×	×	×	記憶はあいまい、90歳を超えており、なかなか回答が得られなかった。 小規模企業共済事業団設立時に中小企業庁から移籍。
02	G	○			○	○	×	事業運営に当たり、常に契約者の立場に立って中小企業庁と相談していたと思うが、本件について打合せがあったのかは覚えていない。
03	A	○			○	○	×	旧小規模共済事業団に入団したのが、昭和53年。 省令との乖離については、今の今まで全く知らなかった。
04	A	○		○	×	×	×	倒産防止共済制度の省令との乖離については、省令については記憶にあるようでないようによく覚えていない。 システムについては、全く知識がなく、プログラムの内容はわからない。 (追加) 制度立ち上げ時のメモについて ・手書きの字が似てるように見えるが？ ⇒覚えていない。あるとしたら、〇〇さんが書いて、私が清書したんじゃないかな。 ・なんでこの書類・メモを作ったのか？ ⇒覚えていないが、小規模企業共済制度が掛金を月単位で管理をしていたので、その横並びで投げ込んだんじゃないかと思う。小規模企業共済制度と倒産防止共済制度は省令の書き方が違うはず。 ⇒現時点では省令の()書き部分は同じ表現です。
05	G	○	○		×	×	×	倒産防止共済制度の立ち上げの際に事務局にいたメンバーは、〇〇課長を筆頭に〇〇さん・〇〇さん(両名とも亡くなっている)、私その他計7名程度だったと記憶している。 前納減額金の省令については、申し訳ないが記憶にない(省令との乖離の説明を行ったが、省令、システムについても記憶にないとのこと)。
06	F	○			○	○	×	倒産防止共済制度の省令乖離は、覚えていない。システムについては、全く知識がなく、プログラムの内容はわからない。 【追加分】 共済G長・計画課(業務課)を経験していることから再度ヒアリングを行なったが「昔のことだし、覚えてない。前納減額金が話題に出た記憶はない。」との回答しか得られなかった。
07	G	○		○	○	○	△	法改正業務を通じて省令に目をふれる機会が多かったため、そのような規程ぶりになっていること及び実務と整合していないことについて認識はあったのではないかと考えるが、具体的にはよく思い出せない。 法改正の経験上、昭和52年当時の事務・システムづくりにおいては、どのような省令の書きぶりになるのか、詳細を与えられぬまま、設計・構築をせざるを得なかった事情があったのではないかと推測される。 【追加分】 法改正を数回経験していることから、再度ヒアリング 倒産防止契約課は入団当初の数年担当したが、当時は内容を十分に理解していなかったと思う。小規模共済契約課はもっぱら機構解約の担当であり、前納減額金を意識したことはなかった。 法改正は、小規模企業共済の予定利率の引き下げ(6.6⇒4.0%)の時に担当した。省令にどのような率を書くべきかを検討するため、何度も計算を行なった記憶がある。省令の()書きの部分は率と同じ箇所であり、小規模企業共済は掛金納付の日付管理をしていないので相違があると認識していたはずだと思う。しかしながらそれを議論したりした記憶が全くない。法改正要旨がある程度固まるとシステム構築のため、現場サイドに法改正の中身を説明するが、切り上げ、切捨てを伝えた記憶はない。
08	D	○			○	×	×	法改正担当や検査院担当もしていたので、法令はよくみていた。(当時は自分が一番若かったと思う)前納減額金が問題になったり議論された記憶はない。 しおりやシステムについては記憶がない。小規模の口座振込の推進担当は〇〇氏、システム的には〇〇氏、役所との調整は〇〇氏がやっていたと記憶している。(いずれの方も亡くなっている。) 法改正のシステム開発については、法改正担当も絡んだが、基本的には、事業部門である小規模企業共済部あるいは倒産防止共済部が担当していたと思う。それに併せて異動させていた。
09	B				×	×	×	加入者のしおり等は見たことがあるが前納減額金の記載は記憶にない。計算方法も知らない。省令で決まっていることは知らなかった。 法改正に直接かかわることがなかったため明確ではないが、法律の解釈や契約者対応等いつも中小企業庁と打合せをし、ほとんど中小企業庁からの指示で動いていたと思う。
10	H				×	×	×	前納減額金の件は申し訳ないが全く覚えていない。 こうした件は問題にならない限り接する機会はない。 倒産防止共済の省令は小規模企業共済を真似て作られたと思う。いままでも契約者に不利になるような取扱はしてこなかったのではないかな。
11	H				×	×	×	倒産防止共済については1ヶ月、小規模企業共済については3年くらい担当した。 前納減額金の記載については、みたことがある程度。計算方法や省令の記載は記憶に無い。問題にならない限り接する機会はない。
12	G		○		×	○	×	前納減額金の計算は月単位で行なうものと思っていた。委託機関にもそのように説明していた記憶がある。 省令については、確認したことは無い。疑問にも思わなかった。
13	A				×	×	×	しおりはみたことがある程度。計算方法は知らなかった。省令を確認したことはない。省令と実務が乖離していることは今まで知らなかったが、倒産防止がかなり前から、そうした取扱をしているのであれば、事前に中小企業庁と打合せとかがあったんじゃないかと思う。
14	D				×	×	×	電算課と融資課がほとんどで、小規模企業共済の契約課に少しだけいたことはある。 前納減額金の件については、全く知らなかった。 システム開発において前納減額金の計算方法の話題は出たことがないと思う。
15	H				×	×	×	共済事業については、1年間在籍したと記憶している。 共済制度自体始めてのセクションであり、事業の内容自体余り記憶がない。 制度の内容を部下から聞いたと思われるが何も覚えていない。 前納減額金の事、法令・省令も覚えていない状況である。
16	A				×	×	×	経理部会計課長から倒産防止次長になった。 倒産防止共済事業については、その当時は制度の概要等は聞いたかもしれないが、内容までは記憶にない。 前納減額金については、内容を聞いても思い出せない状態であり、全く記憶にない。

前身法人時代を含む元職員（共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む）へのヒアリング

(※)所属部署により7つに区分：【A】企画、【B】小規模契約、【C】倒産防止契約、【D】小規模契約+企画、【F】倒産防止契約+企画、【G】小規模契約+倒産防止契約+企画、【H】その他

氏名	属性 (※)	前納減額金の 制度検討	口座振替 開始時	「制度の概要」 の記載変更時	省令	しおり等 の記載	乖離の認識	コメント
17	A			○	×	○	×	管理第一部長を1年(昭和62年)、共済推進部長(平成元年から3年)にいた。私が在籍していた当時は法律改正などの大規模な改正はなかったと記憶している。加入者のしおりなどは内容を把握していた。前納減額金という制度があったことは認識しているが、どのような取扱いで行っていたかまでは把握していない。法律・省令についてはあまり認識していなかった。
18	F				×	○	×	当時(平成3・4年)、倒産防止共済次長でいた。制度の内容及び加入者必携・制度のしおりを事業団が作成していたのは記憶している。前納減額金という制度があったのも記憶しているが、その計算方法といわれると内容については、わからない。省令自体も記憶になく、ましてシステムと乖離しているということは認識していなかった。
19	D				×	○	×	小規模企業共済契約課にいたので、制度の内容及び加入者必携・制度のしおりについては、知っていた。但し、前納減額金の省令ということになると、当時から省令と電算システムが乖離しているということは知らず、稼働させていた。電算機室長といってもシステムをオペレートするための管理部門であり、システムの内容・プログラムの内容は熟知していない。乖離についても今のままで知らなかった。
20	D		○	○	○	○	×	小規模企業共済の制度の内容及び加入者必携・制度のしおりについては知っていたが何を書いていたかは忘れた。前納減額金の取扱いといってもどの様にシステム上なっていたか知らなかった。法令・省令については、担当だったこともあり知ってはいたが、システムと省令が乖離していることは知らなかった。
21	G			○	×	○	×	小規模企業共済の制度の内容及び加入者必携・制度のしおりについては知っていた。但し、細かな内容については、知らなかった。制度発足からシステム変更に伴って携っていないし、システムにも詳しくないのでわからない。
22	G				×	○	×	前納減額金について、しおりやパンフレットに記載されているのは知っていたが、計算方法や省令で定められていることは知らなかった。また、前納減額金についての質問は受けたことがない。制度改正や事務の見直し等に関連して議論されたかどうかは記憶に無い。
23	G				×	○	×	前納減額金について、しおりに記載されていること、計算方法が記載されていることは知っていたが、省令で定められていることは知らなかった。前納減額金についての質問は受けたことはあるが、しおりに基づき、月単位での説明をしていたと思う。制度改正や事務の見直し等に関連して議論されたかどうかは記憶に無い。
24	D				○	○	×	前納減額金について、しおりに記載されていること、計算方法が記載されていること、省令で定められていることは知っていたが、省令と乖離しているロジックが組まれていることは知らなかった。小規模の大規模改修(60年事務改善)において、小規模企業共済の契約事務を担当したが、前納減額金について、議論がされた記憶や質問を受けた記憶は無い。多くのロジックは旧システムをそのまま、引き継いでいると思う。また、制度改正や事務の見直し等に関連して議論されたかどうかは記憶に無い。 【追加分】 小規模企業共済システムの大規模改修時の契約課担当でもあり、開発にあたり前納算定ロジックの確認等おこなったのかといった観点も含め再度ヒアリングを行なったが「小規模企業共済契約課でシステム開発・事務改善を担当していた。共済推進部では相談業務担当だったので、法令との乖離は意識していなかった。」とのことであり、開発についても前同様の回答であった。
25	A				×	○	×	前納減額金について、しおりに記載されていることは知っていたが、計算方法が記載されていること、省令で定められていることは知らなかった。省令と実務が乖離していることも知らなかった。前納減額金について、議論がされた記憶や質問を受けた記憶は無い。制度改正に関連して前納減額金の計算ロジックが議論されたことは無いと思う。
26	H				×	○	×	倒産防止共済の加入者必携・制度のしおりに制度の内容が記載されており、前納減額金の制度はあることは知っている。計算の内容までは知らないし、決済を行って支払いしていた程度の知識しかない。計算が省令と違っている認識はなかったし、省令も知らなかったというのが真実である。システムの内容は知る由もなかったと認識している。
27	F				×	○	×	経理部門が長く、倒産防止共済の貸付課、契約課(審議役)時代に加入者必携・制度のしおりを見た程度で内容までは記憶にないのが今の状況。省令については、見たかどうか記憶にない。前納減額金についても支払いについては、稟議があり支払っていたという認識はあるが、内容までは知らなかった。計算については、システムでキチンと計算されたものを支払っていたという程度の記憶しかない。
28	A				×	○	×	外部から出向し1年半(57.7~59.3)業務課(企画課)に在任した。しおり等に前納減額金の記載があったことは、かすかに記憶しているが、計算方法は知らなかった、また、省令に記載されていることも知らなかった。前納減額金については、契約者とトラブルになったことがあった記憶があるが、額だったか、支払時期だったか内容は全く覚えていない。事務改善や法改正の議論に参加したことはなく、そこで前納減額金が議論されたかどうかは分からない。
29	A				○	○	×	共済については、初めての分野で実務経験も全くなく、詳細は把握していなかった。しおりや省令をみたことはあるが、実務が省令と乖離していることは知らなかった。在任中、前納減額金について議論されたことは無いと思う。
30	G				×	○	×	小規模企業共済契約課、倒産防止共済契約課、電算課、倒産防止共済貸付管理課を経験したが、前納減額金について議論がされたことは無かったと思う。しおりに前納減額金の計算方法が記載されており、みた記憶はある。前納減額金が省令で定められていることは知らなかった。実務が省令と乖離していることは今初めて聞いた。53年に倒産防止共済制度ができたときから前納制度はあったと思うが、当時は損金算入できることが大きな制度の魅力でそれをアピールしていた記憶がある。
31	G			○	×	○	×	しおり等での前納減額金についての記載はみたことがある気がするが、計算方法とか詳細は記憶が無い。前納減額金は月単位で計算するものと思っていた。省令で決まっているとは知らなかった。実務と省令に乖離があることも知らなかった。いまだ前納減額金について制度見直しなどで議論されたかどうかは分からない。話題にでたこともないと思う。加入促進では、制度趣旨とか制度の魅力とかを話すことはあっても前納制度について話すことはまずない。話すずすれば、「まとめて払うと割引がありますよ。」程度だったと思う
32	A			○	×	○	×	共済部門には振興と共済の人事交流として在籍し、加入促進を担当した。前納自体の認識はあるが、詳細は不明。また、前納について議論されていた記憶は無い。制度の概要についての認識はない。(概要自体イメージできない様子)

前身法人時代を含む元職員（共済制度関係者、経済産業省からの出向者含む）へのヒアリング

(※)所属部署により7つに区分：【A】企画、【B】小規模契約、【C】倒産防止契約、【D】小規模契約+企画、【F】倒産防止契約+企画、【G】小規模契約+倒産防止契約+企画、【H】:その他

氏名	属性 (※)	前納減額金の 制度検討	口座振替 開始時	「制度の概要」 の記載変更時	省令	しおり等 の記載	乖離の認識	コメント
33	G				×	○	×	S58年入団 ～S61年まで小規模企業共済契約課、その後、H22-24 倒産防止共済貸付給付課 H19年- 共済事業推進部の普及担当と関東本部の共済部長を併任。実質は関東本部担当。加入促進の際、様々な説明はするものの、前納減額金は、加入者あてのサービス制度という感じなので、あまり詳細な説明をしたことは無い。また、システムで処理されているものについて、その処理内容を疑うということにはなかった。
34	F				○	○	×	平成23年10月の倒産防止共済制度の法改正に携わったが、前納減額金の省令乖離については、覚えていない。前納減額金は制度改正の内容に関係なかったもので議論していないのではないかと。 【追加分】 法律に詳しくなかったと聞いており、法改正にも関連したことがあることから、再度ヒアリングを行なったが「実務は全く分からなかったし、乖離も意識したことはない。」との回答しか得られなかった。
35	D				×	○	×	小規模企業共済契約課では掛金担当で、年1回の前納減額金の支払い業務を行っていたが、システムが省令どおり計算されていると認識していた。よって、法令との乖離は意識していなかった。
36	G				×	○	×	企画では、普及と相談業務を担当していたので、記憶が定かでないが法令との乖離は意識していなかった。
37	D				×	○	×	共済資金一課、小規模企業共済契約課、共済相談室に在籍。共済資金一課においては、前納減額金の支払い業務(支払い契約者、支払い口座等の確認をした上で、電磁テープを郵便局へ持ち込み)を行っていたが、システム上で打ち出される金額に間違いはないと思っていたので、再計算はしたことはない。
38	D				×	×	×	前納減額金の取扱いについては、全く記憶にない。
39	F				×	×	×	加入を担当していたと思うが、前納減額金については全く覚えていない
40	G				×	×	×	S47年小規模共済事業団入団 総務にて庶務業務、その後、小規模企業共済制度の災害融資事業の創設や契約課において、加入担当を行なったが、前納減額金の取扱いについては、担当外だったので、全く記憶がない。
41	D				×	○	×	小規模企業共済契約課にいたことはあるが、前納減額金を取り扱った経験はなく、相談業務についても、しおりの記載例をみて説明していた。省令を意識したことは無いし、月分管理だと思っていた。相違があるというのには知らなかった。
42	D			○	×	○	×	共済計画課時代は、法改正後の周知、システム開発・事務改善では前納掛金が開発・改善項目ではなかったため、特段触れることはなかった。よって、法令との乖離は意識していなかった。
43	D				×	○	×	小規模企業共済は加入審査担当、共済推進部では加入促進担当だったので、前納掛金・減額金は意識していなかった。
44	G				×	○	×	小規模企業共済契約課にいたことはあるが、前納減額金を取り扱った経験はない。倒産防止共済は契約課で加入審査を行っており、前納減額金には関与していなかった。相談対応は、しおりの記載例をみて説明していた。月分管理だと思っていた。相違があるというのには知らなかった。
45	F				×	○	×	倒産防止共済契約課では、加入審査・届出、企画では電算運用担当していた。倒産防止共済制度のシステム改修では、掛金8万円から20万円に引上げ時に、前納減額金を検証したが、その時に法令との乖離は意識していなかった。
46	F				○	○	×	省令どおりにシステムが運用されていると認識していたため、法令との乖離は意識していなかった。
47	G				○	○	×	法改正・システム開発には、前納掛金・減額金は対象事項でなかったため、法令との乖離は意識していなかった。
48	A				×	×	×	省令の内容は、必要に迫られて見るもので、前納減額金を担当していなかったため、その必要がなかった。期間計算が省令で規定されていることも知らなかった。
49	A				△	△	×	加入者からの問い合わせ対応もしていたが、Q&Aや加入者必携を用いて回答していた。運用の詳細は把握しておらず、省令どおりに運用されていると思っていたため、乖離は知らなかった。
50	A				×	△	×	営業推進を担当しており、省令に規定されていることを知らなかった。
51	A				○	○	×	省令どおりに運用されていると思っていた。
52	A				○	○	×	運用の詳細は知らず、省令どおりに運用されているものと思っていた。システム不具合やトラブルもなく、業務多忙で、システムの見直しがなされなかったのではないかと。
53	A				×	△	×	昔から継続している運用なので、大丈夫だと思った。前納減額金より、加入者を増やすことが最優先事項だった。
54	A				△	△	×	加入促進イベントを担当しており、前納減額金の期間計算の端数処理を意識したことはなかった。
55	H				△	×	×	前納減額金制度があったことは覚えているが、それ以外のことは一切記憶に残っていない。

(別紙15)

ヒアリングについて

【共通事項】

対象者数 97 人 うち 2 名長期療養中

ア) 共済部門に所属した当時の担当業務の概要は？

イ) 加入者必携又は加入者のしおりで、前納掛金の算出例のページを見たことがあるか？

①算出例のページを見たことがある	69 人	→うち、どのような算出例になっているかを把握している者 33 人
②算出例のページを見た記憶がない	22 人	
③加入者必携等を見たことがない	4 人	

ウ) 前納減額金の期間計算について、説明したことはあるか？

①制度の詳細を説明したことがある	4 人	→どのような説明をしたか ・期間計算まで説明していない (4 名)
②制度概要を説明したことがあるが、詳細には説明したことはない	52 人	
③説明したことはない	39 人	

エ) 前納減額金の期間計算について、端数がある場合はどのように処理しているか？

①全て切り上げて1ヶ月として計算	57 人	→システムに委ねていた、意識していなかったが太宗
②14日以下は切り捨てて計算	3 人	
③全て切り捨てて計算	0 人	→端数処理を認識していた者は、全て省令を規定を知っていた (3 名)
④①～③以外の方法	6 人	
⑤覚えていない	29 人	

オ) 前納減額金の期間計算については、省令で規定されていることを知っていたか？

①省令の規定を知っていた	6 人	→全員、省令の規定を認識 →法令で規定されていることは知っているが、その内容まで把握していないが太宗
②省令で規定されていることは知っていたが、その内容は知らなかった	35 人	
③省令で規定されていることは知らなかった	51 人	
④省令を知らなかった。	3 人	

→カ) 省令では、どのように規定されているか？

①全て切り上げて1ヶ月として計算	0 人
②14日以下は切り捨てて計算	6 人
③全て切り捨てて計算	0 人

キ) 省令と運用が乖離していることを知っていたか？

①知っていた	3 人
②知らなかった	92 人

(追加) イ)の加入者のしおりの前納掛金の算出例を見たことがある、ウ)の前納減額金の説明をしたことがある、エ)で前納減額金の期間計算の端数処理を知っているのいずれかであって、省令を知っているにもかかわらず省令と運用の乖離を知らない方に、なぜ、気づかなかったのか。

①算出例、省令規定を知っていて、乖離を知らなかった者 (2名) : 省令どおりにシステムが運用されていると思っていた。
②前納減額金を説明したことがあり、省令規定を知っていて、乖離を知らなかった者 (0名)
③端数処理を認識していて、省令規定を知っていて、乖離を知らなかった者 (0名)

ク) (キ)の回答が①の場合) 省令又は運用を変更する必要があると思ったか？

①省令を変更する必要があると思った	0 人
②運用を変更する必要があると思った	1 人
③特に何も思わなかった	3 人

→ケ) (ク)の回答が①、②の場合) 何らかの行動をとったか？

○内部会議の場で、意見を述べた	1人
-----------------	----

→コ) (ク)の回答が行動を取った場合) どのような行動をとったか？その結果は？

○反応がなかった	1人
----------	----

サ) (ク)の回答が行動を取らなかった場合) 行動をとらなかった理由は？誰にも相談しなかったのか？中企庁に話したことはないか？

該当なし
------

【関係事務・システム改修時関係者】 対象者数 67 人

ア) 法令改正時・システム改修時に、どのように業務又はシステム改修に関わっていたか？

イ) 法令改正時・システム改修時に、前納減額金に係る省令と運用の乖離について、確認したか？

①確認し、問題ないと認識した	1 人
②確認したが、省令と運用の乖離に気づかなかった	0 人
③確認しなかった	66 人

ウ) (イ)の回答が確認しなかった場合)なぜ確認しなかったのか？

①過去からの積み上げがあり、確認するまでもないと判断した	14 人	→過去からの積み上げは間違っていない。システムに誤りはない。
②法令改正・システム改修の対象事項以外は、確認する余裕はなかった	8 人	
③覚えていない	3 人	
④その他(右欄に記載)	41 人	→法令改正等の対象外だったため。関係部門にはいたが前納減額金の担当ではない。

エ) ア)の過程で、前納減額金の期間計算について、何らかの作業や確認、話題に出たことなどは無かったのか？

①話題に出たことがあり、詳細に覚えている	2 人	→発言者、同席者
②話題に出たことがあるが、詳細には覚えていない	0 人	
③話題に出たことはない	53 人	
④覚えていない	12 人	

【認識者の当時の上司、同僚】 対象者数 31 人

ア) 同じ部署に属していた者が乖離を認識していたと回答しているが、相談を受けたことや部署内で話題に出たことなどはあるか？

①部署内で議論したことがある	2 人
②個別に相談を受けたことがある	0 人
③話題等になったことはない	13 人
④覚えていない	16 人

イ) 自身で省令と運用の乖離を知る機会は無かったのか？

①確認する意志・機会があったが、結局、省令と運用の規定を確認しなかった	0 人	
②何らかの理由で、省令と運用の乖離を知る機会は無かった(理由を右欄に記載)	1 人	
③実務が分かっていたら良いので、省令と運用の乖離を確認しようと思わなかった	16 人	→システムアウトプットとして計算されるので実務に不都合がなく省令を意識しない。
④その他	14 人	問い合わせがあれば確認するがそれ以外は確認しない

【乖離が言及された会議に同席した可能性のある者】 対象者数 14 人

ア) 当該発言についての記憶はあるか？(ある場合、その詳細を聴取)

①話題に出て、議論した記憶がある	0 人
②話題に出た記憶はあるが、議論された記憶はない	2 人
③話題に出た記憶はない。	8 人
④覚えていない	4 人

【「概要」の記載内容変更関係者】 対象者数 22 人

ア) 「概要」から前納減額金に係る省令の規定内容が削除されたことは知っていたか？

イ) 「概要」から省令の規定内容が削除された経緯について、記憶にないか？

① 知っていた	1 人	→ 追加時担当者
② 「概要」の前納減額金の部分を担当していたが、覚えていない。	1 人	→ 追加時担当者のサポート
③ 「概要」の前納減額金以外の部分を担当していたので、知らなかった	4 人	
④ 「概要」の変更を覚えていない	16 人	

【共済事業の企画部門と前納金担当を経験した者】 対象者数

ア) なぜ乖離に気づけなかったのか？

【その他自由意見】

- 通常業務において、ひとりひとりの負荷が大きい。常に人手不足だと感じる。自分の担当業務以外に、目を配る余裕はないように思う。
- 常識を疑う目があっても良かったように思う。第三者的な視点から見ることが、機構内でも必要だったかもしれない。共済部門が長い人や上司等が、こういう制度だと言ったら、そういう制度なんだろうと認識していたが、客観的に見るが必要だったように思う。条文の間違い等に気付けば、中小企業庁に報告し、対応を相談する体制はあり、実際に改正したこともある。前納減額金の規定については、まったく気付くことができなかった。
- システム運用の人材育成が急務である。システム開発は、共済業務が分かっただけで、システムにも精通していなければならない。そのような人材がいなくなってきており、また過去から運用している共済システムの仕組みも複雑であり、危機感を感じている。
- 共済は、月単位で見ていると認識していた。前納減額金の払い出しの仕方については、議論があったように聞いている。現在は、掛金を前納してもらって返す方法をとっているが、前納する際にあらかじめ減額した額をお支払いいただく方法もあるのではないかと議論。
- 電算は、運用担当であり、開発には携わらない。契約課や共済事業推進部の庶務部門が、取扱い等を検討して開発している。昭和60年にシステムの大改修があり、今回の乖離の話を知れば、そのときにシステムを変えていたのではないかと。契約者に不利にならないような仕組みでシステムは構築してきているが、政省令に違反してまで、処理を簡潔にしようとはしない。何故このような状況になっているのか不思議でならない。

(別紙16)

区分	小規模企業共済制度							中小企業倒産防止共済制度							組	イベント	
	委託機関 作成/改訂 印刷物	委託機関 契約締結 契約締結 契約締結 契約締結	契約者 契約締結 契約締結 契約締結	関係者 契約締結 契約締結 契約締結	関係者 契約締結 契約締結 契約締結	委託機関 契約締結 契約締結 契約締結	市販 契約締結 契約締結 契約締結	委託機関 作成/改訂 印刷物	委託機関 契約締結 契約締結 契約締結	契約者 契約締結 契約締結 契約締結	関係者 契約締結 契約締結 契約締結	関係者 契約締結 契約締結 契約締結	委託機関 契約締結 契約締結 契約締結	市販 契約締結 契約締結 契約締結		探索書類	小規模企業共済制度
S40																	
S41																	
S42	A3																
S43																	
S44	A3																
S45																	
S46																	
S47																	
S48																	
S49																	
S50																	
S51																	
S52	B7																
S53																	
S54																	
S55																	
S56																	
S57																	
S58																	
S59																	
S60																	
S61																	
S62																	
S63																	
H1																	
H2																	
H3																	
H4																	
H5																	
H6																	
H7																	
H8																	
H9																	
H10																	
H11																	
H12																	
H13																	
H14																	
H15																	
H16																	
H17																	
H18																	
H19																	
H20																	
H21																	
H22																	
H23																	
H24																	
H25																	
H26																	
H27																	
H28																	

目付管理 (省令種別)	納付日 (15日以上)	イメージ (図)	計算式	目付管理 (省令種別)	納付日 (15日以上)	イメージ (図)	計算式
A-1	○	○	○	B-1	×	○	○
A-2	○	○	○	B-2	×	○	○
A-3	○	×	○	B-3	×	○	○
A-4	○	×	×	B-4	×	○	×
A-5	○	×	○	B-5	×	○	○
A-6	○	×	○	B-6	×	×	○
A-7	○	×	×	B-7	×	×	○
A-8	○	×	×	B-8	×	×	×

- \*1 現在は作成されていない。現存物を記載。
- \*2 記載の初年度が機械採算年度のもの。
- \*3 保存無し
- \*4 中小企業倒産防止共済制度について-取引先企業の倒産の日に備えて- (S53.2)
- \*5 中小企業倒産防止共済制度のありまし (S53.3)
- \*6 中小企業庁編集





50.11.12

# 小規模企業共済制度，改善檢討事項參考資料目次

1. 企業共済，現況
2. 都道府県別加入狀況
3. 日数別在籍者
4. 簡易生命保険，遺族，葬費
5. 解約手当金支給方法，変更，損益，并付の影響
6. 余裕金，運用実態
7. (中々企業連済会共済事業用)
8. 消費者物価，他，経済指標，推移
9. 共済事由による共済金額
10. 解約事由による共済事由による解約手当金による共済金
- 11-1 掛金納付月数，12月未満，死亡脱退者数
- 11-2 死亡給付金，実績，推定計算
12. 事由別脱退狀況
13. 昭和47年，小規模企業共済法改正，際，中々企業政策審議会，同共済制度小委員会用座談會狀況
14. 中々企業政策審議会意見関連事項，改正狀況，方
15. 中々企業連済会共済制度改正経緯

14 中小企業政策審議会意見(46年8月)関連事項の改正状況と考之方

49. 5. 12  
松野 啓

昭和46年8月中小企業政策審議会意見	昭和47年6月改正状況と改正後の事項 についての考之方	現時美らふの考之方																														
1. 掛金額 1口600円、最高10口(6000円)を1口1000円、最高15口(15000円)まで引き上げる。と。	掛金月額 1口600円、最高20口(12000円)と改正し、掛金額1口600円を据えお、この時1口600円の加入者18.5%あり、これを1000円に引き上げるとは零細層に對し問題ある。掛金最高額の引き上げは口数を引き上げたことで達成できると考えられざる。と。	物価上昇に伴い、共済金の価値が低下している。このためにかんがみ、物価上昇に伴い掛金最高口数を引き上げる必要である。																														
2. 共済金算定、基礎となる残直脱退表、修正いつ、時期尚早と見送る。と。	各届年数、実績数値、これに短期間すぎ修正を計議するは、十分でない。	同 左																														
3. 解約手当金について、掛金額の $\frac{80}{100}$ に支払われる期間がある。と、少くとも $\frac{90}{100}$ に支払われるように、これを関連し $\frac{100}{100}$ あるいは $\frac{150}{100}$ に支払われると、その時期を繰りあげる。と。	<p>15年 <math>\frac{80}{100}</math> の期間を直統す。と、これに審議会の意見より改正される。解約、結構上</p> <table border="1" data-bbox="1104 914 1653 1265"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月以上</td> <td></td> <td><math>\frac{80}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>36月未満</td> <td><math>\frac{80}{100}</math></td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>36月以上</td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> <td><math>\frac{90}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>120月未満</td> <td></td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>120月以上</td> <td><math>\frac{90}{100}</math></td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>240月未満</td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>240月以上</td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> <td><math>\frac{120}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>360月未満</td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> <td><math>\frac{100}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>360月以上</td> <td><math>\frac{150}{100}</math></td> <td><math>\frac{150}{100}</math></td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	12月以上		$\frac{80}{100}$	36月未満	$\frac{80}{100}$	$\frac{100}{100}$	36月以上	$\frac{100}{100}$	$\frac{90}{100}$	120月未満		$\frac{100}{100}$	120月以上	$\frac{90}{100}$	$\frac{100}{100}$	240月未満	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	240月以上	$\frac{100}{100}$	$\frac{120}{100}$	360月未満	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	360月以上	$\frac{150}{100}$	$\frac{150}{100}$	—
	改正前	改正後																														
12月以上		$\frac{80}{100}$																														
36月未満	$\frac{80}{100}$	$\frac{100}{100}$																														
36月以上	$\frac{100}{100}$	$\frac{90}{100}$																														
120月未満		$\frac{100}{100}$																														
120月以上	$\frac{90}{100}$	$\frac{100}{100}$																														
240月未満	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$																														
240月以上	$\frac{100}{100}$	$\frac{120}{100}$																														
360月未満	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$																														
360月以上	$\frac{150}{100}$	$\frac{150}{100}$																														
4. 共済事由につき、改正を行なう。と。	現行制度については、脱退残直表等、保険数理上の問題がある。と、改正される。と。	財政收支上の問題がある。と、これは実現しない。																														
1) 掛金月額12月未満の場合、すべり掛捨てと、する。と、死亡の場合、掛金相当額を支給する。と。																																

昭和46年8月中小企業政策審議会意見	昭和47年6月改正税制と改正しなさいの取組 についての方針	現時点における方針
所得税と退職所得税とすべしである。	発生は経済事由の適用に依るものあり。	
<p>11. その他(制度運営の改善等)</p> <p>1) 関係する事業団は、本制度の普及、加入促進に一層の努力を行うべきである。</p>	第2次加入促進長期計画の推進、加入促進体制の強化、所要予算措置等とを実施してきている。	制度普及の第2次加入促進長期計画の推進、加入促進の、機構拡充等との関連予算要求の措置をとることとしている。
<p>2) 関係する事業団は、損益、収納率の面で加入者の利益を十分尊重し迅速かつ、簡便な事務運営が行われるよう自動振替制度の採用、前納減額制度の改善に一層の努力をすべきである。</p>	自動振替制度の推進を積極的に進めてきている。	増大する事務代行手数料の負担、自動振替制への積極的推進を行っていることあり、この予算要求の措置をとることとしている。
<p>3) その他、これら事業団の名称、加入促進の仕方等の面で加入対象者の抵抗感をもたすような加入に配慮する方針を検討していくべきである。</p>	<p>小規模企業共済事業団の名称、ト規模を削ることなど考えられているが、大蔵省等及び対意見もあり実現は困難である。</p> <p>その他、突如では加入促進パンフレット内容等、表現には配慮してある。</p>	現時点では小規模企業者施策の拡充という社会的要請が強まってきており、「ト規模」を削ることはむしろ不適当であると考えられる。